

比律賓篇

合計 一、一六二 五、二二九 六、三九一

農業以外の諸業を含めた日本人使用の比島人労働者数に就てはダヴァオ日本人會調査の數字は左の如くで前記の數字と若干の相違あるもこれは勿論調査基準と時日の相違によるものである。

邦人使用比島人労働者數

| 職業別 | 比島人 | 同上家族 | 計 |
|---------|--------|--------|--------|
| 麻山使備人 | 二〇、〇〇〇 | 八、二〇〇 | 二八、二〇〇 |
| 麻俵製造人夫 | 二、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 三、五〇〇 |
| 製材業人夫 | 一、五〇〇 | 六〇〇 | 二、一〇〇 |
| 埠頭人夫及漁夫 | 五〇〇 | 二〇〇 | 七〇〇 |
| 合計 | 二四、五〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 三五、五〇〇 |

尙ほ過去三十有餘年間にダヴァオ在留邦人によつて拂はれた犠牲と、築きあげられた業績の跡と現状とを數項の事實によつて略述しよう。

- 一、明治三十七年以來邦人の死亡者は約四千人の見當でその中三千人は病死、他は開墾其他作業中の奇禍又は蕃人の兇刃に殞れた尊い殉職者である。
- 二、現地生れの邦人兒童所謂第二世は既に一萬人を突破し、現在ダヴァオ地方に在住する者の中兩親共に日本人たる者は六千人、片親（主として母）が比律賓人たる者は約一千人、既に丁年（比島出生者の歸化權申請年齢）に達

して歸化權を獲得したる者も十數人居り、今後此の出生による歸化權獲得邦人第二世の數は益々増加する傾向にある。

三、邦人のダヴァオ麻栽培は一九三五年に於て同州生産高五六四、六〇九俵（一俵は三十二貫）の七二%に當る四十萬八千俵を生産し、翌年にはダヴァオ全州の麻生産高四五二、〇九八俵の七四%即ち三十三萬五千俵を生産して居る。而かもダヴァオ全州の麻生産高は一九三五年に於ては全比島麻生産高の三八%、一九三六年に於ては三三%に當るから、ダヴァオ邦人の麻生産高は全比島の生産高の夫々二七・三%、二四・四%に當る譯である。

四、一九二九年度に於てダヴァオ港の外國貿易は輸出一五、九一八、四五五比、輸入一、五六九、四三四比で米國は輸出に於て六五%、日本は二〇%を占め、輸入に於ては米國四五%、日本四二%であつたものが最近の一九三五年、一九三六年兩年度に於ては日本は輸出は未だしたが輸入に於ては左表の示す如く遙に米國を凌駕した。これは一面ダヴァオ在留邦人の購買力の増加と、他面在留邦人を通じて日本とダヴァオとの緊密化を物語るものである。

ダヴァオ港輸出入日米比較表

| 輸入 | 一九三五年 | 率 | 一九三六年 | 率 |
|-----------|------------|----------|------------|------|
| ダヴァオ港輸入總額 | 六九七、五八五・五二 | (比) 一〇〇% | 八九一、八五〇・六四 | 一〇〇% |
| 内(米國より) | 三八、八三五・六六 | 五・五 | 三六、〇一四・八二 | 四・〇 |
| 譯(日本より) | 五二一、九八一・八二 | 七四・八 | 五七六、一九一・三二 | 六四・七 |

| 輸 出 | 一九三五年 | 率 | 一九三六年 | 率 |
|----------|---------------|------|---------------|------|
| ダヴァオ輸出總額 | 一一、九六九、四六八・一五 | 一〇〇% | 一七、二六八、五六四・九四 | 一〇〇% |
| 内(米 國) | 六、〇七二、八七八・八七 | 五〇・七 | 八、五一七、一三三・九四 | 四九・三 |
| 譯(日 本) | 三、一三四、〇四〇・九八 | 二六・一 | 四、六七九、七三九・九五 | 二七・〇 |

五、一九三四年の統計によればダヴァオ在留邦人は同州市民納税額十四萬二千七百二十四比の五八%を納税し、ダヴァオ港關稅收入四十二萬四千七十一比の五五%を負擔し、一九三五年、一九三六年の兩年度に於ても殆ど同率の負擔をして居る。

III ダヴァオ問題の備、公有地法

邦人の斯の如き發展と躍進は何を招來したか？それは比律賓人及之が後見人たる米國人の感謝ではなくして、却つて米國人の嫉視であり比律賓人の恐日感情であつた。在留日本人が過去三十有餘年間僻遠の異域に開拓者として蕃人を對手に疫癘を冒し、獸蛇と闘ひつゝ、深山幽谷を切り開き、未開墾地を耕して收穫多き麻山となし農園を開拓し、何人も容易に入耕し得るやうになるや俄然我等が同胞の努力と犠牲を無視して、一片の法律によつて日本人をダヴァオの地から驅逐せんとして制定されたものが一九一九年十一月二十九日比律賓議會を通過して法律第二八七四號として公布された所謂公有地法である。同法の原法とも云はるゝ一九〇二年七月一日制定法律第九二六號の公有地法は面積の土地が少數者の掌中に獨占さるゝを防止せん爲め制定されたもので

一、比律賓若クハ米國ノ市民ニシテ滿二十一歳以上ノ者又ハ一家ノ戸主ハ五ケ年間ノ開墾、二ケ年間ノ占有、金十比ノ支拂ニヨリテ四〇エーカーノホームステッド(自作農園)ヲ獲得シ得ルコト

二、比律賓出生者ニシテ彼自身若クハ其祖先ガ一八九八年八月一日以後政府保有地ニ非ザル農業公有地ヲ開墾シ占有スル場合、若クハ一八九八年八月一日以前ヨリ三ケ年間引續キ開墾シ、一九〇二年七月四日以來公有地法實施ノ日迄之ヲ占有シタル場合ハ右ノ者ニ對シテ四〇エーカーヲ限り該土地ノフリー・ベイトントラ與フルコトヲ得

等のことを規定したものであつたが、一九一九年の公有地法は根本に於て其目的を異にし、外國人の土地所有を禁止する爲めであつてその目標は勿論日本人にあつたのである。而して此の法律は一九二二年二月二十一日法律第二九七五號、一九二四年五月六日法律第三一六四號、一九二五年一月十九日法律第三二一九號、一九二七年二月十日法律第三三四六號、一九二九年一月三十日法律第三五一七號、一九三二年二月十一日法律第三八一九號及一九三三年三月一日法律第三九九五號等により數次の修正改訂を経て現行比律賓公有土地法(比律賓聯邦法律第一四一號、一九三六年十一月七日裁可)となつたものである(同法全文本書附録參照)。

即ち現行比律賓公有地法第十一條によれば農業公有地取得の方法は左の四種に依る外はない。

(一) ホームステッド設定ノ爲

(二) 拂下

(三) 租借

(四) 不完全ナル地券ノ確認

(イ) 裁判所ノ認可
(ロ) 行政上ノ認可 (フリー・ベータント)

而して右取得者の資格條件に就ては同法第十二條、第二十二條、第三十三條、第三十八條、第四十條の規定が之を規定して居る。

第十二條 滿十八歳以上又ハ一家ノ戸主タル比律賓市民ニシテ比律賓ニ於テ二十四ヘクタール以上ノ土地ヲ所有セサル者又ハ合衆國ノ比律賓領有以來二十四ヘクタール以上ノ土地ノ無償分配ヲ受ケタルコトナキ者ハ二十四ヘクタールヲ超エサル範圍ニ於テ農業公有地ノホームステッドヲ出願スルコトヲ得

第二十二條 比律賓市民ニシテ成年ニ達シタル者、成年ニ達セザルモ家長タル者、比律賓ノ法令ニヨリ組織設立サレタル會社又ハ結社ニシテ其資本金又ハ該資本ノ株式ニ對スル配當金六〇%以上カ比律賓市民ニ屬スルモノ及政府ノ特許ニヨリ比律賓ニ設立セラレタル法人又ハ本章ニ定ムル手續ニヨリ個人ニアリテハ一四四ヘクタール、會社又ハ結社ニアリテハ一〇二四ヘクタールヲ超エサル範圍内ニ於テ本法ニヨリ處分スヘキ農業公有地ノ拂下ヲ受クルコトヲ得

組合ニアリテハ組合員一名ニ付一四四ヘクタールヲ限り拂下ヲ受クルコトヲ得但シ其總面積ハ本條ニヨリ會社ニ對シ認ムル一〇二四ヘクタールヲ超ユルコトヲ得ス

第三十三條 成年ニ達シタル比律賓市民及比律賓ノ法令ニヨリ組織設立セラレタル會社又ハ結社ニシテ其資本金ハ該資本株式ニ對スル配當金ノ六〇%以上カ比律賓市民ニ屬スルモノハ合計一、〇二四ヘクタールヲ超エサル範圍ニ於テ本法ノ規定ニヨル土地ヲ租借スルコトヲ得、租借地カ牧畜ニ適シ且ツ該目的ニ使用セララルトキハ二、〇〇〇ヘクタール迄ノ土地ヲ許可スルコトヲ得

第三十八條 租借期間ハ二十五年以内トス、但シ租借人カ重要ナル工作物ヲ設ケタルニヨリ農商務長官カ租借ヲ更新スルヲ適當ト

認ムルトキハ更ニ一回ヲ限り二十五年以内ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得、租借期間カ最終的ニ滿了シタルトキ租借人、其相續人、遺言執行人、遺産管財人、承繼人又ハ讓受人ノ施設シタル建築物及其他ノ工作物ハ總テ政府ノ所有ニ歸シ該土地及工作物ハ本法第五章ノ規定ニヨリ之ヲ處分ス

第四十條 租借人ハ農商務長官ノ同意ヲシテ權利ヲ讓渡シ、擔保ニ供シ又ハ轉貸スルコトヲ得ス、但シ如何ナル場合ト雖モ投機ノ目的ヲ以テ之ヲ讓渡シ、擔保ニ供シ又ハ轉貸スルコトヲ得ス、且本條ノ規定ハ本法ニヨリ公有地租借ノ資格ナキ個人及會社ニ對シ本法又ハ舊法律ニヨリ租借シタル土地ヲ讓渡シ、擔保ニ供シ又ハ轉貸スルヲ許サザルモノト解釋スヘシ

前記の公有土地法の最初の目標が日本人にあつた以上眞先に此の影響を受けたものはダヴァオの邦人であつた。之が爲め小規模の私有地を除き新に農業用地を買入又は租借することは不可能となつた、尤も會社又は法人組織として比律賓人又は米國市民が其株式の六一% (當時は現行の六〇%より一%多い六一%とあつた) 以上を有する會社に割込んで合法的經營を繼續する方法もあつた。併し當時ダヴァオの現地を視察調査した者は何れも日本人の發展の根強さを知ると共に、今徒らに強壓を加へて日本人をダヴァオから退去させることはダヴァオの將來に非常に不利なことを知つた比律賓政府當局は極めて妥協的態度に出でざるを得なかつた。従つて一九二六年邦人の公有地法違反の聲高まつた際、土地局次長以下數名の局員が現地に出張して約二ヶ月に亘つて調査した時も違法の事實は認められずして却つて『日本人がダヴァオの農業發展に貢献した所は大なるを以て、其合法的事業の遂行に不當な妨害を加へてはならぬ、政府は寧ろ好意を以て彼等の立場を考慮してやる必要がある』と云ふ頗る好意ある報告すら發表されたのであつた。然るに一九三〇年四月には開港して未だ五年にしかならぬダヴァオ港視察に來た時の農務資源長官アルナン氏が歸京匆々左の如き報

告をして比島政治界經濟界に一大センセーションを惹起した。

アルナン農務資源長官ダヴァオ視察報告

(一) ダヴァオ州はミンダナオ島諸州の中最も富裕なる州なるも比律賓政府に對しては最も重大なる問題を提供するものである。

ダヴァオは日本人の小植民地である。

ダヴァオ農産物及ダヴァオ輸出貿易の大部分は日本人の支配下にある。

輸入の九八%は日本より來り二%は米國及濠洲より來る。

(二)(三)(四)(五) 直接間接に日本人の支配下にある土地の實際面積及それが如何にして日本人の手に渡りたるか取調べの爲め予は調査員をダヴァオに残した。

日本人がその資本並に農業知識を以てダヴァオの進歩發展に貢献せる處多き事實は之を認める。

日本人は耕地内に道路を建設し麻挽新式機械を輸入し比島人に對し種子の選定及耕作方法を教示した。

(六)(七)(八) ダヴァオに在住する多數米、比人の意見と同じく予はダヴァオ開港を以て政策の失敗であると信する、ダヴァオ開港により日本人のみ利を得て未だ幼稚な沿岸貿易の發展を阻害するからである。若し同港の開港なかりせば日本人の直接日本に輸出する凡ての物産は必然的にサンボアング、セブー或はマニラの諸港に送られ、従つて日本人は比律賓海運業者に對し前記諸港までの運賃支拂を必要とするが故に沿岸貿易を利用する所大なるものがある。

アルナン長官の此の提議は全くダヴァオ日本人の發展を嫉視しての偏見論で常識ある者の賛成し得ぬのは勿論でマニ

ラ・ブレティン、トリビューンの二英字紙が極力之に反對し、「比島内一部に於ける外國人の發展を殺ぐは比島の自殺的行爲である」と論じたばかりでなく、米人其他の外人麻取引業者は勿論其上長官たる遞商長官ベレス氏までが反對したのでダヴァオ港閉鎖案は御流れとなつた。次で起きたものは日本人所有土地買収案であつたが、之は又見積價格の巨費から到底現在の比律賓政府の財政状態では支辨し得ずとのことでこれ亦流産となつたものである。

此の後に來たものが日本人所有土地取消問題である、問題の口火はユーロヒオ・ロドリゲス氏がマリーフィ總督によつて農商務長官に任命された一九三四年七月二十四日から間もない九月の憲法會議席上ダヴァオ州代表バンタレオン・ペラヨ氏によつて切られた。ペラヨ氏曰く「大地主たるダヴァオの比島政府高官は日本人と結托して土地法網を潜つて公有地の再租借をして居る」と。此の演説は憲法會議席上では本會議にて討議すべきものでないとの理由で、問題とはならなかつたが比島の各新聞、雜誌は之を社説に論じて當局へ警告した。茲に於てロドリゲス長官は先づ其小手調として多年の懸案であつた政敵アギナルド將軍、アグリバイ大司教等が西班牙領時代から所有して納税すらしなかつた廣大な土地に對し、公有地法を適用する事を聲明して人氣を博するや、實弟フリアン・ロドリゲス氏が當時ダヴァオ州選出下院議員たるを好機として、同年十二月先づ弟をダヴァオの現地に派遣し、次で議會に於ける外人土地所有問題調査委員長アルゴシ氏を南下させ、更に翌年一月七日には秘密命令第四十二號を以てアルフレド・ファハルド氏を委員長とする六名より成る土地調査委員をダヴァオに派遣し、二月初旬にはロドリゲス長官自身、司法次官ベルゲソン、土地局長ラモス、上院議員ノラスコ、リサール州知事セヴィリア其他一行十五名の同勢でダヴァオに乗込み實地調査を行ひ、二月十四日マニラに歸着するや直ちにヘーデン代理總督と協議の結果、問題解決案として左の四案を提出した。

- 一、公有地法違反租借の無酌量取消。
- 二、損害を補償して再租借を解除する事。
- 三、再租借を適法化する事。
- 四、再租借を取消して日本人直接の租借に変更する事

然るに斯かる數個の代案を用意したロドリゲス長官は、其後俄に其態度を硬化して第一案一點張りで邁進するに至つた。之には前記フアハルド調査委員長の最終報告書（一九三五年二月十一日作製、同月十八日修正）に刺戟された結果であると思はれて居る。右委員會はフアハルド氏の外土地検査官ホセ・スギタン、ホセ・ウアラドリッド、モイセス・サンアグステイン、バストール・セバステイアン及びベルナルド・アルバノの五氏によつて組織されたが、尙ほ現地に於ては五名の公有地検査官が之に参加補佐し、報告書は一行のグヴァオ到着の一月十四日より約一ヶ月を費して完成されたもので、其内容は日本人土地所有者にとつて極めて不利なものであつた、今其概要を左に摘譯しよう。

『グヴァオに於て日本人に公有地をリースする慣習は行はるゝ事は疑問の餘地なし、而かも其證書面の形式は極めて用意周到に書かれて、公有地申請によつて目的とさるゝ土地はリース契約書の上には表示されて居らず、該證書面にては公有地申請人と日本人との間に結ばるゝ契約書は所謂「請負」(請負)制度として知らるゝ個人労働雇傭契約の如くなり居れり。該證書は普通に先づ日本人は其土地を開墾し自費を以てアバカを植付くる云々の條項を以て始まり居れり。次にアバカ植付が既に二ケ年に達した時は日本人は其植付たるアバカ一株に付一比を支拂はるゝ旨の條項を置き、若し申請人が此の約を果さざりし時は日本人は十年乃至十五年間該土地に止まり之を占有し、開墾し、アバカを植付け、纖維を挽き、之が賣上の八割五分乃至九割を取り、残りの一割五分

乃至一割を公有地申請人に與ふる旨を規定し居れり。尙ほ日本人は總ての費用を負担し且つ土地の耕作に對する税金をすら支拂ひ居れり。前記契約の條項に従ひ日本人は公有地申請人の出願して許可を得たる土地を十年乃至十五年完全に占有しアバカ栽培をなし居れり。換言すれば日本人の享有する地位は單なる労働者の地位に非ず。又其契約は雇傭労働契約とも解釋し難し。眞の労働契約に於ては労働者は其提供する勞力に對し一定の賃銀を支拂はるゝものなるに、日本人と公有地申請人との間の契約に於ては日本人は申請人より何等の報酬を受けず、事實は寧ろ全く雇傭契約の原則に反して被傭人たる日本人が却つて使傭主たる公有地申請人に土地の生産物の賣上高の一割乃至一割五分を支拂ひ居れり。斯の如き支拂は明白に土地の使用に對しなされた事を表示するものにして、兩者の眞實の契約はリースの契約にして決して雇傭契約に非ず、之は明かに公有地法に規定され居る公有地申請人は其土地を他にリースし得ずとの條項に抵觸するものなり(中略)。

就上の如く本報告に蒐集せる材料は委員會の総合的判斷とグヴァオにある日本人所有地の全面積なり。

一、私人より獲得したる日本人耕地

件 數

八九

全面積(ヘクタール)

二、七五二・一〇六六

グヴァオ在留日本人所有私有地面積の中一〇一一・七四七四ヘクタールは同地日本人經營の二大農耕會社の一なる古川拓殖會社に屬す、而して其面積の半以上は西班牙人の會社たるクイ・ガルド・ヒメネス商會より譲受けしものにて、三分の一はグヴァオに於ける米人開拓者の一人たる故ジュニムス・パーチフィールド大尉より購入せるものにて、殘部は個々の比律賓人地主より購入せるものなり、他の一つの日本人經營大會社たる太田興業會社の所有にかゝる私有地購入は極めて小面積にて比律賓人個人より購入せる僅か五ヘクタールあるのみ。其土地は現に同會社のグヴァオ事務所と麻包俵所に使用され居れり。此の外私有地を購入所有するものにグヴァオ商會社なる日本人會社あり、同會社の所有地は二二九・五四〇七ヘクタールなり。

ダヴァオにある其他の日本人所有の私有地は多く比律實人より購入せるものにて小資本の日本人の經營に屬し居れり。

二、政府より合法的に獲得せる日本人所有公有地

| 申請の形式 | 状態 | 件数 | 面積(ヘクタール) |
|-------|-------|----|-------------|
| 拂下 | 特許済 | 五 | 四、〇六四・〇九六七 |
| 拂下 | 特許發行中 | 二 | 一、三一二・八九八六 |
| 租借 | | 七六 | 三二、二〇二・〇八九七 |

日本人會社の申請拂下による耕地面積は最小なるものはタロモ拓殖會社の三六七・七六四八ヘクタールより最大なるは太田興業會社の一、〇一五・〇六七六ヘクタールまであり、租借申請のものはカタルナン農事會社の一二〇・七七八五ヘクタールより南ダヴァオ興業會社の一、〇一七・三八〇二ヘクタールまであり。

茲に注意すべきは日本人會社の拂下申請七件の中三件、又租借申請七十六件中三件は元米國人の申請によるものなりしを日本人が購入して所有者となりしものなり。

三、比律實人及米人の出願にかゝる公有地にして日本人の占有するもの

| 申請の種類 | 面積(ヘクタール) |
|---------|-------------|
| 租借 | 一八、一〇四・三四八一 |
| 拂下 | 五、九四九・四六二一 |
| ホームステッド | 三、〇七六・〇一〇〇 |
| 無償特許 | 二、一二一・六二一五 |
| 合計 | 二九、二五一・四四一七 |

比律實人及米人の出願にかゝる公有地にして日本人の占有するもの、全面積の半以上は租借の下に出願されたる公有地たる事は牢記するを要す。其理由は明白なり。即ち一個人が拂下申請により出願し得る限度は一四四ヘクタールにして、ホームステッド又は無償特許の形式による限度も共に二四ヘクタールに過ぎざるに反し、租借申請によれば最大限一〇二四ヘクタールまで許され居るが故なり。大面積の耕地の租借申請の例はギアング地区のダクダオス・スアレ・ラクソンス會社にあり。

以上の数字よりしてダヴァオ州にある日本人の占有、又管理下にある全耕地の概要左の如し。

| 種類 | 面積(ヘクタール) |
|-------------------------------|-------------|
| 個人より購入せる土地 | 二、七五二・一〇六六 |
| 拂下特許済 | 四、〇六四・〇九六七 |
| 拂下特許發行中 | 一、三一二・八九八七 |
| 租借 | 一九、八七〇・八九八〇 |
| 有資格出願者の出願にかゝる公有地にして日本人の占有するもの | 二九、三五〇・三八六七 |
| 合計 | 五七、三五〇・三八六七 |

因にダヴァオ州全體の面積は約一、九二九、七二四ヘクタールなり。」

以上がフアハルド報告書の概要であつて別に地圖及附帯統計を附して居るが茲には略す。尙ほフアハルド委員長は其報告の末尾に「委員會はプランテーションに於ける現状及日本人がダヴァオ州の經濟的發展に貢獻せる事實を述べて本問題の解決を農商務長官閣下に一任す」云々の御座なりの外交辭令を附して居るが、其要點が排日的であつて此の報告が基礎となつてロドリゲス長官の態度方針が硬化した事は前述の通りであるが、尙ほ之を立證する一例として同長官と

ヘーデン代理總督との間に交換された往復文書の一つである一九三五年三月二十六日附の書簡の一節を左に抜摘する。

三月廿一日附第信にて御報告申上候通り既に三隊の測量調査隊をダヴァオに派遣し、該州に於ける公有地、地區の限定及再區劃を行ひ且つ土地登録法の下に該地の地券が問題と相成候土地の測量に従軍せしめ居り候、此測量及再區劃は公有地の處分を促進し、且つ外國人所有地今後の擴大を防止するに有効なる事を確信仕候……尙ほ關係諸州の土地局全検査官に訓令を發し、政府が適宜の行動を採る上に必要とする證據湮滅の爲めに外國人が證據物を回收しつゝありと報道されたる耕地につき嚴重調査を命じ候……要之政府は適當の時機到來の節全部に亘り一舉に行動し得る爲めに凡ゆる必要資料及報告を集め置くこと希望に堪へず候。政府が如上の證據材料を充分に蒐集後並に閣下の訓令に基き、政府は公有地違反の確證事件に對し夫々其取消又は拒絶を斷行し得る次第に御座候……政府は本案の實行により國際關係の惹起さるゝ虞ある事を充分認識致し居候、従つて普通以上特に慎重に考慮研究致居候。

ダヴァオ公有地の不法租借又は再租借の取消を實行する時機到來の節、若し本官が尙政府に在職致居候は、尙も一ヶ月の期間現地に出張し政府の方針遂行の爲め道德的助力を致さし所存に御座候。

右の文書がヘーデン代理總督によつて確認され、其具體案が六月八日米國から歸任したマーフィ總督によつて承認されて間もなく、ダヴァオに於ける不法租借、拂下及ホームステッド取消の命令がマーフィ總督の名によつて行はれた。其第一回の槍玉にあげられたものは三十二件(二十八名)で其全部が比島官吏、前官吏及其妻女であつた。そして其對手方の全部が又日本人であつた。其理由今後の方策等に關しては六月二十日ロドリゲス長官からマーフィ總督に提出された覺書に詳しいから、稍々長文に亘るがその内容を左に抄譯する。

「ダヴァオに於ける不法租借若しくは再租借公有地に關する一九三五年六月十七日の會議に關連し今後本官の探らんとする方策を左に具申致候

- (一) 既に御諒承の如く本官は第一着に農商務長官の承諾なくして不法に其所有地を租借又は再租借したる政府官吏に對する租借權又は其他の申請を取消若しくは拒絶すべく候
 - (二) 現職官吏の出願取消又は拒絶の後本官は舊官吏の出願を拒絶する決心に御座候、彼等は在職中其地位を利用し違法的に土地の申請をなし、又他處渡をなしたる者に御座候
 - (三) 官吏の妻女の出願取消又は拒絶
 - (四) 次に本省は以上擧げたる官吏又は關係者以外の者にして、農商務長官の承諾を得ずして其土地を第三者に租借又は再租借したる土地出願に對し處分をなす方針に御座候
- 若し第三者が政府の許可なくして比島人又は米國人申請者と契約を結び居るとしても、それは彼等自身注意すべき事にして其責任は彼等自身負ふべきものに御座候、如何となれば公有地の申請に於て政府の直接交渉するものは申請者にして、第三者とは何等の關係なき(假に第三者が申請者と直接に契約ありとしても)故に候、何れにしても政府の行動により苦痛を受くる關係者は何人と雖も、其損害の賠償の爲めに、若し其要求が至當であれば、裁判所に訴願し得る次第に御座候

兼にヘーデン代理總督に提出の一九三五年三月廿六日附覺書に認め候如く、土地法違反の申請公有地を取消又は拒絶する時期到來の節政府に回收する麻耕地の管理は織維検査局、殖産局、土地局、通商局等政府部内より麻の栽培耕作、織維の選分格付並に販賣處理等の事情に通曉せるそれらの適任者を選抜して擔當せしめ得べく候、又假に政府に回收された耕地が回收以前の如き收穫成績を擧げ得ざるとするも、或は又管理の缺陷により耕地が荒廢の狀態に歸するとしても尙斯の如き狀態は生産の減少となり現下の世界的織維生産制限動向に合致し却て一般麻栽培者に利益を與ふることにも可相成と存候

以上の如き事情に有之、若し閣下より別段の御指示無之限り本官は直ちに不法所有地の取消又は拒絶の方策に着手致す覚悟に御座候。

斯くて公有地の取消も前記覚書にある如く最初は現職官吏又は元官吏、若くは其妻女に限られて居たが、遂には其範圍は一般申請人にまで擴大され、七月九日には比律賓人醫師某の土地も日本人數名が入耕し居る事を理由として取消され、七月二十六日にはロドリゲス長官の名に於て左の如き期限満了公有地の期限延期の非常政策まで採られるに至つた。

「ダヴァオに於ける外人租借公有地にして一九四一年、一九四二年、一九四六年及一九五二年に契約期限満了する一切の租借地の期限延期を許可せず」

此の間にあつて租借地取消は百餘件に及び尙ほ廣範圍に亘る個人所有のホームステッドに迄波及したので、隠忍自重せる在留民も黙しきれず九月十三日ダヴァオ日本人小學校校庭に在留民大會を開き、大要左の如き聲明書を決議すると共に太田興業會社社長諸隈彌策氏、古川拓殖會社社長古川義三氏外二名を本國日本政府及比島政府への陳情委員として派遣を滿場一致可決した。

「今回ダヴァオに於ける米比人所有耕地取消處分策出したる爲め、勢ひ入耕中の邦人農業者數千名の立退きを強要せらるゝに至れり。抑もダヴァオが名もなき一漁村より今日マニラ麻の主要産地として世界に其名を輝かし得るに至りたるは實に過去三十幾星霜昔々同胞が不撓不屈、孤立無援の異域に於て幾多の困苦と缺乏とに堪へ、千古斧鉞を入れざる原始林の開拓に苦闘を續けたる血と汗との結晶の賜なりと謂ふべし。」

然るに比島政府當路者及知識階級中、現在のダヴァオ邦人の發展を嫉視し且つ其將來に對し多大の疑懼脅威を感ずるものゝ如く、今回の米比人所有地取消命令の如き、表面綱紀肅正其他の理由を装ふと雖も、其眞の目的は偏狹なる國民主義、排外思想に基くも

のにして、將に獨立過渡期に入らんとする彼等は此の際一舉に日本人の勢力を驅逐せんとするものなり。而して租借又は拂下公有地に對する今回の取消理由に就ては、法理解釋上多大の疑義を有するものにして既に取消命令を受けたる邦人の關係する米比人租借、又は拂下公有地の開拓方法（歩合制労働契約の一種）若くは之に類する方法は數十年來比島各地に行はれ來りたるものにして、今日に至り突然之を土地法違反として處斷し、邦人入耕者にとり重大利害關係を有する地上物までも、政府が沒收せんとするが如きは不公正且つ言語同斷の處置と云はざるを得ず（下略）。

一方比島政府は着々として原方針の遂行に進み十月一日までには發表済取消數百〇四件、未發表の分八十三件、合計百八十七件に及んだ、内譯左の如し。

| | 件數 | 申請面積 （クタール） | 日本人所有 （クタール） |
|---------|-----|----------------|-----------------|
| 拂下地 | 五三 | 三、四四八 | 一、八三五 |
| 租借地 | 二八 | 一〇、九七四 | 四、六六三 |
| ホームステッド | 六六 | 一、〇五六 | 六八五 |
| 無價許可地 | 四〇 | 七二七 | 三九一 |
| 合計 | 一八七 | 一六、二三七 | 七、五七六 |

右の内發表済の分百〇四件の取消命令により影響を受ける邦人及其作付段別、麻株數等左の如し。

| | | | |
|------------|------|-----|------------|
| 邦人自營者小作人 | 三九一名 | 同家族 | 八二四名 |
| 作付段別（クタール） | | | 四、四〇六 |
| 麻 株 | | | 四、三四七、六五五本 |
| 第七 産 業 | | | |

他方ダヴァオ日本人代表四名は九月二十四日先づ第一回會見をロドリゲス長官と行ひ既發取消命令の實施延期と今後の取消中止方を要請したが、ロドリゲス長官は「不法租借取消は裁判所の反對命令がない限り斷じて中止せぬ」と頑張り事態は益々悪化の一路を辿るばかりであつた。此の間にあつて調査委員長のフアハルド氏は八月に再びダヴァオに赴き十月二十三日三度びダヴァオに實地調査に出張したが、第三回のダヴァオ出張に際して同委員長が同船の著者に語つた左の言葉によつても其意向は窺ひ知れると思ふ。

「此の問題は一九一九年の法律によつて外人は土地所有が出来なくなつたのを比律賓人が自分の手で耕作不能に陥つては其土地を日本人、支那人に譲つて其收穫高の八、九割を右外人に、一、二割を比島人が穫て居たものである。若し自分の報告の結果ロドリゲス長官が執つた手段が不當と考へるならば、日本人は試訴を起して公平な判決を裁判に求むればよい。吾々は日本人をダヴァオから追出さうとして居るものではない。政府は比島人にして土地法の條項に違反する原租借者に對し法律を勵行せんとするものである。日本人は原租借人たる比律賓人又は米人に要求をなすがよい。寧ろ問題を茲に至らしめた責任は日本の總領事(前マニラ總領事木村惇氏を指す)にあると思ふ。比島人は比島政府當局に而して日本人は日本總領事に相談して事をやれば今日の如き状態にはならなかつたと思ふ」

一九三五年十一月六日ダヴァオからマニラに歸着した著者が、ロドリゲス農商務長官を同官廳に訪問して意見交換を行つた時の同長官の意見も法律論的解決を主張するものであつた(註1)。要するにダヴァオ問題は日本人の發展に嫉妬と恐怖を感じる外國人と、之を利用せんとする一部野心政治家の合作に端を發して居ると見られる。而して之が説明は寧ろ比島人識者の言を藉りるが妥當と信するが故に「ダヴァオ問題」の著者前比律賓ヘラルド社總支配人モデスト・フ

アロラン氏の意見を引用する。

「日比間の親善關係を阻害せん爲めにあらゆる出來事に細心の注意を拂つて居る日本の敵は、我國民に對し日本は恐るべき怪物であつて之と交際しても何の好意も有情も期待し得ずと云ふ觀念を殆ど完全に植付けて了つた。彼等は終始日本の悪口譏諷に努め、彼等自身は常に比島の安寧幸福を懸念すると稱しながら常に之を裏切つた行動を敢てして居る。即ち彼等はタイディングス・マクダファイ獨立法に表示された明白な聲明があるに拘らず、現在の統治關係(米國の領土たる事)を恒久化せんとして居るのである。彼等は曰く、日本はダヴァオに又比律賓に野望を抱いて居る、そして比島獨立が宣言された直後日本は必ずや比島を奪取するであらうと。彼等は恰も斯の如き威嚇によつて吾々が獨立の希望を放棄するとも信じて居るもの、如くである」

前比島副總督ヘーデン氏の如きも其一人と見られる。彼はダヴァオ土地問題で在比邦人並に故國日本の朝野の神經が昂ぶつて居る十月十日、ロスバニオス農業大學に於て左の如き演説をして暗に日本人の野心を仄めかして比島青年の若き血潮をいらだたせた。

「比島民が彼の地味豊饒なるミンダナオ島を未開發の儘に放置する限り、ミンダナオ島は比島民以外の國民に垂涎措く能はざる好餌を提供して居るに等し」

ロドリゲス長官は又此の問題を有利に解決して自己の名聲を博すると共に、將來の政治的立場を作らんとするにあつたもの、如く、其野望は既に彼がアギナルド將軍、アグリバイ大司教兩政敵巨頭の不納稅土地を槍玉にあげて大向の喝采を博した時に萌して居た。而かも彼の方針が在留邦人の豫想外に強硬な反對に直面するや、稍下手に出て最初は取消

命令の中止にすら反対した彼が、十月には既發取消命令の實施延期にすら同意をした事は、日本と事を構へてコンモンウエルスの前途に暗影を投げる事を恐れたケソン氏の注意にも因ると想像されるが、一面からは矢張り彼が自己の政治的將來への考慮を別な立場から拂つたからであるとも觀られる。同時に此の問題をコンモンウエルス樹立前に解決せんと焦慮したロドリゲス長官としては、到底豫定の時期までに解決不可能と見て其態度を緩和した事實もある、此の點大統領ケソン氏の意見と立場は大分違つて居た。一九一九年ダヴァオ土地問題が初めて比律賓議會の問題となつた時、氏は當時上院議長であつたが次の如き權威ある意見を發表した。

「個人的には自分は比律賓にある總ての公有地を大會社に租借せしむる事に賛成である……結局は七十五年後に其地上物と共に吾々に返還せられるであらう。吾々の限られた資力と人口とを以てしては今後七十五年間に此等の公有地を開拓することは不可能である。吾々としては日本人に對し敵對的態度を採る必要はない、吾々が門戸を開放せんとした時に不幸その場に引かゝつた人に對しては門内に入るを許すべきである（著者註、當時在留した日本人の既得權は認むべしの意であらう）。これは日本との友誼親交の爲め又少くとも國際儀禮上許さるべきことである」

外國人の權益及投資の保護に關しては彼は一九三五年十一月十五日の大統領就任式演説に於ても左の如く述べて居る。

「外國及其國民との關係に於て友善と親善、其正當な投資及事業に對する保護は比島に居住し、商賣し又は其他の職業に於て比律賓人と交渉ある米人及外國人に對し、新政府の代表者として余の確信する所である」

即ち比律賓政府の最高當事者たるケソン氏としては比島の將來を考慮して、如何に米國の後援があつたとしても日本

の感情を殊更害する如き事は決して好む所ではなく、それが爲めにダヴァオ問題に就てもロドリゲス氏と其腹心にして、法律一點張の解決案を報告中に勸説したフアハルド氏のみに一任して居ては、事態は益々悪化するばかりと憂慮したケソン氏は一九三五年十月末から十二月にかけてのダヴァオ問題實地調査に際しては、自己の意を帯した辯護士ニカノール・ロハス氏を政府顧問に任命して、フアハルド氏と同行せしめたものである事はロハス氏自身著者に語つた所である。又前記フアロラン氏の「ダヴァオ問題」中に表現された意見は、實はケソン氏の意を承けたものだと信ぜらるゝ節が多い、今同著中の一節を左に抜譯する。

「ダヴァオの實地研究後私は問題は要するに「再租借」か否かに歸着すると云ふ結論に到達した。而してダヴァオに於ける日本人の土地所有が再租借か如何かに就ては政府調査委員の中にも意見は一致して居ない。併し私は日本人並にダヴァオの人々に對する正義の爲めに私は結論として斷言する、即ち比律賓人の愛國心に訴へんとする煽動的記事に示されて居る如何なる形式の「土地奪取」も實際はダヴァオには存在して居ない。之に反する如何なる斷定もそれはダヴァオに在留日本人を不當に誹謗するものであり、同時にダヴァオに居る吾々の同胞に對する許し難き侮辱である。斯の如きは何等根據なき不當侮辱であつて日本人の如き自尊心の強い國民として憤怒措く能はざらしめる、それは唯徒らに憤怒を招き悪感を生ぜしめ不信誤解を培ふに過ぎないものである」

一九三六年四月初旬ケソン大統領が南方視察と稱してダヴァオに赴き農商務長官ロドリゲス、司法長官ユーロ、内務長官シソンの諸氏を態々同地に招致して問題解決の基礎案を現地に於て作製せんとした眞意は察せ得られる。併し乍ら此の問題が比律賓政府對日本人土地所有者間の單純な法律上又は事實上の問題ばかりでなくして、日比間の國際問題で

あり更に延いては比律賓の後見者たる米國の意向を考慮せねばならぬ重要關係の存在する事である。成程一昨年末ダヴァオ問題が再燃した當時の米國政府當局は「之は比律賓自身の問題であつて米國としては與り知らぬ處である」と所謂外交的否定をして居るが、事實は之に反し大に關心を持つて居る事は當時の總督マクドナルド氏が一九三五年春歸米の際ルーズヴェルト大統領に詳細な報告と意見を具申した事と、同年十一月十五日のケソン氏のコンモンウェルス大統領就任式に參列の爲めルーズヴェルト大統領の個人的代表として來比したダーン陸軍長官が、翌日の十六日急遽マニラを軍艦チエスター號で出發しながら、態々ダヴァオにだけ立寄つて實情調査を遂げて往つた事實に徴しても明かである。之を裏書する事實としては比島政府又は比律賓政治家に陰に陽に働きかけられつゝある運動として

- 一、日本を主たる目標とする對外關稅障壁を極度に引上ぐる事
- 二、比島にある外國人殊に日本人の勢力を一掃する事

が著々行はれて居る。之が側面的宣傳機關としては比律賓に於ける最大の米國系英字紙たるマニラ・プレティンが常に排日的旗幟を鮮明にして、ダヴァオは將來第二の滿洲となり、滿洲國 Manchoukuo に對するダヴァオ國 Davao となるであらう等の宣傳が旺んに行はれて居る。著者がダヴァオからマニラに歸つた數日後同紙記者との會見に於て其の印象を聞かれ、「ダヴァオ問題は同地に於ける過去三十餘年間の日本農耕者がバイオニヤとして貴き犠牲と苦き經驗とを拂つて築き上げた現状、そしてそれが過去、現在、將來に於て比律賓の産業、貿易上如何に甚大な貢獻をなし且つなしつゝあるかを知るならば、比律賓政府は單なる一片の法律論によつて輕々に之を解決し去らんとするは不當である。又此の問題には微妙な國民的感情が絡はり、重大な國際關係が交錯する以上、唯だ法律を楯にとつてダヴァオ日本

人の驅逐を強制せんとする如き事あらばそれは重大な結果 *Serious consequences* を招來するであらう」と語るや、翌日
のプレティン紙は

「日本人曰く、若し法律實施されなば「重大なる結果」を招來せん」

と大標題して番に之を記事としてセンセーショナルな取扱をしたばかりでなく、翌々日の十一月十一日の社説に於ては「ダヴァオの挑戦」と題する長文の論説を掲げて大要左の如く論じた。

「ダヴァオに自ら實地調査を行ひ歸つてはロドリゲス農商務長官其他の關係官吏とダヴァオ土地問題に關し會見し
たる東亞經濟調査局員濱野末太郎氏は、ダヴァオ日本人土地所有に關する難問題を解決するに當つて比律賓政府が法律上の權利を行使して之を勵行せんとする如き事あらば重大な結果を招來するであらうと脅嚇的態度を示して居る……吾々は感情や御都合や脅迫によつて吾々の法律を曲げてはならぬ。但し法律を一片の反古紙とするなら別だ。又吾々はダヴァオに於ける日本人の成功に對する嫉妬から氣が狂つてはならぬ。彼等の一片の權利をも否定するものではない。併し乍ら之が爲め日本人を恐れて土地法を無視し、吾々の權利、財産を放棄するものであるなどの誤まれる印象を與ふる如き卑屈であつてはならぬ。吾々は嚇しも嚇されもしてはならぬ。又法の範圍を超えても超えさせられてもならぬ」

會ては米本國加州、アリゾナ州等に起つた日本人土地所有問題に鑑み、問題の根をダヴァオの地から斷たんとするの
が米國の眞意と見られる。そして他面同じ東洋人種たる日比人の接近は米國としては決して好む所ではない。茲に於て
ダヴァオ問題の眞相なるものに關し、一部論者の間には次の如き穿つた説さへ流布されて居る。

「米國としては比律賓が獨立した暁、日本人が比島に經濟的權利を足場として、遂には政治的、軍事的侵入をなすを恐れ、之を未然に防止する方法として先づダヴァオに於ける日本人の根據たる麻耕地から、日本人を驅逐せんとして居るもので、同時に此の問題を契機として日本人と比律賓人との間を長く仲違ひさせて置く事は、米國にとつては極めて有効な一石二鳥の策であるからである」。

右の説の眞偽は今吾々の穿鑿の限りではないが、要するにダヴァオ問題は比島在住日本人が生活の基礎を失ふか否かの問題ばかりでなく、日本が將來比島との友誼的關係を續けて南方發展への足場を作るか否かの運命を決する重要な鍵である。

【註1】一九三七年一月一日からダヴァオ郡、ギヤンガ郡を合してダヴァオ市となつたが、面積の割に人口少く僅に四萬七千人で密度は一平方里四〇三人と云ふ市としては珍らしく人口稀薄である。

【註2】一九〇三年七月から一九〇五年一月迄にベンゲット道路建築の雜工事に従事した邦人労働者の数は二千八百人と云はれて居る。

【註3】アルフレット・ラツセル・ワレリスの研究によればバリ、ロンボック兩島間よりマカッサル海峽を経てミンダナオ島とセレベス島を劃する一線を以て亞細亞、オーストラリア兩系の動物分布境界線とした、所謂ワレリス線である。又マツクス・ウエベルはチモール島とオーストラリア大陸の間をアル、ケー兩島の境界からバブア島の西岸を西北にセララン島とワイゲオ島の間を過ぎ、更にモラウカス群島とセレベス島との間より太平洋に出る線を純オーストラリア系の動物と然らざるものとの境界線とした、所謂ウエーベル線である、而して比律賓群島は丁度此のワレリス・ウエーベル線によつて區劃されて猛獸毒蛇の居らぬ地帯に入つて居る。

二 牧 畜 業

I 沿 革

農業國民である比島人の經濟生活に於て牧畜業が重要な地位を占めることは勿論で、山中至る所に繁茂する野草は又此等家畜の牧養に適し、牧畜は相當古くから行はれて居たが、西班牙領有の當初は家畜は主としてその皮革の剝取を目的として飼はれた。そしてその當時比律賓に居た家畜は泥水牛とも云ふべきカラバオ (Carabao) が殆ど唯一のもので馬、牛 (印度産及支那産) 羊、山羊、豚等はその後西班牙人及支那人によつて輸入されたものである、就中馬は西班牙人が本國其他から輸入したものが寧ろポニー同様の小馬であつたので、之に濠洲産、米國産又は支那産の馬とかけ合はして養成した雜種が今日所謂比律賓馬と呼ばれて居るものである。

カラバオは比律賓及南洋一帯の特有の名稱で一般には水牛又は印度水牛 (Indian water buffalo) と謂はれ、野生のものはモロ族等の狩獵の對照となつたものだが、家畜としてのカラバオは比律賓農民にとつては全く缺くべからざるものである。此の比律賓農民の最重要家畜たるカラバオも今より三十五年前同地方に流行したリンダーベストと稱する牛疫の爲め、その約九割を死滅させたことがある。尤も當時の實情を知る者の談によれば時恰も革命戰爭の前後で、牛疫による死滅ばかりでなく米軍兵士による屠殺も尠くなく、一兵士の如きは一日に百四十二頭のカラバオを殺したとさへ

傳へられて居る。何れにしてもカラバオの全滅に等しき状態は比律賓農民にとつて大打撃であつたので、時の比律賓總督タフト氏は之が補充を支那に仰ぎ一頭に付き百二十六比六十五センチタヴオの割合で約千八百頭を購入したが、中四百三十五頭は豫防注射後間もなく上海で死亡し、比律賓に運送された千三百七十頭の中でもその後生き残つたのは九百頭足らずであつた、併し其後政府當局の營々たる努力の結果數年ならずして原數に達し、一九〇六年には七十二萬頭を超え、一九一三年には既に百萬頭を突破するに至つた。

羊は多く上海から輸入され最初は氣候不適の爲め繁殖の望なしとされたが、漸次養殖され一九〇四年頃には三萬四千頭程度であつたものが十年後には七萬七千頭に増し、最近では十四萬頭を超ゆるに至つた。

比律賓の家畜中増殖の著しいものは牛である、一九〇四年頃は十五萬三千頭で馬の十四萬五千頭、山羊の十四萬二千頭と大差なかつたものが、十五年後の一九一九年に馬が七五%増加の二十五萬五千頭、山羊が一九四%増加の四十一萬八千頭と殖えた間に牛は實に三四四%増加の六十七萬八千頭となり、一九三五年には馬、山羊が各四十萬頭、五十一萬頭となる間に牛は百四十八萬頭と増殖した。

右は全く自然繁殖によるものばかりではなく政府は過去三十年間に島内に繁育増殖の目的で外國から價格にして約三十五萬比に達する家畜を購入してゐる、一方比律賓家禽組合、家畜市場協會、農商部動物産業局は家畜養飼業者及一般農民に家畜の奨励をして居るがその効果は未だ現はれて居ない。養鶏業の如きも政府は一九三三年以來輸入鶏卵の輸入税引上げ等を行つて間接的に斯業の奨励助長を計つて居るが、支那方面よりの低廉な鶏卵に壓倒されて自給自足すら出來ず、一九三五年には價額百二十六萬七千三百四十五比に達する鶏卵を外國から輸入して居る状態で未だ發展の望みはな。

II 牧畜業の現状

比律賓に於ける牧畜業の現状は次の統計が最も雄辯に之を物語るであらう。

比律賓家畜總頭數比較

| 年 度 | カラバオ | 牛 | 馬 | 豚 | 山羊 | 羊 |
|-------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| 一九〇四年 | 六七〇,〇七六 | 一五三,一八四 | 一四三,二二四 | 一,二二四,二四四 | 一四三,七五〇 | 三三,六九六 |
| 一九〇九年 | 八一九,〇九六 | 二八一,二九二 | 一四〇,四三九 | 一,四四八,六二二 | 三三三,八三〇 | 五六,〇三六 |
| 一九一四年 | 一,一四六,五七五 | 四七七,八二七 | 一九九,一三四 | 一,六七三,九八五 | 三三六,九一〇 | 七三,三七六 |
| 一九一九年 | 一,三三八,三四四 | 六七八,五三三 | 二五五,三二六 | 一,八九七,三三三 | 四一八,九九〇 | 九八,七二六 |
| 一九二四年 | 一,六六八,四〇七 | 八八七,八四二 | 二八八,四三〇 | 二,〇六四,九六八 | 四三八,四七七 | 一三三,一五二 |
| 一九二九年 | 一,九五三,九六四 | 一,一四五,九二二 | 三二一,一六九 | 二,四五四,二八六 | 四三三,二四九 | 一三四,八四四 |
| 一九三四年 | 二,三四五,五九六 | 一,四〇七,七三三 | 三八一,一九七 | 二,八八〇,〇三九 | 四九三,七七二 | 一三〇,〇一四 |
| 一九三五年 | 二,二七三,三三九 | 一,四二二,三三〇 | 四〇〇,三三〇 | 三,〇一八,七三八 | 五二八,八二三 | 一四〇,〇二一 |
| 一九三六年 | 二,一〇三,一〇三 | 一,五三四,七六一 | 四〇九,〇四九 | 三,一三三,七三三 | 五三三,〇四三 | 一四一,一八一 |

比島に於ける家畜の總評價額(單位比)

| 家畜別 | 一九三四年 | 一九三五年 | 増減比率 |
|------|-------------|-------------|--------|
| カラバオ | 六六、〇七一、五九三 | 六八、六九、二七五 | + |
| 牛 | 三〇、一七五、四二三 | 三三、七三九、二八〇 | + |
| 馬 | 八、三六七、六一 | 九、三三三、九五一 | + |
| 豚 | 三三、七三三、五六三 | 三三、八四〇、八五三 | + |
| 山羊 | 一、一三三、三三七 | 一、二二九、九四九 | + |
| 羊 | 三三、三、九一九 | BOX、〇〇〇 | + |
| 合計 | 一三八、八二六、四三三 | 一三八、三三二、三八八 | + 七・三〇 |

最近四ヶ年間の家畜各頭の平均價(單位比)

| 年度 | カラバオ | 牛 | 馬 | 豚 | 山羊 | 羊 |
|-------|------|----|----|---|----|-----|
| 一九三二年 | 三三 | 三三 | 三三 | 七 | 二〇 | 二・八 |
| 一九三三年 | 三三 | 三三 | 三三 | 七 | 二〇 | 二・〇 |
| 一九三四年 | 三三 | 三三 | 三三 | 八 | 二〇 | 二・一 |
| 一九三五年 | 三三 | 三三 | 三三 | 八 | 二〇 | 三・〇 |

最近二ヶ年間の家畜生死屠殺統計

| 家畜別 | 年度 | 出生 | 病死 | 老衰死 | 怪我死 | 屠殺 | 屠殺により得たる肉量(單位比) |
|------|-------|-----------|--------|--------|--------|---------|-----------------|
| カラバオ | 一九三四年 | 三三九、八四八 | 六、三三八 | 一一、三三三 | 一一、六六六 | 六八、二二六 | 一〇、四八四、八七四 |
| | 一九三五年 | 三六八、七三三 | 六、九六三 | 一一、三三三 | 一四、八六五 | 九〇、二六五 | 一三、一〇〇、四八四 |
| 牛 | 一九三四年 | 三三二、七八〇 | 四、二八一 | 八、八一三 | 九、八四五 | 一四五、四九四 | 一五、二八一、五二五 |
| | 一九三五年 | 三三三、六二七 | 四、〇三三 | 八、六四六 | 九、三二八 | 一五三、三三七 | 一七、〇七七、五四七 |
| 馬 | 一九三四年 | 五二、七四五 | 二、〇三一 | 三、五一四 | 三、二四九 | 四、一七五 | 六三六、七〇〇 |
| | 一九三五年 | 六二、六六四 | 三、三七五 | 四、五三三 | 四、一〇四 | 四、九七八 | 七四六、七〇〇 |
| 豚 | 一九三四年 | 一、〇九九、五六三 | 五五、七〇一 | 一四、四二九 | 三六、六〇三 | 七二四、七六一 | 三三、一五一、四〇八 |
| | 一九三五年 | 一、〇九八、七〇五 | 五七、三四五 | 一六、〇七五 | 三〇、四九八 | 七八八、三九三 | 三四、六八九、二九三 |
| 山羊 | 一九三四年 | 一一四、二四三 | 三、二〇一 | 二、九七三 | 五、四六九 | 五、八八一 | 五七五、二五九 |
| | 一九三五年 | 一三三、四四〇 | 三、九二二 | 三、五〇五 | 六、〇〇五 | 五八、〇四九 | 六四四、三四三 |
| 羊 | 一九三四年 | 二六、三四七 | 九四三 | 一、〇九八 | 一、七二四 | 二二、七二八 | 一三、五八一、九 |
| | 一九三五年 | 三七、八六〇 | 九七三 | 一、二八一 | 一、九九八 | 二四、一六五 | 一一〇、三九〇 |

比律賓に於ける牧畜業の現状は以上の如くであるが肉類の自給自足までには至らず、最近貿易統計によるも比律賓は二百萬比乃至三百萬比の肉類、五百萬比乃至六百萬比の酪農産物を外國から輸入して居る有様で、牧畜業が僅かに成功

して居る地方としてはブキトノン州（ミンダナオ島）の牧牛とイロコス州及マウ
ンテン州の牧羊事業である。

最近三ヶ年間の肉類及酪農品輸入額（單位比）

| | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 酪農品 | 五、八二二、六八七 | 六、一五二、七二三 | 七、九四五、九一四 |
| 内 譯 | | | |
| 蒸ミルク | 二、八一二、〇八六 | 二、六三五、五〇一 | 四、一九〇、四九九 |
| コンデンスミルク | 一、八六三、五五五 | 二、二九八、七〇一 | 二、四九一、六九五 |
| バター | 五八四、三八五 | 五六九、九五九 | 六八四、三四三 |
| チーズ | 一九九、八九二 | 二三八、七三五 | 二九三、九九六 |
| 粉ミルク | 二〇一、七〇〇 | 二三六、八六九 | 二八四、八八一 |
| バターミルク | 一六一、〇六九 | 一七二、九五八 | 一九一、三七〇 |
| 肉 類 | 二、四〇八、七一三 | 三、一五三、〇九九 | 二、八八七、〇七〇 |
| 内 譯 | | | |
| 罐詰牛肉 | 二二三、八九二 | 三五四、六一七 | 三四〇、八三六 |
| 新鮮牛肉 | 四六四、一六一 | 八八七、四一七 | 七八五、三一 |
| ハム及肩肉 | 五〇七、八八七 | 六七八、三三三 | 五八四、六三三 |
| その他の肉製品 | 一、二二二、七七三 | 一、二三二、七三二 | 一、一七六、二九〇 |

マニラ公設市場扱家禽及同卵數

| | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-----|------------|------------|
| 鶏 | 2,016,523 | 2,237,441 |
| 鶏 卵 | 24,312,904 | 28,096,937 |
| 鳩 | 34,485 | 19,644 |
| 七面鳥 | 2,064 | 948 |
| 家 鴨 | 45,234 | 16,908 |
| 家鴨卵 | 2,584,639 | 2,005,592 |

右の酪農品及び肉類は比律賓の牧畜業の發展により外國よりの輸入を阻止し得るものである。又比律賓の氣候を以て
するならば羊の養殖により羊毛業の發展も必ずしも望なきものではない、要は當局の方針と島民の努力如何にあると
思ふ。

三 林 業

林業は比律賓に於て農業に次ぐ一大産業であつて、森林地帯は全面積十一萬四千四百平方哩の約半ばを占め、内四萬
平方哩（約十萬平方杆）は處女林である。而してボホール、セプーの二島を除く他の大島呂宋、ミンダナオ、インドロ、
マサール、レイテ、ネグロス及びパラワンの諸島の森林は何れも商業林で、近年製材業の發達と共に伐採高も増加しつ
ゝあるも前途は益々有望である。就中主な森林地帯としてはミンダナオ島のアグサン、東ミサミス、ダヴァオの諸州で、
此等の地方では一ヘクタールに付木材量二百立方丈乃至二百五十立方丈に達して居る。而して運材に便なことは比律賓
群島中最大の島たる呂宋島の奥地と雖も海岸より七十五哩以内の半徑にある爲め、假令河川による水運の便はなくとも
鐵道によつて伐採木材の運搬は困難でない、現にダヴァオ州、アグサン州等にある日本人經營製材會社も共に山奥から
海岸に至る私設鐵道を敷設して伐採木材の運輸を行つて居る。

一九三八年山林局の調査によれば比律賓の總面積の五七%即ち千七百七十八萬九千ヘクタールは商業林で、其内九
七・五%は官有林で残りの二・五%が民間の所有に屬し、立木總蓄積量は十億九千六百八萬三千立方丈と推算されて居

る。木材の種類としては建築材及家具材としてのラワン、アビトン、タンギレ、ギホー、ヤカル、イビル、モラウエ、ナラ、ナランタス、パロサピス等があるが輸出材としてはラワン(赤、白の兩種あり)が斷然他をリードし、全群島の處女林の四分の三は又ラワン樹である。此の外林産物としては籐、竹その他染料及染料材たるタン皮、規那皮等がある。併しながら従來比律人は森林の開発には餘り多くの關心を拂はず、米國領となつてから漸く製材業に重きを置くに至つたもので、それも直接の關係者は米人、支那人及日本人で比律賓人として製材業に投資して居る者は少く、表面比律賓人名義の會社になつて居ても外人の投資によるものが多い。従つてミンダナオ島の奥地の如き今以て千古斧鉞の入りぬ森林が尠くない、併し製材會社の數は年々増加の傾向にある。一九〇三年にはその數も全群島で十四、製材能力も八萬ポールド呎に過ぎなかつたものが、一九三五年にはその數九十、製材能力も百三十三萬ポールド呎に達し、投資額の如きも二千七百萬比に達して居る。

今最近十一年間の各年度商業用材生産高を示せば左の如し。

| 年度 | 全木材産出高 | 製材高 | 輸出 | | 輸入 | | 比島内消費高 |
|-------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------|-------------------|-------------|--------------------|
| | | | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | |
| 一九二六年 | (ポールド呎) 四〇四、二六〇、三五六 | (ポールド呎) 一七七、四三七、九五八 | (ポールド呎) 六三、七〇九、六〇〇 | (比) 五、〇五八、四五二 | (ポールド呎) 四、四三三、七二二 | (比) 三〇六、五九九 | (ポールド呎) 三三、九七六、三六八 |
| 一九二七年 | 四八三、六四四、五三六 | 一九九、一〇三、八九九 | 七三、〇三三、六三三 | 五、五八〇、〇〇三 | 四、一九三、三六〇 | 三三三、七二二 | 四一、八〇〇、三六四 |
| 一九二八年 | 六〇〇、二七〇、四〇六 | 三三三、〇六八、八六一 | 八五、八九七、七三六 | 六、三三八、九〇五 | 五、三〇九、二六四 | 四〇五、七二四 | 五二、九八一、九三六 |
| 一九二九年 | 七〇三、三三三、八三三 | 三三三、二七五、一八一 | 一〇四、二七五、五九二 | 七、一九六、七三三 | 九、九七五、八七三 | 八〇八、三三〇 | 六〇八、九三三、一一三 |

| | | | | | | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|---------|-------------|
| 一九三〇年 | 六九三、三九三、四八八 | 三〇八、三七一、八八三 | 八二、三五一、八三四 | 五、四七九、九六四 | 九、五五一、〇三三 | 七三六、七三〇 | 五四六、四八八、六八八 |
| 一九三一年 | 五二二、九六九、九四四 | 一三三、九七八、八九四 | 七二、三三三、七六〇 | 三、六八一、三〇三 | 三、八〇一、五八四 | 二九三、七二二 | 四四一、四四六、七六八 |
| 一九三二年 | 四三三、〇七三、四二六 | 一四七、七四三、九七三 | 五〇、六二八、一四四 | 一、六六九、四三〇 | 三、〇三三、三九二 | 二二一、九三三 | 三六四、四一三、六六四 |
| 一九三三年 | 四〇六、〇七一、五二七 | 一七三、三〇三、三〇三 | 八〇、三三四、九六八 | 二、五三七、二三四 | 三、〇八八、八四〇 | 三〇五、〇六七 | 三六三、〇六六、三九九 |
| 一九三四年 | 七〇〇、〇〇三、一八四 | 三三三、三三四、二五六 | 一一、九九一、一六〇 | 四、三四三、七九〇 | 三、三二六、五九三 | 二六八、六〇八 | 五八一、三三九、九七六 |
| 一九三五年 | 七〇八、八三六、〇〇〇 | 三三三、九二五、五二六 | 一四三、五〇三、三七六 | 五、〇一六、四〇一 | 五、〇五九、一六八 | 二七三、八四一 | 六五〇、三九四、八七三 |
| 一九三六年 | 九四〇、九三三、九七九 | 三九二、一〇六、二二五 | 一九、〇〇〇、九三二 | 六、一九九、二八九 | 四、七三六、五〇四 | 三八一、六九一 | 七四九、六〇九、四九〇 |

比島政府山林局は比律賓群島の植物地帯を左の七帯に分別して居る(單位ヘクタール)。

| | 實際面積 | 率 | 樹木地帯 | 率 |
|---------|------------|--------|-----------|-------|
| 一、商業林 | 一三、八一二、〇九八 | 四六・六二 | 七、九七九、二四二 | 二六・九三 |
| 二、非商業林 | 三、一三八、七七五 | 一〇・五九 | 一、〇二六、四八五 | 三・四七 |
| 三、開墾地 | 六、二九六、一七八 | 二一・二五 | | |
| 四、開放地 | 五、五四三、八九九 | 一八・七一 | 一、三三三、九〇九 | 四・五〇 |
| 五、淡水沼澤地 | 一六九、三九〇 | 〇・五七 | 一六九、三九〇 | 〇・五七 |
| 六、鹹水沼澤地 | 四四三、六七二 | 一・五〇 | 四四三、六七二 | 一・五〇 |
| 七、未踏査地 | 二二五、五八八 | 〇・七六 | 八二、六四七 | 〇・二八 |
| 合計 | 二九、六二九、六〇〇 | 一〇〇・〇〇 | | |

「備考」充分な踏査資料缺乏の爲め沼澤地は假に全部樹木地帯として計算した。

比 律 實 態

更に森林の全面積千七百七十五萬七千ヘクタールを公有林と私有林に分ければ左の如し。

二一四

| | 割合 % |
|-----|---------------|
| 公有林 | 一七、六五一、三五四・二二 |
| 私有林 | 一〇五、六四五・七八 |
| 合計 | 一七、七五七、〇〇〇・〇〇 |
| | 一〇〇・〇〇 |
| | 九九・四〇 |
| | 〇・六〇 |

樹木及用材の見積總額八十億比で此の他森林からの生産物は約六十億三百九十四萬比の計算である、尙ほ一九一〇年から一九三四年に至る二十四年間に伐採した木材の量は千八百九十七萬六千七百三十三立方米に達し、薪としては一九一四年から一九三四年までに六百八萬一千五百五十九立方米を切出して居る。之を甲材（ベカワン、タンガル等）と乙材（高山木）に内譯すれば左の如し。

| | |
|------|-----------------|
| 甲材 | 二、四一四、六四三・九八立方米 |
| 乙材 | 三、六六六、九一五・二九立方米 |
| 合計 | 六、〇八一、五五九・二七立方米 |
| 薪材 | 一、一〇三、八二三立方米 |
| 用材 | 二〇六、五四四 |
| 薪 | 二二、〇一一 |
| 木炭 | 七九 |
| 砂利、礫 | |

國內收税局の年報により一九三二年中に比島の公有林より切出された木材及林産物の數量を示せば左の如し。

| | |
|-------------|------------|
| ダ ー ル | 六 |
| 石 | 二、三七六 |
| 染料 樹皮 | 四四、二七三 |
| タン皮 | 一、六〇七、〇七八 |
| マニラ・コパル(樹脂) | 五九八、七二八 |
| マニラ・エレミ(樹脂) | 一一一、二四五 |
| 石灰石 | 四三、一〇〇 |
| デイリマン | 一一七、七二五 |
| ブリの葉 | 三八、六四五 |
| ニバの葉 | 一、五七七、二三七 |
| 蜜 臘 | 一、八一五 |
| グアノ(鳥糞石) | 一一、〇一〇 |
| ルニベング核 | 七〇、九三二 |
| 同 實 | 一九、二六九 |
| ブリの纖維 | 八一 |
| 籐(割つたもの) | 一、三八九、九一三 |
| 籐(割らざるもの) | 三、九〇九、三八三 |
| カツチ皮(染料用) | 一一、七二二、〇四四 |
| 第七 産 業 | |

二一五

比律賓篇

オレオ樹脂
 五五八、二五八個
 八三三米

一六、六五〇リットル
 五五八、二五八個
 八三三米

右の中マニラ・コバル及びマニラ・エレミは共に原料として外國に輸出され精製されたワニスとして比島に輸入される、ルンパンガの實からは油が採取される。比島内では亞麻仁油の代用品として用ゐられる、肉桂皮、靱皮纖維、其他各種の樹皮から採れる纖維は綱、筵、箒、刷毛の製造に用ゐられ、サラゴ纖維は紙幣用紙として特用される。此の外藥用樹は島内至る所に發見されるが、未だ森林の利用厚生に關する充分な科學的研究行はれざる爲め未開拓の状態にある所尠くないが、一九〇〇年四月十四日、米國政府の管理の下に山林局が設けられて經營管理宜しきを得てより經濟的には成効し一九〇一年より一九三四年に至る三十四年間に林業として總額千四百九十九萬二千三百十八比の収益を得て居る。一ヶ年平均四十四萬九百五十比の過剩利益である、今最近二十ヶ年間に於ける比島山林局の收支及純益を左に表しやう。(單位比)

| 年 | 全收入 | 全支出 | 純益 |
|-------|---------|---------|---------|
| 一九一五年 | 四二五、八一七 | 二七四、一七六 | 一五一、六四一 |
| 一九一六年 | 四九四、四四八 | 二八五、七〇八 | 二〇八、七四〇 |
| 一九一七年 | 五三六、三二八 | 二八一、一二六 | 二五五、二〇二 |
| 一九一八年 | 六五〇、六九二 | 三三四、二五四 | 三一六、四三八 |
| 一九一九年 | 八〇五、二二八 | 四七三、二四二 | 三三一、九八六 |

| | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 一九二〇年 | 一、〇〇九、八七九 | 五四一、四八八 | 四六八、三九一 |
| 一九二一年 | 一、〇一三、一五一 | 五二四、九二一 | 四八八、二三〇 |
| 一九二二年 | 九四九、二八〇 | 四八六、八四七 | 四六二、四三三 |
| 一九二三年 | 一、〇六二、四三七 | 五一五、二二二 | 五四七、二二五 |
| 一九二四年 | 一、二七七、七九九 | 五四四、〇四五 | 七三三、七五四 |
| 一九二五年 | 一、二六〇、三七〇 | 五八六、一五三 | 六七四、二一七 |
| 一九二六年 | 一、四〇四、四四四 | 六三七、九一二 | 七六六、五三二 |
| 一九二七年 | 一、五三三、〇五七 | 六七四、八三〇 | 八五八、二二七 |
| 一九二八年 | 一、七八一、五三五 | 七一二、一九〇 | 一、〇六九、三四五 |
| 一九二九年 | 一、九九七、〇六〇 | 七六四、二四二 | 一、二三二、八一八 |
| 一九三〇年 | 一、八七三、七一四 | 八三六、五〇一 | 一、〇三七、二一三 |
| 一九三一年 | 一、五五九、二一七 | 七八六、三五五 | 七七二、八六二 |
| 一九三二年 | 一、三八四、三三六 | 七一一、一八〇 | 六六六、二五六 |
| 一九三三年 | 一、四五五、九五六 | 六二八、六一七 | 八二七、三三九 |
| 一九三四年 | 一、七三七、一六五 | 六一一、六七二 | 一、一二五、四九三 |

比島の製材業の主要市場は群島内であるが殆ど全世界が商業不振に喘ぐ時に、比島の製材業と林業だけは比較的好況を示し、常に國內市場だけでなく輸出方面に於ても最近頗る活氣を呈し、殊にダヴァオにある三井物産株式會社經營のラグン製材會社と、古川拓殖會社經營のテブニコの製材所とが直接日本船を製材所附近の港に回航させての製材輸出に

より、日本への積荷は著しく増加し、量に於ては既に數年前より米國への輸出を凌駕して居るが、輸出額に於て未だ一籌を米國に輸して居る。之は日本が主として丸太材を輸入して居るのに對し、米國は桁板等の製材を輸入して居るに因る。併し茲數年の中に日本は輸出額の上に於ても米國を追越すものと見られて居る。今過去二十年間の比律賓材の輸出總額、最近三ヶ年間の輸出統計及其輸出先を示せば左の如し。

自一九一四年至一九三三年比律賓材輸出總額

| 輸出先 | 輸出量(ポールド呎) | 輸出額(比) |
|-----|-------------|------------|
| 米國 | 三三三、五〇九、〇三八 | 二九、四九六、五八二 |
| 日本 | 二五二、八〇七、五九二 | 八、六九八、七三七 |
| 支那 | 一一四、五四五、八九六 | 八、〇〇六、一〇二 |
| 英國 | 四九、五六一、七八二 | 四、二八四、七一五 |
| 澳洲 | 四六、一〇三、五二〇 | 三、六九九、〇一一 |
| 香港 | 一六、三三四、〇八〇 | 一、〇四九、三〇四 |
| 英阿 | 一一、三四〇、七二八 | 九九八、三一〇 |
| グワム | 九、二三二、四六六 | 六七九、八五二 |
| 加奈陀 | 二、八六七、五一一 | 二八二、四八四 |
| 和蘭 | 一、七六五、九六〇 | 一三三、四四一 |
| 印度 | 一、四八一、八三二 | 九四、七八七 |

| 輸出先 | 輸出量 | 輸出額 |
|--------|-------------|------------|
| 伊國 | 八七一、七四四 | 八九、一二一 |
| 布哇 | 二九〇、八六四 | 四七、〇三七 |
| 葡領阿弗利加 | 三二九、一七六 | 三四、七三五 |
| 獨逸 | 八〇〇、〇八八 | 二〇、三五七 |
| 白耳義 | 一七八、五〇四 | 一四、九六九 |
| 西班牙 | 七八、〇一六 | 一三、一〇七 |
| 新西蘭 | 六〇、六三二 | 四、四三一 |
| 其他 | 一、〇六七、三七〇 | 八四、七七四 |
| 合計 | 八四三、二二四、八〇〇 | 五七、八二二、〇五六 |

| 輸出先 | 一九三五年 | | 一九三六年 | | 一九三七年 | |
|-------|----------|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 輸出量(立方呎) | 金額(比) | 輸出量(立方呎) | 金額(比) | 輸出量(立方呎) | 金額(比) |
| 米國 | 六六、九四四 | 一、九四四、九七三 | 七九、四三三 | 二、三七四、五九八 | 八一、三〇四 | 二、三三三、三九九 |
| 第七産業 | | | | | | |
| 立方米 | 二八七、七一六 | 一一一、九九一、一六〇 | 四、三四二、七九〇 | | | |
| ポールド呎 | 三三七、六六二 | 一四三、五〇二、三七六 | 五、〇二三、五一九 | | | |
| 一九三四年 | 四六二、三九八 | 一九六、〇六〇、九九二 | 六、一九九、二四〇 | | | |
| 一九三五年 | 五九三、六二〇 | 三五二、六九四、八八〇 | 七、八八六、二二四 | | | |
| 一九三六年 | | | | | | |
| 一九三七年 | | | | | | |

比 律 賓 篇

| | | | | | | |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 日 本 | 102,000 | 1,540,120 | 300,735 | 2,340,120 | 428,630 | 3,400,977 |
| 英 國 | 15,712 | 578,570 | 16,218 | 558,698 | 33,618 | 789,342 |
| 支 那 | 26,600 | 415,739 | 36,611 | 382,473 | 33,808 | 355,281 |
| 英領阿弗利加 | 5,878 | 10,708 | 8,351 | 33,064 | 10,018 | 309,729 |
| 溘 洲 | 10,000 | 215,191 | 9,100 | 219,277 | 9,780 | 217,497 |
| 印 度 | — | — | 552 | 45,353 | — | — |
| 朝 鮮 | — | — | 3,784 | 33,484 | 2,000 | 16,688 |
| 愛 蘭 | 638 | 33,881 | 744 | 36,339 | — | — |
| 葡領阿弗利加 | 1,253 | 29,633 | 833 | 33,008 | 1,628 | 43,349 |
| 布 哇 | 120 | 11,380 | 43 | 33,808 | 360 | 15,510 |
| 香 港 | 364 | 11,833 | 423 | 33,808 | — | 33 |
| 其 他 | 1,114 | 44,344 | 1,913 | 51,337 | 3,446 | 125,699 |
| 合 計 | 377,663 | 5,033,598 | 463,398 | 6,199,340 | 593,660 | 7,886,334 |

尙ほ比島の木材は米國木材法に依て其輸入を制限され一ヶ年四千萬ポールド呎以下の割當を受けて居るが、前記の如く比島の材木は日本、支那、溘洲、阿弗利加及歐羅巴の諸國にも販路は開かれて居るから前途は寧ろ洋々たるものがある。尙ほ一九三四年に於ける比島木材及製材輸出額及量を各國籍會社別にすれば左の如く金額に於ては米國人經營會社が第一だが、數量に於ては日本人經營會社が群を抜いて居る。

米 國 人 經 營 會 社

| 會 社 名 | 輸 出 量 (ポールド呎) | 輸 出 額 (比) |
|------------------------------|---------------|--------------|
| Inular Lumber Company | 133,354,540 | 492,074,38 |
| Cadwallader-Gibson Lbr. Co. | 8,841,911 | 243,449,34 |
| Atlantic, Gulf & Pacific Co. | 3,876,579 | 198,061,79 |
| Wortick and Payne | 173,058 | 5,463,09 |
| Sumagui Timber Company | 4,568,422 | 54,239,67 |
| Mayon Sawmill & Lumber Co. | 130,366 | 6,250,00 |
| Lagoma Lumber Mill | 22,000 | 825,00 |
| Philippine Match Co., Ltd. | 424,000 | 1,176,57 |
| Reynolds and Wahlgren | 2,621,130 | 19,795,00 |
| Norton and Harrison | 165 | 33,00 |
| Welmer M. Flinn | 662 | 36,72 |
| Standard Vacuum Oil Corp. | 5,567 | 399,36 |
| Pacific Commercial Co. | 761 | 40,63 |
| 小 計 | 340,019,161 | 1,021,844,55 |
| 日 本 人 經 營 會 社 | 29,092,510 | 250,631,21 |
| Philippine Lumber Exp. Co. | — | — |

比律賓

二二二

| | | |
|----------------------------|------------|------------|
| Thungko Lumber Company | 九,二一七,五一五 | 八八,一一二,〇〇 |
| Tagum Trading Company | 一七,八七一,六七九 | 一九七,八九二,五九 |
| Mitsui Bussan Kaisha, Ltd. | 二,六七七,五〇〇 | 一五,四〇〇,〇〇 |
| 小計 | 五八,八五九,二〇四 | 五五二,〇三五,八〇 |

比律賓人經營會社

| | | |
|-------------------------|------------|------------|
| Port Lamon Lumber Co | 四,五三一,一六〇 | 二二一,〇〇八,一〇 |
| Anakan Lumber Company | 二,八七三,〇三六 | 五八,七八二,五九 |
| Hercules Lumber Co. | 七二三,六一八 | 二四,二五二,七四 |
| Sta. Clara Lumber Co. | 二五,〇〇〇 | 八〇〇,〇〇 |
| Tayabas Sawmill, Inc. | 一,二六七,五五八 | 九,六三六,〇八 |
| Philippine Hardwood Co. | 一,三一一,三九六 | 一〇,六二四,六五 |
| Gaudencio Hernandez | 七〇,二〇五 | 八四六,五六 |
| Roque L. Su & Company | 一,三〇〇,〇〇〇 | 九,一五〇,〇〇 |
| Rio y Olabarieta | 二八,四九一 | 一,一八〇,〇〇 |
| Francisco Samonte | 一〇〇,〇〇〇 | 六〇〇,〇〇 |
| Nicolas Guerra | 五七七 | 二五,〇〇 |
| Jose Gemenez | 三六 | 一,七一 |
| 小計 | 二二,二三一,〇七七 | 三三六,九〇七,四三 |

支那人經營會社

| | | |
|--|-------------|--------------|
| Philippine Lumber Red Co. | 一,四二一,三五三 | 三九,〇六〇,七五 |
| Philippine Lumber Mfg. Co. | 一,三四八,一八五 | 五四,三一三,八〇 |
| Filipinas Lumber Company | 二三八,七九八 | 七,五三五,〇九 |
| Tan Lian Cuan | 一,七四八,三七一 | 一四,九三七,八一 |
| Dy Pac & Company | 八五,九三一 | 二,二九二,二一 |
| Chu Loa & Company | 三二,二六四 | 九一四,七五 |
| Luzon Lumber Company | 二六,〇〇八 | 六〇一,八二 |
| Eduardo Co Seteng Company | 一一〇 | 四,八〇 |
| S. C. Choy & Company | 二〇,四六九 | 三八八,九一 |
| Vda. e Hijos de Pio Barretto | 八七八 | 一二五,〇〇 |
| Tableria La Confinza | 五八九 | 四五,〇〇 |
| 小計 | 四,九二二,九六六 | 一一〇,二一九,九四 |
| 米國、瑞西、西班牙人合同經營 | | |
| Basilan Lumber Company | 二,一〇四,四八六 | 二九,〇〇七,八四 |
| 西班牙人經營 | | |
| Compania General de Tabacos de Filipinas | 一,二七二 | 四三,八五 |
| 合計 | 二二,一九九一,一六〇 | 二,一七一,三九五,〇〇 |

第七 產 業

二二三

四 鑛業

I 沿革

比律賓に於ける鑛業としては金鑛採掘以外著しいものはないが、金の採掘は西暦二百五十年頃から行はれた形跡があり、初期のマレー人種が鐵、鉛、金、銀の採掘方法を支那人から教授され、印度からは又眞鍮、青銅、銅、錫を得て鑄物作製の方法を傳授された記録がある。カマリネス州バラカリ附近の鑛床及鑛山は金鑛と共に銀鑛、銅鑛の混合鑛發見され、附近の土人は之が採掘によつて種々の細工物を作り、時には黄金の物像を作つて之を崇拜の對象とした事は既に歴史篇に述べた如くであるが、西班牙領時代には土人は西班牙人の入鑛採掘を喜ばず、西班牙人は又宗教による土人の教化懐柔を主として積極的に鑛山の開發等に手を染めなかつた、従つて可成り多くの埋藏量を持つ比島の鑛産物は米領となるまでは工業としての發展は殆ど見るに至らなかつた、埋藏鑛産物中金屬性のものとしては金の外鐵、石炭、磁鐵、赤鐵鑛、銀、銅、錫、鉛、マンガン鑛、亞鉛、クロム等があり、非金屬性のものとしては鹽、石油、セメント、石灰、アスベスト、大理石、石膏、鳥糞石、粘土、砂礫、岩石等があるが、金、鐵及マンガンを除く外は何れも殆ど未開發の状態にある、それだけに投資の方法と採掘鑛業の經營宜しきを得ば將來は頗る有望と見られて居る。

比律賓政府としては最初西班牙時代の鑛業法を殆ど其ま、採用して施行し、一九〇〇年に至つて之を改正し鑛山局を

設け鑛業の指導監督をなすに至つたもので、米國第九代の比島總督ハリソン氏はナショナル・セメント會社、ナショナル石炭會社、ナショナル鐵鑛會社、ナショナル石油會社等を組織して、大に政府事業としての鑛業の發達を計つたが、セメント會社と石炭會社の外は全く失敗に終り、殊に次期の比島總督ウッド將軍は最初から政府の經濟事業經營に反對した爲め、爾後政府事業としての此の種の會社は唯だ名義だけを存続するに過ぎずして今日に至つた。而かも金採掘其他の鑛業に於て益々政府の協力を必要とするものあつたので、政府も遂に鑑みるところあつて制定したものが一九三六年十一月七日裁可の日より施行された現行比律賓鑛業法で、同時に議會を通過した法案第二三三九號で鑛山局が、科學局から獨立して農商部の一局として創設された。

II 鑛業の現状

比律賓の鑛産物は至る所に埋藏され深山幽谷の地下には幾多の鑛物が存し、その將來は極めて有望視せられ、殊に金鑛山は殆ど全群島の各州に散在すると傳へられて居るが、河川の便による水力電氣の豊富ならざることと石炭の採掘不足とは當然行はるべき錢、鋼鐵等の開掘を阻止して居る。併しながら近年機械工業の進歩と鑛産物の需要に伴ひ、鑛業の開發漸く盛んとなり、鑛業會社の數も頗る多きを加へ、農商務部商務局の調査によれば一九三五年八月末日現在全比律賓で登録會社數百十三、其資本金は最低九千比の南呂宋鑛業會社から大は六百萬比のベンゲット合同鑛業會社に至るものと合せて總額六千八百八十五萬一千比、(拂込額三千八百七十七萬九千五百七十八比)であつたが、僅か二年後の一九三七年三月末日には登録會社四百五社その投資總額九千三百十八萬九千比に上つた。

鑛業會社投資別 (一九三七年末日現在)

| 會社數 | 投資額(單位比) |
|--------|------------|
| 金 鑛 | 八〇、四四四、三五七 |
| クローマイト | 七、〇七一、四二七 |
| マンガン鑛 | 一、七〇一、三四〇 |
| 銅 | 八六四、五〇〇 |
| 鐵 | 二、八四八、〇九一 |
| 其他 | 二五九、九〇一 |
| 合 計 | 九三、一八九、六一六 |

右の中資本金二百萬比以上のもの二十四とその資本金を列記すれば左の如し(單位比)。

| 鑛業會社名 (鑛山所在地) | 公稱資本金 | 拂込資本金 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|
| Antamok Goldfields (マントク・ゴールドフィールド) | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 一、三七五、〇〇〇 |
| Agusan Tubay Gold (アグサン・タベイ・ゴールド) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | — |
| Antique Consol. Mines (アンティーク・マインズ) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、二〇五 |
| Baguio Gold Mining (バグイオ・ゴールド・マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一、二九九、四五〇 |
| Balabac Mining (バラボック・マニング) | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇 |
| Benguet Consolidated (ベンゲット・コンソリデイト) | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 六、〇〇〇、〇〇〇 |

| | | |
|--|-----------|-----------|
| Big wedge Mining (ビッグ・ウェッジ・マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 七七七、四〇五 |
| Dulangan Mining Interest (ドゥランガン・マニング・インタレスト) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二七九、〇八二 |
| Gold Star Mining (ゴールド・スター・マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 |
| Grawfus Mining (グロウフス・マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二七三、三一〇 |
| Ibonan Dev. & Mining (イボナン・デヴ. & マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| Ilogon Mining (イロゴン・マニング) | 二、二五〇、〇〇〇 | 三三二、六三五 |
| Luzon Consol. Mines (ルソン・コンソリデイト・マインズ) | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| Masbate Consolidated (マサバテ・コンソリデイト) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一四三、八七五 |
| Mindanao-Hamamali Mines (ミンダナオ・ハママリ・マインズ) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | — |
| Mindanao Mother Lode Mines (ミンダナオ・モザー・ロード・マインズ) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 七九〇、三五〇 |
| Mineral Resources (ミネラル・リソース) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一三二、三〇〇 |
| Northern Agusan Mining (ノース・アグサン・マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 三三八、一五七 |
| Paracale Mining Development (パラカレ・マニング・デヴ. & マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 五八五、〇〇〇 |
| Philippine Dorado (フィリピン・ドロダ) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| Philippine Iron Mines (フィリピン・アイアン・マインズ) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| Salacot Mining (サラコット・マニング) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇二、三七五 |
| Surigao Bulawan (スリガオ・ブライワン) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 |
| Tierra de Oro (ティエラ・デ・オロ) | 二、〇〇〇、〇〇〇 | — |

鑛産物の産額も數年前までは左表(A)の示す如く金屬、非金屬を合して尙ほ一ヶ年千五百萬比乃至二千萬比に過ぎなかつたものが、最近では金及他の基本金屬の生産額のみで裕に四千萬比乃至五千萬比に達し(B)表、基本金屬の輸出額だけでも左表(C)の如く七百萬比に達して居る。

| (A表) 金屬及非金屬生産高 | |
|----------------|------------|
| 品名 | 一九二八年 |
| 金 屬 | 一九三一年 |
| 鉄 | 三六、八三比 |
| 金 | 三、八〇八、二四比 |
| 銀 | 四六、五九比 |
| (小計) | 三、八九〇、八六比 |
| 非金屬 | |
| セメント | 八七五、〇〇比 |
| 粘土製品 | 五三〇、八六四比 |
| 石、炭 | 四一〇、二六比 |
| 鳥糞石及燐礦 | 三三、六三比 |
| 石、膏 | 五八、〇七比 |
| | 二、八八三、九二六比 |
| | 三三、三三三比 |
| | 二七、四六三比 |
| | 五、一六六比 |
| | 三三三、二八四比 |

| | | |
|---------|------------|-------------|
| 鑛 泉 水 | 三三、〇六三比 | 一七九、八八二比 |
| 鹽 | 六六四、四六六比 | 三六二、四五五比 |
| 砂礫及破岩 | 一一、六六七、六五比 | 三、八〇九、二三比 |
| 建築及裝飾用石 | 一九三、四七六比 | 四九、七二三比 |
| (小計) | 一三、二七五、三九比 | 一五、八七七、八四一比 |

「備考」右表中銀は金塊からの副産物にして粘土製品中には焼物、煉瓦等を含む。

| (B表) 金及基本金屬生産高 | | |
|----------------|-------------|------------|
| | 一九三六年 | 一九三七年 |
| | 生産量 | 生産量 |
| | 價 額 | 價 額 |
| クローム鑛 | 一一、八九〇、六三三比 | 六九、八五五噸 |
| 銅 鑛 | 六、〇四四比 | 一、三四三、一〇〇比 |
| 鐵 鑛 | 六、四四三、九二二比 | 二、七〇〇、〇〇〇比 |
| 鉛 鑛 | — | 二噸 |
| 鋅 鑛 | — | 九、六八九比 |
| 滿 鑛 | 三、四、九七三比 | 三三、七二六比 |
| 金 鑛 | — | 五、二六〇、六四六比 |

(C表) 基本金屬輸出高

| | 一九三六年 | | 一九三七年 | |
|------------|-----------|----------|-----------|-----------|
| | 輸出量(底) | 輸出額(比) | 輸出量(底) | 輸出額(比) |
| クロム鐵 | 一一、八〇、六〇三 | 三〇七、五八 | 六九、八五、六〇六 | 一、五四三、一〇〇 |
| 銅 鐵 | 六、〇四四 | 一、七〇七 | 一、五、四三〇 | 六、五六、四三 |
| 金及銀と分鑛せるもの | | | 四、〇四、三三九 | 二、一〇一、〇〇二 |
| 鐵 鐵 | 六、五四、四三三 | 二、八六三、四七 | 六、〇一、一八八 | 二、六五三、〇七六 |
| マンガン | 三、五四、九七二 | 六、〇一〇 | 三、三〇、三二六 | 三、七、七六 |
| 鉛 鐵 | | | 三、三、五七四 | 二、九〇〇 |
| 鉛塊 | | | 二、〇〇 | 九一、六六 |
| 合計 | 六六、六〇、五九 | 三、二六、六六 | 七〇、七三、五九 | 七、三八四、七九六 |

III 各 説

I 金

金の採掘は古くから行はれて居たが其産出額は微々たるもので一ヶ年五百比乃至一千比を出なかつた、一八七六年の

記録によるも當時比律賓全島で三千六百比を出なかつた程である。従つて西班牙領時代の比律賓の金採掘は全く經費倒れであつた。金鑛區としてはマスパテ、ベンゲット及カマリネスの三地方で前二者は鑛脈であり後者は鑛床で、殊に北カマリネスは河床に砂金を發掘した。米國領となつてからはベンゲットを中心とする山岳州地方に多くの鑛區を發見し、現に同地方にあるベンゲット合同鑛業會社、バラトツク鑛業會社、イトゴン鑛業會社は全國屈指の大會社で、之等に次ではマスパテ島にあるマスパテ合同鑛業會社で、前記四百五の鑛業會社中金鑛山會社は實にその八割以上の三百三十二社を占め、従業員坑夫の數二萬人に及び其俸給賃銀一千萬比に達す。發掘高は金の時價により多大の影響を受けて居るが、一般的傾向としては勿論遞増の状態にある。例へば一九〇七年には比律賓全群島で十四萬二千二百十二グレーン(價格十八萬七千六百四十七比)を産出したものが、一九一二年には八十五萬七千九百十一グレーン(價格百十四萬四百二十四比)を産し、更に五年後の一九一七年には百九十九萬四百六十三グレーン(價格二百六十四萬五千七百八十四比)を産出した。

最近十一ヶ年間の金産出高其價格

| 年 度 | 金産高(グレーン) | | 同上價格(比) | |
|--------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | 金産高(グレーン) | 同上價格(比) | 金産高(グレーン) | 同上價格(比) |
| 一九二七年 | 二、五三七、一五四 | 三、三七二、六五四 | | |
| 一九二八年 | 二、八六四、九〇九 | 三、八〇八、一二四 | | |
| 一九二九年 | 四、九九五、九六一 | 六、七四〇、七八一 | | |
| 一九三〇年 | 五、五七四、三五五 | 七、四〇九、五九八 | | |
| 第七 産 業 | | | | |

比律賓篇

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 一九三一年 | 五、六六一、〇七二 | 七、五二四、八六七 |
| 一九三二年 | 七、五九八、三四一 | 一〇、二〇〇、一六七 |
| 一九三三年 | 一二、〇八二、六〇二 | 一六、一九〇、七九五 |
| 一九三四年 | 一七、六八七、四四〇 | 二三、七〇一、九二三 |
| 一九三五年 | 四五六、八四三(オンス) | 三一、九七九、〇三〇 |
| 一九三六年 | 六二一、九六八(オンス) | 四三、三九九、二九七 |
| 一九三七年 | 七三二、二九五(オンス) | 五一、二六〇、六四八 |

最近二ヶ年間に比律賓全群島より生産された金の産額を鑛山會社別に表示すれば左の如し。

| 會社名 | 一九三六年 (比) | 一九三七年 (比) |
|--------------------------|---------------|---------------|
| Ambassador | — | 六八、〇九五・六二 |
| Antamok | 三、〇三三、四七九・五四 | 五、二三四、三九八・九六 |
| Baguio Gold | 一、〇七七、一〇六・五〇 | 一、二六七、七七五・二四 |
| Balacoc Mining | 一二、七六〇、五二一・二四 | 一三、〇四〇、〇五五・九四 |
| Benguet Consolidated | 九、〇一三、三〇九・九八 | 九、八八七、一九八・〇六 |
| Benguet Exploration | 二七四、九一三・九〇 | 二六八、二六三・七八 |
| Bidg Wedge | 五九四、四五〇・二二 | 一、一六一、一六四・七九 |
| Cal Horr Including Ukab) | 一、一七三、七三五・八六 | 一、二六八、四九八・二二 |
| Coco Grove | 七二三、五七三・四四 | — |

| | | |
|----------------------|--------------|--------------|
| Demonstration | 一、四七三、九九九・二二 | 一、六五四、六〇九・三〇 |
| East Mindanao | 二二五、六四八・五六 | 六五三、三四三・一五 |
| Gold Creek | 二二六、八六〇・八〇 | 二六二、九四七・二〇 |
| Ipo Gold | 六四一、二一四・八五 | 六二二、四〇〇・三四 |
| Itogon | 二、八二一、七一七・六九 | 三、三七〇、六八九・九六 |
| IXL Mining | 一、二七九、六八八・〇六 | 二、二二六、三七九・八九 |
| Mindanao Mother Lode | — | 六七四、三二七・八四 |
| IXL Argos | 二二一、三一五・一三 | 一七八、一二九・四一 |
| Masbate Consolidated | 二、〇二二、三〇四・六三 | 二、九七五、〇九七・五一 |
| North Mindanao | — | 一二四、三七一・三一 |
| Northern Mining | 六七、五七〇・七〇 | 一七、八八〇・二九 |
| Royal Paracale | — | 一四八、四〇三・八四 |
| Salacot Mining | 四一三、〇五三・二〇 | 二八一、二五三・九六 |
| San Mauricio | 一、七二〇、二七・一一 | 二、〇〇一、四〇一・五八 |
| Suyoc Consolidated | 一、一六〇、〇二二・五五 | 一、四三四、〇二四・七八 |
| Tambis Gold | 一〇六、三六八・五〇 | — |
| Twin Rivers | — | 一三〇、九五二・六七 |
| United Paracale | 一、三八〇、六一一・八三 | 一、九一四、一二六・三三 |

比律賓篇

其 他 九九六、六四四・〇〇 一六七、四五七・三〇
 合 計 四三、三九九、二九七・五一 五一、二六〇、六四六・〇〇

右産金の大部分は海外へと輸出された、その輸出先は主として米國である。一九二七年以降の比律賓金輸出額を左に示さう。(單位比)

| 年 度 | 金 塊 | 金 貨 | 合 計 |
|-------|--------|------------|------------|
| 一九二七年 | 二二、〇六八 | 三、一一七、二〇〇 | 三、一四〇、二六八 |
| 一九二八年 | 一、五〇〇 | 三、七三〇、三五一 | 三、七三一、八五二 |
| 一九二九年 | 三八、八五一 | 六、五六二、四三五 | 六、六〇一、二八六 |
| 一九三〇年 | 八、二〇〇 | 七、四六一、二八二 | 七、四六九、四八二 |
| 一九三一年 | 二、九〇三 | 七、五三一、三五〇 | 七、五三四、二五三 |
| 一九三二年 | 七五〇 | 一〇、〇七一、四九二 | 一〇、〇七二、四二〇 |

「備考」右表の外一九二九年には旅行者によつて海外へ持出された金貨が約四十萬比ある。

| 年 度 | 金 産 額 | 金塊及金塊輸出量 オンス | 同上價格 比 |
|-------|------------|-----------------|------------|
| 一九三三年 | 一六、一九〇、七九五 | 四二五、〇三〇 | 九、七〇〇、九七一 |
| 一九三四年 | 二二、八二三、三六五 | 五一七、九三四 | 一一、六七四、二〇二 |
| 一九三五年 | 三一、九七九、〇三〇 | 六五九、八四三 | 一四、九一一、二七六 |
| 一九三六年 | 四三、三九九、二九七 | 九五〇、〇九三 | 二〇、四九三、一五八 |
| 一九三七年 | 五一、二六〇、六四六 | 一、二六八、二五四 | 二七、三六五、四二九 |

金は常に比律賓から輸出されたばかりでなく海外から比律賓へも輸入された。今其内譯を示せば左の如し(單位比)。

| 年 度 | 金 塊 | 金 貨 | 合 計 |
|-------|--------|---------|---------|
| 一九二七年 | 二、二七七 | 五六〇、二九二 | 五六二、五六九 |
| 一九二八年 | 二〇、四一六 | 九三〇、一六一 | 九五〇、五七七 |
| 一九二九年 | 三二、六四九 | 九二〇、三一一 | 九五二、九六二 |
| 一九三〇年 | 三九、一八八 | — | 三九、一八八 |
| 一九三一年 | 三一、四六二 | 一四三、七四一 | 一七五、二〇三 |
| 一九三二年 | 二一、七九四 | 五、二九六 | 二七、〇九〇 |

右表中一九二〇年及一九三二年兩年度に於ける輸入金貨の減少は米國財界の不況に因る影響である。

尙ほ金は生産過剰に陥る憂は今の處はなく多々益々辨する状態であるが、其價格も漸次騰貴して舊標準價格一オンス四十一比三十四センチタヴォオから一九三三年には五十比七十二センチタヴォオとなり一九三五年には七十比に高騰した。併し其割合には坑夫の賃銀は上らず最高給と云はれるバギオ附近の金山の坑夫ですら、一日平均八十センチタヴォオ乃至一比四十センチタヴォオである。これ一時の黄金熱に浮されて多數金鑛會社が雨後の筍の如く簇出したが、事實活動して居るものは全數の三分の一に足るか足らぬからである。又他の一因は金山から金鑛を採掘して之を精煉するまでの所謂生産費の高むにも因る。即ち一噸二十四比の金鑛から一オンスの金塊を採る爲めには鑛山に於て少くとも六噸の鑛石其他の無駄を見ねばならぬ勘定で、之に堅坑、坑道、横斷路、堀上坑道、坑井等に要する巨額な費用等を加算する時は生産費に大部分を奪はれ、此の外機械費、直接税等にも多額の支出をして居る。概算ではあるが一九三四年に於て全比島の金鑛山

に於ける従業員數一萬五千人の俸給賃銀總額七百萬比、機械、其他の什器費約一千萬比、直接税支拂額二百萬比と計算されて居る。

次に最近十ヶ年間の比律賓の金産額を世界の金産額と比較するに後者の約〇・八%程度に當る。

| 年 度 | 比島金産出量(オンス) | 比島金産額(比) | 世界金産額(比) | 率% |
|-------|-------------|------------|---------------|------|
| 一九二七年 | 七九、八七二 | 三、三〇一、九〇八 | 八〇四、二一六、〇〇〇 | 〇・四一 |
| 一九二八年 | 八八、五三一 | 三、六五九、八七一 | 八一二、六七六、〇〇〇 | 〇・四四 |
| 一九二九年 | 一五一、七五七 | 六、七四〇、七八一 | 八〇六、二〇七、八二二 | 〇・八三 |
| 一九三〇年 | 一八五、二〇八 | 七、四〇九、五九八 | 八三三、五〇三、〇四六 | 〇・八八 |
| 一九三一年 | 一八二、一三七 | 七、五二四、八六七 | 九一八、二〇八、九〇六 | 〇・八二 |
| 一九三二年 | 二二九、七二八 | 八、四九五、九五五 | 九九八、四七九、四〇二 | 〇・八五 |
| 一九三三年 | 二七九、五三五 | 一、九五六七、四五〇 | 一、〇四八、七八〇、八六四 | 一・八一 |
| 一九三四年 | 三四九、四七七 | 二、四四六三、三九一 | 一、一四八、四〇三、四五〇 | 二・〇九 |
| 一九三五年 | 四五一、八一四 | 三、一六二六、九八〇 | 一、二八三、六四七、八七六 | 二・三三 |
| 一九三六年 | 五九九、四五三 | 四、一九六一、七一〇 | 一、四六九、八三九、一九二 | 二・七九 |

『備考』 一九三三年以後比律賓の金産額の世界産額に比し急激の増加率を示したのは比律賓の産出量の増加に因る外世界金産額は一オンス四一・三四三六比の割で計算されるのに対し比律賓の金産額は一オンス七十比の新値の割で計算されるに因る。

鑛區としては金は比律賓群島の殆ど各地に散在し就中山岳州のバギオ地方と北カマリネス州のパラカレ・マンブラオ地方とマスバテ島アロロイ地方に埋藏される量が最も多いと云はれて居る。此の外にも最近マニラの東北部、ミンダオ島の東北及サンボアンガ半島方面にも有望な新鑛區發見されたものがある。唯だ劣等金鑛に對する採掘費の比較的嵩むことと、一九三三年以來實施された五%の從價税賦課等の事實が斯業の發達を阻害して居ることも尠くないが其將來は左の如き理由で頗る囑望されて居る。

- 一、比律賓に於ける他の基礎産業が多く沈滞又は退歩の状態にある時、金鑛業だけは一路進展の路を辿り居る事。
- 二、他の産業に比し賃銀高く且つ従業員、坑夫の就働者増加しつゝある事。
- 三、不況の影響を受くる事なきを以て所謂「不況時」に於ける主要産業たり得る事。
- 四、金の世界的需要ある時に金の産出によつて比島の存在を世界的ならしめ得る事。
- 五、税金として多額の金を支拂ふのみならず病院、學校、道路の建築等にも巨額の支出をして比島一般の金融を潤澤ならしめる事。

2 鐵

鐵は比律賓に於ては金鑛業に次での有望鑛業である。今日多くの鐵鑛は殆ど全群島に亘つて廣範圍に埋藏されて居る就中ブラカン州、南北カマリネス兩州、スリガオ州等に良鐵鑛あり、一九三八年八月米國商務省の公表する所によれば比島の鐵埋藏量は豫定以上に多く十億噸を越えて居ると云ふ。之を地方的に見るもブラカン州の鐵鑛は磁鐵鑛及赤鐵鑛

質で埋蔵量百萬噸乃至二百萬噸、北カマリネス州の北方カルンバン島嶼の鐵鑛は含有量六〇%、埋蔵量百萬噸乃至二百萬噸、スリガオ州の鐵鑛は今より廿六年前に發見されたもので含有量こそ五四%であるが、埋蔵量に於ては世界屈指のもので五億噸以上に達し、今後二百年間は比島の需要に應じて餘りあると稱せられ比律賓政府の保有鑛となつて居る。最近發見されたものとしてはカ、ヤン鐵鑛會社で開掘中のアパリ鑛山があり、平均五八%の鐵を含有すと、目下最も盛んに採掘されて居るものは南北兩カマリネス州、及スリガオ州の鐵鑛山であるが貿易統計に見ても明かな如く鐵鑛の多くは日本に輸出され、更に製鐵されて比島へと再輸出されて居る。

比律賓の鐵鑛が歐米に餘り輸出されぬ譯は全く採算がとれぬからで、それだけ地理的に近い日本及支那が重要市場と見なされて居る。現に比律賓からの鐵鑛が運賃保険料込日本港渡し一噸六比であるのに對し、同質の鐵鑛が米國から買へば米貨八弗(十六比)であるから競争にならぬ。

最近二ヶ年間の比律賓鐵鑛の輸出先及其價格數量を示せば左の如し。

| 輸出先 | 一九三六年 | | 一九三七年 | |
|-----|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 輸出量(噸) | 輸出額(比) | 輸出量(噸) | 輸出額(比) |
| 日本 | 六五四、四五五、五三九 | 二、八六八、三九七 | 二八三、三〇三、八八〇 | 一、一四三、四八九 |
| 獨逸 | 三〇〇 | 二〇 | 五〇〇 | 二〇 |
| 米國 | 八二 | 一〇 | 三、三三四 | 三九〇 |
| 白耳義 | — | — | 二、五〇〇 | 三〇 |
| 計 | 六五四、四五五、九二一 | 二、八六八、四二七 | 二八三、三一一、二一四 | 一、一四三、九二九 |

3 石 炭

歐羅巴人によつて比島に初めて石炭の發見されたのは一八二七年セブ島に於けるもので、次では一八四二年アルバイ州バタン島である。併し炭坑に鶴嘴の入れられたのはバタン島の方が早く一八四七年で、セブ炭坑の採掘許可が下りたのは六年後の一八五三年であつたが、何れも一八九五年頃までは殆んど採掘行はれなかつた。そして漸く採掘に取りかゝらうとした時は各地に蜂起した反西班牙革命で中止を餘儀なくされ、一九〇四年に今度は米國軍の手で先づバタン炭坑の採掘が開始されたが、これも數年ならずして陸軍長官の命令で中止された。其後歐洲大戰で俄に石炭の需要増すや比律賓炭礦會社が東バタン會社の舊礦を再掘して以來漸く商業的に比律賓石炭の有望性認められ、一九一八年には國立石炭會社まで設立され現今では金鑛會社其他の兼營にかゝるものが多いが炭坑會社の數は三十四に及んで居る。

石炭の存在は群島中の各島嶼に及んで居るが重要なるはバタン島、ゴタス・プトング(ミンダナオ島)、セブ島、ポリリオ島、ミンドロ島及マスバテ島の六島で、其埋蔵區域延長五百平方杆に亘り豫定炭量も六千五百萬噸に達す、比島の石炭は日本のそれと同じく多く第三紀層に屬し、其質は黒色褐炭、亞瀝青炭、瀝青炭質が多く、揮發物百分組織は一〇%乃至五〇%である、比律賓科學局の内輪的見積による豫定炭量左の如し。

| | |
|----------|-------------|
| 黒色 褐 炭 | 二六、五〇〇、〇〇〇噸 |
| 亞 瀝 青 炭 | 三一、五〇〇、〇〇〇噸 |
| 瀝青炭又半無煙炭 | 三、五〇〇、〇〇〇噸 |

合計

六一、五〇〇、〇〇〇噸

最も埋蔵量多きはセブ州カフマイ・フマヤンで鑛脈は四米の厚層あり、同州マナンガ河附近からは粘結性石炭を産し、ミンダナオ島のゴタス・ポトングからは亞瀝青炭を出し、炭層の厚さ二米強である。尙ほ炭層としてはアルバイ海岸のバタン島、サンボアンガ州、ソルソゴン州、ポリリオ島、マスバテ島等延長二百平方杆、豫定炭量二千百萬噸に達す、内譯左の如し(單位噸)。

| | |
|---------|-------------|
| セブー島 | 八、三〇〇、〇〇〇噸 |
| バタン島 | 五、八〇〇、〇〇〇噸 |
| サンボアンガ州 | 三、四〇〇、〇〇〇噸 |
| ソルソゴン州 | 一、六〇〇、〇〇〇噸 |
| ポリリオ島 | 一、〇〇〇、〇〇〇噸 |
| 其他 | 二一、〇〇〇、〇〇〇噸 |

右の中バタン島及國立炭坑會社の主要炭坑シブゲー半島の所在地たるセブー島以外は殆ど採掘し居らず、バタン島の鑛區も未だ開發の餘地は充分ある。最近の生産高は毎年二萬噸乃至三萬噸であつて比律賓島内の需要を充たすに足らず年々二十萬噸以上の石炭を外國殊に日本より輸入し、一九三六年の如きは三十六萬八千八百三噸(價額二百八萬二千九百二十比)の石炭を輸入したが、その八一%即ち三十萬二千七十九噸(百五十七萬五千二百八十四比)は日本からの供給にかゝるものである。

4 クローム鑛

クローム及マンガンの重要性が認められて來たのは近年のことで軍需工業發達の御蔭である。一九二〇年頃比島の鑛物資源の調査をして『比律賓島の地質と鑛物資源』を著した米人技師ワレン・スミス博士の著書にもクローム鑛に就ては僅に『クローム鑛 Fe_2O_3 はバナイ島アンテイケ州では重に粒狀體でクローム鑛特有の黒、綠の斑紋をもつて蛇紋石と共に發見され、北イロコス州ツンゴン・ツンゴン附近では漂石として發見さるゝもその量極めて少し、ルバン島にも亦蛇紋石化せる橄欖石又は花崗岩と共に發見さるゝも未だ何れも採掘さるゝに至らず』と記して居るに過ぎなかつた程である。然るに世界に於けるクローム鑛の産出七十萬噸内外で供給不足の折柄、呂宋島サンバレス州ラウイス河上流二千杆の地點マシロック地方に埋蔵量一千萬噸と稱せられる世界第一のクローム鑛山を有することが知れるや、比律賓は一躍して世界のクローム供給國たらんとして居る。尙ほ同じサンバレス州サンタクルス地方にも約十八萬噸の埋蔵鑛あり、南カマリネス州ラゴノイ灣沿岸にあるクローム鑛山は埋蔵量こそ十萬噸内外であるが鑛質頗る良好で平均五五%のクローム酸化物を有す。此の外ラウイス河流域、サマール州、スリガオ州、ミンダナオ島の各地にも數萬噸に達する豫定埋蔵量あるクローム鑛山あるも未だ開拓に着手されて居ない。米國にもクロームは産するがその質悪く且つ供給不足で數年前の如きは一噸につき二百弗を拂つて比律賓から供給を仰いだ事實がある。茲に眼をつけたベンゲット合同鑛業會社々長ハウサーマン氏は先づサンバレスのクローム鑛山を同會社の手で採掘させ、南カマリネス州にあるクローム鑛山も同會社の經營に屬するフロラニー鑛業會社の手で試掘中である。クロームは時價一噸十弗程度であるから

比律賓全島のクローム埋蔵量評價は十億弗以上に達する勘定である。一九三七年中クローム鑛の輸出額一、五四二、一〇〇比（數量六九、八五五噸）、その中米國への輸出額九十八萬二千二百七十八比で米國へのクローム供給國としては比律賓は阿弗利加、ニュー・カレドニア及土耳其古につき第四位であつた。更にクローム鑛の産出が比律賓にとつて將來益々有望なことは産出経費の低廉なことで、鑛床の所有地が何れも沖渡しに好適の位置にあることである。

5 マンガン

マンガンは比律賓に於ては多く硬滿俺鐵、軟滿俺鐵、滿俺土として、又往々金鑛石と混入して北イロコス、パンガシナン、ブラカン、タルラック、マスバテ、南カマリネスの諸州及バラワン島に埋蔵されてゐる。就中最も多量なのは北イロコス州ブルゴス市附近のプンタ・ネグラ海岸地方で厚い外被となつて發見される。その量九十萬噸と豫定されて居る、此の鑛床の最初の試掘は一九一七年に行はれたが、その際約三千噸の鑛石が日本へ輸出され噸當り十七比の低價で取引された。併し當時海上運賃高く、陸上交通も亦不便であつた爲め、比律賓のマンガンは遂に取引市場に現はるゝことなくして十數年を過ぎ、一九三四年に米比資本家によるイロコス滿俺鑛業會社が三十萬比の資本で組織され洗鑛機その他最新機械の据付けによつてマンガン鑛採掘も商業的に有望なものとなるに至つた。

因に一九三七年に於ける比島マンガン輸出額は三十二萬四千七百十六比（數量二千五百五十六噸）であつた。

6 其他の金屬性鑛産物

比島に於ける銅の採掘は十九世紀の中葉西班牙領時代にカンタブロ・フィリッピン會社によつて山岳州マンカヤン銅山に試みられたが失敗に終り、其後久しく放棄されてゐたものを米領になつた數年後小規模ながら事業を復活したもので、マンカヤン・スヨクの鑛區だけで二・五%の含有量ある約五十萬噸の銅鑛産出豫定されて居る。而して比律賓では銅は多く金との混鑛として發見されるが前記のマンカヤン・スヨク地方及カピスでは單獨銅鑛發見される。殊にカピスの銅鑛は極めて良質だが埋蔵量は不明である。此の他未採掘の銅山としてはベンゲット、ミンドロ、マリソツケ、パンガシナン、パタンガス、マスバテ地方にも有望なるものがある。北カマリネス及スヨク地方の金山より副産物として銅の産出することは前述の通りである。

銀は比島に於ては普通に金鑛の副産物として採掘されて來たが、最近は大イラツク鑛山及バギオのアクバン鑛山から純銀鑛發見された、併しその量は少く兩鑛山を合しても年産額は七萬比内外に過ぎない。産地としては前記のバギオを含むベンゲット地方、ミンダナオ島、マリソツケ及セブー等であるが後の二者地方では鉛鑛中に包含されて存する。

鉛及亜鉛は比島では各所に共に發見されるが未だ商業的生産は行はれて居ない。鑛床としては一九〇七年頃米人グットマン某によつて發見されたマリソツケ島のもの及びセブー島アクスピン山附近のものがある。方鉛鑛としてはブラカ、セブー、マスバテの諸州に産し、比島鉛としては含有量六〇%級の安山岩種が主なるものであるが、大量の産出は豫定されて居ない。

此の外モリブデンはバタンガス州のロボー山附近に硫酸銅化鑛に、錫は主としてパラワン島に水銀鑛はベンゲットに、タングステン鑛はバナイ島アンテイケ州に、白金はルソン島北部マリキナ河の砂鑛中又はアグサン谿谷沖積鑛床中の碎岩中に、或はヌエヴァ・エシハ州ベニアランダ附近に小薄片となつて發見され、アンチモニーはバタンガス州地方に産するが其量は何れも極めて微々たるもので現在の所では商品としての發展の見込は殆どない。

7 非金屬性鑛産物

非金屬性鑛産物としては砂礫及破岩が金額に於て最高を占めて居るが、重要性に於ては鹽、セメント及煉瓦を含む粘土製品が稍勝る感があり、將來性のある點から云へば石灰、アスベストス等であらう。島内各地方で消費される鹽は多く海水から製鹽されるが、呂宋島ボントック附近マイニット及バギオ附近のアシン、コルデイラ山脈地方には鹽泉があり又岩鹽が取れる、鹽の年産額は五十萬比内外である。

セメントは産出額に於ても鹽に勝り而かも年々益々増加の傾向がある、セメント製造會社としてはリサール州ピナン・ゴナンにあるリサール・セメント會社と、米國資本のセプリー・ポートランド・セメント會社が二大勢力を有し、一九三五年の兩會社のセメント製造高は六十八萬樽で、國內の需要の九〇%以上は此の二大會社によつて充たされて居る。砂礫及破岩は多く海岸又は河床より集めて道路建設材料に用ひられる。其主なるものはマイカウアヤン石又はガダループ石と稱せらるゝ凝灰岩である。又建物建造裝飾として使用さるゝ大理石は各地に産するが、ロンブロン州より産出するロンブロン大理石が最も著はれてゐる。

鑛泉水はプラカン州のサンミゲル醸造會社の獨占事業で、鑛泉としてはラグナ州ロス・パニオス温泉から出る外、各地に各種の豫定鑛泉はあるが未だ充分に調査されて居ない。併し毎年外國から輸入される瓶詰飲料鑛泉水約十萬比は將來比島の産品によつて代られる見込はある。煉瓦は又ロス・パニオスの白粘土から製造される。レイテには輸道用のアスファルト生産される。アスベストスは七、八十年前より北イロコス州に存在すること知られ、一九一九年頃は同州ツングオン・ツングオンのエステートにアスベストス工場建設されたが翌年破産し、同時代マニラにもアスベストス製造會社設立されたが原料不足でこれ亦休業してつた。併し此等の會社は其の經營方法宜しきを得なかつた爲でアスベストス製造業は今日の比律賓では相當有望と見られて居る。

石油はセプリー、タババス、レイテ、コタバトの諸州に多量の産出豫定され、殊にセーブ島内トレドの油田は試鑛の結果有望と見られ産出量も頗る良好と云はれて居る。タババス州ボントック半島の油田は一九二三、一九二四年の兩年に亘り米國の某石油會社により三千呎の深所まで掘下げられたが結果は面白からず、約二百萬比の試鑛費が投ぜられたまゝで今日に至つて居る。コタバト州のピタダン及レイテ州のウイラバでは若干の残留瀝青及石油滲出あつたが開掘の結果は望み薄でこれまた放棄されたまゝである。アンテイケ州シパロには石油頁岩床發見され同頁岩より蒸溜し得る石油の分量は極めて高率だがその産出量は極限され收支相償ふ程度に至つて居ない。

尙ほ北イロコス州及アグサン州等には石炭ガス製造に用ひられる赭土、黄土多く産出す。此の他レイテ州バリエイテ附近にはレイテ・アスファルト及鑛油會社の手で瀝青質石灰石の製造行はれ、目下外國から輸入しつゝある石灰を國內で供給する計畫あり、例のネバ運動の一部と見られて居る。

以上の鑛産物の中金、鐵、クロム、セメント、砂礫、破岩、石炭、鑛泉水、石灰、鹽等を除いた以外は商業上の利益を得て開發されてゐるものは殆どない、これは資本の缺乏と比律賓人が未だ此等天然の富源を開發するまでの必要に差迫つて居らぬからである。唯だ近來最も多くの望を囑されて居るものはクロム鑛で、既に述べた如く調査の結果は殆ど全群島に亘つてクロム鑛帯の存在すること發見され、將來世界最大の單一埋藏地帯と發展する可能性さへある。現在國富としての比律賓の鑛産物の評價は九億比と推定される。

五 水 産 業

海岸線の長さ二萬二百六十哩で米國本土の海岸線よりも七千三百八十三哩も長い比律賓群島の領海延面積は實に比律賓の陸地面積の六倍餘に及ぶ、従つて此の海岸より受くる利益即ち水産業の有望も想像される譯である。近海に棲息する魚類の種類は二千餘に達し、その大部分は食用に供し得るものである。而して海岸至る所水産業不能と云ふ所は殆ど無い。比島附近で採れる魚類の主なるものは鰯、鯷、鯖、バンゴス (Bangos) ヒシコ、太刀魚、タンギンギ (Tanguin-gui) と稱する帆魚、鯖、鯷、ボンパン (Pompano)、鯛、鯉、鰻、バラクータ (Barracouta)、ラブラブ (Lagula-lu)、魴、飛魚、鮫、海鼠、伊勢蝦、小蝦、章魚、烏賊、すつぽん等で、就中比島は勿論歐米人美食家の最も嗜好するラブラブの如きは二十餘種に及ぶと云ふ。此の外牡蠣、蛤、蟹の漁業も有望である、蓋し蟹は比島民の一般に愛好する處でその捕獲も容易であるからである。

此等魚類の消費方面は主として國內だが鯖の如きは罐詰となつて米國に輸出される。小魚は鹽漬にし又は其まゝ乾燥して山岳部地方へ送られるが、ソルソゴン、東西兩ネグロス州、スルー州等からも乾魚産出する。バンゴスは市場の需要多く従つてこれが人工養魚を行つて居る所もある。海鼠は多くミンダナオ等の南部に捕れるが乾燥したものは支那料理用として南支方面に需要されて居る。

魚類以外の水産物としては眞珠貝、海綿、鼈甲等があり、殊にスルー海は四周島に圍まれ眞珠貝採取場として又養殖場として有望視せられて居るが、比律賓の採取方法が極めて原始的である爲め組織的方法による日本人採取者に壓倒されて居る。昔に眞珠貝の採取ばかりでなく一般漁業が古くより行はれて居るにも拘はらずその方法は極めて幼稚且つ原始的で毫も進歩のあとなく、其漁獲範圍の如きも近海以上に出ない。漁具としても竹製、引網、投網等が使用されて來たが一九二七年頃から日本漁船の比律賓近海出漁に刺戟されて、近來漸く近代的漁船、漁具を利用するに至り、漁業會社も設立され打瀬網、室網の使用等も日本漁夫から習ひ、貯魚法に就ても冷蔵法を講ぜられて居る所もあるが、土民の多くは鮮魚の食物を喜ばず鹽魚を歓迎して居る。

従つて魚類及海産物輸出國たるべき比律賓が左表の如く却つて日本及米國から罐詰魚類を毎年百萬比以上輸入するの奇現象を呈してゐる。

| 日米西葡佛其合 本國牙牙他計 | 一九三五年 | | 一九三六年 | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 輸入量(庇) | 輸入額(比) | 輸入量(庇) | 輸入額(比) |
| 日本 | 三,七四六,六一 | 五四〇,一九五 | 四,八七四,四五 | 六六四,八三七 |
| 西國 | 三,三九一,一七五 | 六七三,三五 | 三,三三八,三四六 | 六三三,九三五 |
| 葡萄牙 | 三,六六二,六八 | 六九,一八九 | 三,二一九,六 | 三四,一〇六 |
| 佛蘭西 | 一,三三三,三三 | 二,九七 | 五三,一七〇 | 三〇,九五 |
| 其他 | 八,七〇〇 | 一五,七九 | 七,一九五 | 一三,四九 |
| 合計 | 七,五三三,六八三 | 一,一〇一,二八二 | 八,五三七,三五〇 | 一,三〇一,二八二 |

| 米加日其合 本陀本他計 | 一九三五年 | | 一九三六年 | |
|----------------|---------|---------|----------|---------|
| | 輸入量(庇) | 輸入額(比) | 輸入量(庇) | 輸入額(比) |
| 米國 | 五七六,五三 | 一七三,六九五 | 八三二,〇八四 | 三四六,五五八 |
| 加本 | 四七,七六八 | 一三,〇三 | 三〇九,八四〇 | 五三,〇五二 |
| 日本 | 一三三,五三六 | 三九,三四三 | 九八,六六六 | 一九,七二 |
| 其他 | 四一九 | 一八四 | 一六三 | 四七 |
| 合計 | 七九七,三三四 | 二二四,二四四 | 一,二六九,七五 | 三二八,四一七 |

| 米日支香獨英諾蘭西英其合 本國那港逸國威領班領印他計 | 一九三五年 | | 一九三六年 | |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 輸入量(庇) | 輸入額(比) | 輸入量(庇) | 輸入額(比) |
| 米國 | 二,三三三,四三三 | 五六四,〇八四 | 三,四五六,〇三 | 六八八,四〇八 |
| 日本 | 二,七九八,〇九 | 五二五,六一 | 三,〇〇〇,一四 | 五三三,六三 |
| 支那 | 一八三,五九九 | 八五,九七四 | 二四三,九三 | 七,一〇 |
| 香港 | 四九,五五 | 九,三〇 | 一〇六,五八一 | 一七,五八 |
| 獨逸 | 二,三二六 | 四,六五 | 一,三三七 | 五,三九〇 |
| 英國 | 七,五二四 | 四,六五 | 九,一六 | 四,九三 |
| 諾威 | 五,〇二 | 四,三三 | 六,九七 | 三,〇〇 |
| 蘭領印 | 五,〇一 | 二,三三 | 九,〇〇 | 二,九〇 |
| 西班 | 五,〇一〇 | 一,九九 | 五,七七 | 二,二八〇 |
| 英領印 | 二,六五三 | 二,〇〇 | 五,五〇 | 二,〇六 |
| 其他 | 三,六三八 | 四,〇九 | 一,一五七 | 九三九 |
| 合計 | 五,五八五,八四七 | 一,一〇六,二四四 | 六,八八五,六二九 | 一,三三三,三九五 |

一九三五年度の調査では打瀬及室網を使用する漁船總數百五十隻、資本金總額百三十萬比、その中日本人所有四十一隻、米人若くは比島人組織會社所有船二十五隻、比島人個人所有船八十五隻で、此等の漁船が一九三五年中に捕獲した魚の總量一〇、七〇〇、〇〇〇庇でその価格は百五十萬比に達する。

近年比島の漁業は進歩したと云つても未だ長足の進歩とは言へない、島民の購買力弱小で極めて低廉な魚類しか食膳に上し得ない現情では大規模の漁業發達の見込は少い。又前述した如く魚類貯藏の適當な冷凍方法が講ぜられて居ない

から、魚類捕獲高はその圍繞海面の廣大なるにも拘はらず日本の三分の一にも及ばない。併し比島の漁業への投資が三百萬比内外であることは以て斯業の發達情況を知るべきである。日本は遠洋近海漁業に従事する漁船の數三十六萬一千隻だと云ふに、比島の此の種漁船數が二千分の一にも足らぬ百六十隻程度である、外にバンカ及バロットスと稱する獨木船あるも問題にはならない。

併しながら比島住民千四百萬人の約九割が魚類を常食としその消費額一ヶ年一億比に上る事實を考慮するならば比島の水産業の前途は寧ろ多望である。農商務長官ロドリゲス氏が頻りに漁民の團結と遠洋漁業獎勵を聲を大にして叫んで居るのも宜なる哉である。漁業法規としては一九三二年十月五日比律賓議會を通過した漁業法があり、各種漁業の取締許可其他に就て規定して居るが、未だ統制ある漁業法とは云ひ得ない、重要點は公有土地法や鑛業法と同じく、

比律賓市民若クハ北米合衆國市民、或ハ比律賓若クハ北米合衆國又ハ州法律ニヨリ正當ニ登記サレタル會社若クハ法人ニシテ少クトモ其株式資本或ハ資本利益ノ六一%ガ完全ニ比律賓市民又ハ合衆國市民ニ屬スルモノ、又ハ法律ニヨリ比律賓市民ニ同様ナル權利ヲ認ムル國ノ市民以外ハ比律賓海内ニ於ケル漁獲ヲ目的トスル船舶使用ヲ許サズと規定して居ることである、尤も此の點はコンモンウェルス政府憲法第十二章天然資源の保存並利用第一條の規定が一步先んじて居る譯である。

尙ほ農商務部科學局漁業課は比島の漁業を組織的且つ効果的にする目的を以て島内を十箇の漁業區に分ち、各區に一名宛の漁業監督技師を配置して各自所管區の組織的調査を爲さしむると共に、其管理、巡邏、擴張事業の外海底、水流深度、溫度等の調査とも行はしむることとして一九三七年五月之が任命を行つたが漁業管區及び監督技師の駐在する管

理地は左の如くである。

| | |
|---------|----------|
| 漁業管區 | 管理地 |
| カガヤン區 | アバリ |
| マニラ區 | マニラ |
| 南カマリネス區 | ナガ |
| サマール區 | カドパロガン |
| イロイロ區 | エスタンシア |
| パラワン區 | アエルト・ガレラ |
| セブー區 | セブ |
| 東ミサミス區 | カガヤン |
| サンボアンガ區 | サンボアンガ |
| ダヴァオ區 | ダヴァオ |

右は比律賓水産業に對する政府助成策の一つであるが、之に關しては科學局水産課デオグラシアス・ヴィ・ヴラドリド氏が比律賓ジャーナル・オブ・コムマース誌上に發表した論説が參考に價すると信するが故に其譯文を「南支南洋情報」第六年第二號よりその一部を轉載する。

「水産開發は比島政府が今次自給方針の下に立てた經濟政策の計畫中最も重要な項目をなすものである。事實水産業は比島國富の最も重要な部分を占めて居る。比島近海は約千八百種の魚類が豊富に棲息し、其大部分が食用に供せらるゝものであり、

商業的價値を有するものと知られて居る、比島民の生活にとつて水産業が如何に重要な價値を有するかといふことは比島に於ける國內の需要が現在の供給より遙に多いと云ふ事實により明かである。此の事實は比島水産業の前途に更に大なる發展性の存在することを示すものである。比島住民千四百萬人中約九割は日常生魚を食用に供し、その消費額は年少くも一億比以上に達すと稱せられてゐる比島は外國より（大部分は米國）最もその輸入額の多い年で、年約二百五十萬比に上る魚類及同製品を輸入してゐる、他方無統制なる魚獲は天然資源を枯渴せしむる惧あるもの故、此の豊富なる水産資源を保存し、將來の供給に害を及ぼさざる様之に保護利用の途を講ずるは比島民の義務である。

水産技術の發達に對する政府の關心は既に一九〇七年に現はれ、時の科學局に於て米國より水産技師一名を招聘した。當時水産資源の開發に關する政府の最初の處置は米國水産局のヒュー・M・スミス博士一行が來比し、科學局當局と協力して比島近海の魚類を調査したことである。一九二一年に、比島水産界の發展を期する目的を以て、科學局内に水産課を創立した。一九二六年に至り、水産課を更に擴張する目的を有する法律第三三〇七號を制定した。一九三二年には漁業用として知られてゐる法律第四〇〇三號が議會を通過した。同法により徴收せられたる約十萬比の金額が水産事業發達の爲に積立られてゐる。

一九三二年十二月五日に議會を通過せる法律第四〇〇七號第三十八項及農商務部令第四號に依り、農商務部内に別個の獨立せる局として水産局が翌年二月一日に組織された。同局は公有地に於ける養魚池の監督及野獸保護に關して森林局内の前森林牧養課及科學局内の獸魚類課の事務を代行するものである。此の新設水産局は法律四〇〇三號（魚業法）及改正水産保護法、法律二五九〇號の規定の下に行政事務を行ふものである。一九三四年九月十七日、行政令第一一六條に依り新水産局の事務は從來の監督廳たる農商務部より分離して、科學局内に移ることとなつた。

漁業法第六號第十六項は漁業を（イ）全島（ロ）郡區（ハ）保留の三に分けてゐる。比律賓群島は七千以上の島嶼より成り地理的に散在して居る爲め多くの漁場は夫々異なる地方廳の管轄下に置かれてゐる。

水産調査を爲す爲め必要な技師を擁し且水産業の發達改善の爲め多くの費用を負擔したにも拘らず中央政府は多くの場合地方の漁民に對し二重官廳存在の爲め有害無益な漁業方法を取締るに充分な効果を擧げ得ない現状である。現下の此の變態的狀態を打破する最もよき打開策は水産資源に對する行政及權限の中央集中化である。尙ほ前述の如き

困難あるにも拘らず從來政府は水産業の發達に對しては多大の援助を爲し來つたのである、即ち大體次の如きものである。

- (一)農商務部はヴィサヤス地方の地主及事業家をして養魚業に着目せしめんとする計畫を樹て東ネグロス州のヒニガラに於て一九三一年五月、十ヘクタールのバングス魚の雛型養魚池を作つた。
- (二)魚類及魚類製品の貯藏方法改善策に關しては一九二七年にその研究が開始され、その第一歩としてヴィサヤス地方の最大漁業中心地たるエスタンシアに魚類貯藏所を設立した。資金の缺如により此の貯藏所は間もなく閉鎖されたが、一九三四年十月十五日科學局獸魚課の主任技師の提唱に基き再開されることになつた、同貯藏所の價値を認めたる政府は一九三四年七月卅一日にヴィサヤスの他の重要漁業中心地たるサマールのカトパロガンに同型の魚類貯藏所を創立した。

(三)政府は漁場を保存し幼魚を保護する爲め魚類保護策を講じ、一九三五年三月に魚獲行政令第三項を發布した、イロカイ地方に於けるイボン漁業を保護する爲めの規定が一九二四年に設けられたが、此の法規はイボン漁業を更に効果的に保護せん爲めに一九三五年に修正された。

政府は水産業の基礎となる近海漁族の學術的研究に對しても尙ほ意を注いだのである、科學局内に於ては少くとも千七百種以上の魚類の標本が現に蒐集されてあるが、その大部分は比律賓近海に豊富に産し、何れも商業的價値を有するものである。有用甲殻類のみにも科學局には約百種類許り陳列されてゐる。

同所に於ては海綿、珊瑚、海鼠、牡蠣、ボタン貝、眞珠貝等の經濟的の海産物も同様研究され、大いに注目されて

居る。其の他魚類、軟體動物、甲殻類等の生物學研究も最近注目されるに至つたが右は供給保存の計畫、幼魚保護漁獲物の減少せる漁場の復活、湖水、池等に飼養さるゝ魚類の繁殖を圖るために必要なる施設を研究する爲である。此他近海漁業の方法に關する調査及幼魚、雌魚の保護に關する方策が研究されて居るが斯かる研究の終局の目的は水産業の利益の爲に魚類供給を永續せしめんとするに他ならない。相當廣範圍まで近海漁場は調査され研究されてゐる。有用魚類を産する河川、湖水、池等に存在する有害根源物を除去するために、此等の水中有害物についても尙充分の研究を行はねばならぬ。

一九二八年に政府は科學局を通じてマニラ市に於て鑑賞用魚類を一般に紹介した。その結果比律賓に於ける社會の凡ゆる階級に於て熱帯魚愛玩熱が非常に高まり、今や水族館及鑑賞用魚類は多くの人々に健全なる娛樂と有利な職業を提供するに至つた。

カマリネス・スール其他二三の地方の住民が同地方の湖水、河川等に更に多くの淡水魚類を繁殖せしめんことを切に希望せるため、政府は一九一五年及一九二五年に於て鯉を外國より多量に輸入するに至つた。その結果今や我國に於ては至る所に多量の鯉を産し、極く安價に之を購入し得るので貧困な階級と雖も白米等の日用食物と共に之を食膳に供し得るに至つた。

一九二七年には、比島各地に更に多くの淡水魚類を繁殖せしめんとする目的を以て爪哇より「ゴイヤミ魚」を輸入した八年間の試験の結果、此の魚は島内に於ける各地養魚地に於て充分成育し得るといふ極めて満足な結果が報告せられた。パンゴス魚の飼養に對する科學的、技術的な調査、研究が科學局に於て爲されたが、之は比島各地に

於ける現在四千五百萬以上の價値を有するものと見積らるゝパンゴス養魚事業に多大の援助を與へるものである。科學局はオクシデンタル・ネグロス州のヒニガラシ、カビテ州のバコール灣にて、牡蠣の科學的養殖を行ひつゝあるが種々の實驗の結果此の牡蠣の養殖事業の有望なるは殆んど確立的と見做されてゐる。食用魚類の供給を増加する爲科學局は鱒、蝦、蟹等の養魚地飼養に關する研究を行ひつゝある。又海藻類も着目され、此の重要な海産資源の事業化を政府は頻りに奨励しつゝある。今日我が水産業に於て最も必要なことは鹽漬、醃酵、漬物等の如き舊來の魚類保存法を改善することである。生魚より魚肉、肥料の精製、魚油よりワニス、肝油より乳劑、魚鱗より眞珠の素氣胞より魚膠を製造する等の如き魚類副産物を使用する産業の發展方法を研究するは現下の水産業事業化の計畫に於て最も重要な事項である。

最後に、年中新鮮なる魚類の供給を繼續せしめ得るやう冷凍保存の方法を改善するは又極めて必要な事項である。斯かる魚類保存方法に關する處置は我が水産業の發達を誘導する意味に於て政府の手に俟たねばならぬこと亦明らかである。」

最後に日本人にとつて遺憾なことは一九三八年六月比島通常議會を通過した漁業法改正案が遂にケソン大統領の署名を得られず不裁可となつたことである。右改正法案は現行漁業法に於て比島近海の漁夫の鑑札は比島人及米人のみに限られたものを大局的漁業發達助成の見地から此の制限範圍を撤廢しその代り鑑札料を一人當り二十仙から一比に引上げんとするものであつた。

第八 交通及通信

一 陸 運

比律賓に於ける交通が如何に不便且つ危険なるものであつたかは一六三〇年頃西班牙僧侶ベドロ・デ・トレスがマニラからスプー（今のセブ）に行くに五ヶ月を要したと云ふ事實によつても想像出來よう。又經濟上の交通機關としては四輪馬車、牛車、擔ぎ椅子、擔ぎハンモック等が主要なもので今日マニラ、セブ、其他地方に存するカラマタなるものはその遺物である。一八〇〇年頃になつても山林に木はあつても道路なく運搬困難の爲め伐採した木が町に積出されるまでには非常な高價なものとなつて輸出すべく收支相償はなかつたものである。一八八〇年時代の記録を見ても村落を連絡する道路の約二割が徒歩、乘馬又は水牛に乗つて旅行し得る程度で、一度雨季となれば全國道の六割は全く交通不能となつて了ふのが常態であつた。之が爲め當時西班牙總督府は各成年男子に對し一ケ年の中四十日の勞働奉仕を命じその多くは道路修繕工事に従事せしめ、又之に代る勞働税を一ケ年三比と定めたが之が後の人頭税の濫觴である。併し此の制度は一八八四年に廢止された。此の頃の比律賓全群島の道路工事及修繕費が僅か十二萬比に過ぎず道路局員なるものも技師及技手四十八名、その他八十二名、合計百三十名であつた。

一九〇〇年ヘンリー・タフトを委員長とする比律賓委員一行が渡比して第一に着手した事業は二百萬比を投じての道

路建設であつた。當時比律賓全島で道路と名のつくものは

- (一) マニラより北方イサベラ、カマヤンを経てアパリ港に至る二六〇哩
 - (二) パンガシナン州ダグバンより北イロコス州ラオアグに至る一六八哩
 - (三) パンガシナン州サン・フアビアンよりバギオに至る五五哩
- その他ルソン島、ネグロス島、パナイ島、セブ島、レイテ島、サマール島内の幹線合計九百五十哩でそれも雨季には殆ど交通不能となる程度のものであつた、それが今日では舗装されたものを初め道路全長二萬八百軒に及びその建設費二億四千萬比に達し舗装の完備東洋第一と誇つて居る。

鐵道は一八九一年三月廿四日マニラ、ダグバン間（百二十哩）の一部二十八哩が開通されたのが最初であつたが、此の鐵道開通に至るまでの経緯も決して平穩ではなかつた。

西班牙政府によつて比律賓に鐵道建設の案が立てられたのは一八七五年で先づ左の三線が計畫された。

- (一) マニラより北方プラカン、パンバンガ、パンガシナンの諸州に至る線
- (二) マニラより南方ラグナ・デ・バイ海岸に沿ふてタヤバス、カマリネス、アルバイ諸州を経て東行する線
- (三) ラグナ・デ・バイ海岸より分岐して南方バタングラス州に至る線

併し立案はされたものゝ實行には至らず十年後の一八八五年に至つて政府は初めてマニラ、ダグバン間の鐵道建設に關する入札を廣告し、一哩に付七、六五〇比の補助金交付を發表したが入札者なく、次で建設費最大限度四百九十六萬四千四百七十三比六十五仙に對し年八分の利子を保障する旨發表して翌年九月漸く倫敦の一建築會社が請負契約をな

し、一八八七年二月になつてマニラ鐵道會社創立趣意書なるものが發行された。鐵道は一八八七年七月廿一日より向ふ四ヶ年内に完成され九十九ヶ年後には鐵道及車輛は無償で西班牙政府に歸屬することになつて居た。軌道、機關車、貨車、鐵橋材料等は英國から輸送され、マニラ市トンド區ビリビト街の中央停車場の礎石は一八八八年七月三十一日の總督エリミオ・テロロによつて据えられたが、工事は契約通り進捗せず一八九一年三月廿四日僅に第一區二十八哩の線がマニラから開通された、そしてダグバンに至る百二十二哩の全線が開通されたのは翌年の春であつた。その後米領となつてから北方幹線はマニラよりサン・フェルナンド(ラ・ユニオン州)に、南方幹線はレガスピに迄延長されたが國營私營を合せて鐵道としては全長僅に八百七十三哩に過ぎない。鐵道輸送量はマニラ鐵道會社が一九三五年に總計百二十七萬八千三百六噸の貨車積載量があつたのが最高で、一九三六年には百二十六萬七千八百八十噸に減じ、營業成績も一九三五年には百八十四萬比、翌年には百五十二萬比と共に赤字の不成績であつた。私設鐵道としては比律賓鐵道會社のセブ1及パナイ線延長百三十一哩が主たるもので此の外ダヴァオには日本人經營製材會社の私設鐵道あるも一般旅客運送用とはされてゐない。

道路は今日では左の四種に區別され一九三七年十月現在道路と稱し得るものは全長一萬六千七百四十四軒に達して居る。左の如し。

- (イ) 一 等 道 路 自動車二臺が並走し得る幅員を有し割栗石、木煉瓦又はアスファルトで舗装し、此の道路間の橋梁も鐵材又はコンクリートを用ひ雨季中も交通に支障なきもの 九、五五六軒
- (ロ) 二 等 道 路 一 等 道 路 に 比 し 稍 劣 り 常 時 は 何 等 支 障 な き も、霖雨續く時は自動車の交通に困難を感じる程度のも

の

五、一〇五軒

- (ハ) 三 等 道 路 一 臺 の 馬 車 が 辛 く も 通 行 し 得 る 位 の 幅 員 で 橋 梁 は 木 造、晴天續きの場合でなければ自動車の通行は危険なもの 二、〇八三軒

- (ニ) 山 徑 奥 地 で 原 野 草 林 の 間 を 縫 う て 作 ら れ た も の で 水 牛、馬 が 辛 く も 通 行 し 得 る も の で 一 ヶ 月 も 通 行 が 絶 え れ ば 全 然 元 の 道 路 す ら 判 ら ない 場 合 が 有 る 五、一一四軒

政府が毎年道路修繕と建設に支出する費用は千五百萬比を上下して居る。最近五ヶ年間の道路の維持費及建設費左の如し。(單位比)

| | 維持費 | 建設費 | 合計 |
|-------|-----------|-----------|------------|
| 一九三一年 | 七、五六七、五一六 | 八、八四一、九七一 | 一六、四〇九、四八七 |
| 一九三二年 | 六、九一三、三六八 | 七、七一五、八三三 | 一四、六二九、二〇一 |
| 一九三三年 | 七、一九四、〇三七 | 六、六九一、九二六 | 一三、八八五、九六三 |
| 一九三四年 | 七、二四七、二七六 | 六、一七六、四三八 | 一三、四二三、七一四 |
| 一九三五年 | 六、九二八、八〇一 | 八、四六二、七二〇 | 一五、三九一、五二一 |

自動車は米國領となつて以來他の交通機關の發達に比して著しく増加し、一九二二年には貨物自動車を合せて千百二十七臺であつたものが今では乗用車だけで二萬八千臺を超えて居る。過去二十ヶ年間に於ける隔五ヶ年毎の自動車、トラック、モーターサイクル又同運轉手免狀下附の増加趨勢を示せば左の如し。

比 律 賓 篇

二六〇

| | 自動車數 | 貨物自動車數 | 自動自轉車數 | 計 | 運轉手數 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一九一五年 | 二、六七四 | 三、八三 | 一、〇五〇 | 四、二〇七 | 五、六七五 |
| 一九二〇年 | 九、六九二 | 二、六八九 | 一、一八一 | 一三、五六二 | 一五、二六四 |
| 一九二五年 | 一三、五四九 | 五、二二五 | 八一五 | 一九、五八九 | 二五、一二七 |
| 一九三〇年 | 二二、八九九 | 一四、三八〇 | 三八八 | 三七、六六七 | 五七、三四四 |
| 一九三五年 | 二七、三八一 | 一六、四五七 | 五二四 | 四四、三六二 | 六五、八五九 |
| 一九三七年 | 二八、四二〇 | 一七、三五五 | 五一八 | 四六、二九三 | 六七、四五二 |

従つて鐵道交通の不便はバス、タクシー其他の自動車運輸の便によつて補はれて居る。一九三五年當時比律賓全島にある運輸自動車會社數三十有五、その資本金總額千五百萬比、就中バンペンガス・バス會社の如きは資本金八十萬比、百五十臺の乗合バスをマニラ、プラカン、バンペンガ及バターン間に運轉して毎年十二萬比以上の収益をあげて居る。

一 二 海 運

マゼランが太平洋を横斷して比律賓に達するに四ヶ月を要した昔は勿論、今より百餘年前の比律賓の海運も極めて原始的なものでプラオと稱する船でマニラからバナイ島に少くも一週間を要し快速力を以て知られるモロ族特有の帆船ウインタを以てしても五日を要する程であつたが、今では數時間で達する。

沿岸航路も夫々現貿易港たるマニラ、セブ、イロイロ、サンボア、レガスビー及びホロを中心とし

て貨物運搬に従事する外内國港としてアバリ、クリマラ、タバコ、ナガ、カトバロガン、タクロバン、タグピララン、カピス、カガヤン等がある。内海汽船會社としてはインチャウスティ商會（最近エリサルデ會社に合併さる）、マリテム汽船會社、テオドロ・ヤンコ商會、ロバート・ダラー汽船會社、比律賓内海々運會社、マドリガル商會等がある。此等内河航路に従事する船舶數左の如し。

| 沿岸航路汽船 | 船舶數 |
|-----------|------|
| 沿岸航路モーター船 | 六五隻 |
| 蒸汽ランテ | 九三隻 |
| モーター・ランテ | 三一隻 |
| | 六四〇隻 |

| 會社名 | 定期航路同數 | 積載貨客別 | 寄港地 |
|-----------------|-----------|------------|-------------------|
| イスマミアン汽船會社 | 月一回 | 一般積荷及石油 | マニラ、イロイロ、セブ、ダヴァオ |
| 爪哇支那日本汽船會社 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ |
| (マニラ—セレス—ジャアア線) | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ |
| 同(マニラ—支那—大連線) | 定期 | 一般積荷及石油タンク | マニラ、イロイロ |
| 川崎汽船會社 | 六週間隔時に月一回 | 油槽輸送 | マニラ、セブ |
| ケロッグ汽船會社 | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、イロイロ、セブ、レガスビー |
| クレージュネス汽船會社 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ |

更に遠洋航路として左の二十七汽船會社船がマニラ、イロイロ、セブ、ダヴァオに定期寄港して居る。

比律賓篇

| | | | |
|-----------------|-------|------------|------------------|
| 國際汽船會社 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ、イロイロ |
| マレスク汽船會社 | 月一回 | 一般積荷 | マニラ、イロイロ、セブ |
| 日本郵船會社 | 月一回 | 一般積荷 | マニラ、イロイロ、ダヴァオ |
| (大西洋—太平洋線) | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | セブ、イロイロ、ダヴァオ |
| (大西洋・メキシコ灣—マニラ) | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、ダヴァオ |
| (日本—マニラ—澳洲) | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | ダヴァオ |
| (南洋航路) | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ |
| 北獨逸ロイド汽船 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ、レガスピ |
| 大洋洲及東洋海運會社 | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ、レガスピ、ダヴァオ |
| 大阪商船會社(日比線) | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、イロイロ、セブ |
| (米國線) | 月一回以上 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ |
| プリンス線銀線會社 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ、ダヴァオ |
| リツクマース汽船會社 | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ |
| 王宮郵船會社 | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、サンボアンガ |
| サバール汽船會社 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | サンボアンガ、ホロ |
| シルヴァー瓜哇—太平洋汽船 | 十日毎 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ、ダヴァオ |
| シルヴァ汽船會社 | 定期 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、イロイロ |
| ステーツ汽船會社 | 二週一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ、イロイロ、ダヴァオ |
| 瑞典東亞汽船會社 | 月一回 | 郵便、旅客、一般積荷 | マニラ、セブ |

タコマ東洋航船 石油タンク マニラ、セブ、イロイロ、レガスピ
 辰馬汽船會社 砂糖荷 マニラ、セブ、イロイロ
 ウイルヘルム・ウイルヘルムセン會社 郵便、旅客、一般積荷 マニラ、セブ

全島の港灣を分つて國港と市港の二種に區別して居るが、現在國港と稱せらるゝものは五十七、市港と稱せらるゝもの百六あり、政府は此等港の設備と修繕に毎年二百五十萬比乃至三百萬比を支出して居る。
 尙ほ一九三八年七月限り米國メーブル汽船會社定期航路の廢止を機會に比律賓政府當局は目下米國海事委員會の管理下にあつて繋留中の船舶二百隻の中約五隻を購入して、比律賓國家開發會社の所屬船としてミンダナオ島より輸出さるゝ鐵、石炭の海外輸送の用に供する計畫がある。而して將來は比律賓商船隊建設の先頭とする豫定と見られて居る。

三 空 輸

會てはガリレオン貿易船でアカブルコ港(墨其古)からマニラに三ヶ月を要したものが近年太平洋上の優秀船エンブレス號又はダラー汽船で三週間で桑港又はシアトルからマニラに航行し得るとして航海術の發達を誇つたものが今では汎太平洋航空會社のクリツパー號で僅々四日以内で太平洋横斷をなし得る状態である。
 マニラ市民が初めて飛行機を見たのは米國人氣球家ラツキー・ポールドウインが風型複葉機を賣らしてマニラ空上を飛行した一九一一年のことであつた。その翌年には軍用飛行機が米國から輸送されたが、航空事業が實際に商業上に利

用され發達するに至つたのは一九三〇年後のことで、同年末には實業家の一團が比律賓航空タキシシー會社を組織して、先づマニラ、バギオ間一時間航空程の定期商業空輸を開始し、翌年には比島議會も時勢の進運に伴ひ航空通商規則を可決し、航空管理を通信工務長官に委任する事となつた。而して比律賓航空のタキシシー會社が一九三〇年十二月末日に至る五ヶ年三ヶ月間に運搬した船客延人員數九千九百四十一人、航空延時間五千四百五十六時間、航程五十九萬五千三百一哩に達した。尙ほ同會社は一九三五年十一月一日よりマニラ、セブ、イロイロ、サンボアング、ダヴァオ間の定期航空路を開始した。比島議會は一九三二年十二月九日更に航空法を制定して比島内に公共空輸事業に従事する會社は比島議會の特許を要する旨を規定したが、前記の比律賓航空タキシシー會社と一九三三年一月創立されたイロイロ・ネグロス航空運輸會社（米比合資）の特許許可の件は當時マーフィ總督によつて拒否されたが、兩會社は依然特許なしで唯だ比島大審院の判決によつて運轉經營されて居る。比島議會は又地方航空事業獎勵援助の意味で航空用ガソリン及油の免稅を規定し、一九三四年には二十萬比の建設費を以て着陸地及航空上の便宜施設が行はれた。

一九三五年には容積廿五噸の大飛行船チャイナ・クリッパー號（舊名クリッパー第七號）が十一月廿二日桑港を後にして、一週間後の十一月廿九日にはマニラに到着して汎米航空路開拓の任を全うし翌年六月からは米國と比律賓間の一一般旅客運輸も開始され、次で一九三七年四月には同航空路は葡萄牙領澳門にまで延長された。爾來比律賓人の航空に對する關心も深められ、一九三五年末には比律賓人個人で自家用飛行機を持つ者十四臺、商業飛行機運轉免狀所持者二十四名に達し、着陸場の數も今では四十七を數へ、前記の比律賓航空タキシシー會社所屬飛行機の航空延長距離一九三五年三月卅一日迄に五九五、〇三一哩、航空延時間五、四五六時間、運搬せる旅客延人員九、九四一人に達して居る。

今比律賓に於ける空輸事業の發達を明示する爲最近三ヶ年間に於ける比律賓航空タキシシー會社とイロイロ・ネグロス空運會社の合計空輸成績を左に示さう。

| | 一九三一—三二年 | 一九三三年 | 一九三四年 |
|---------|----------|----------|----------|
| 空輸旅客延人員 | 一、六四三人 | 一九、七三三人 | 二一、三八九人 |
| 飛行延距離 | 一四二、二一八哩 | 三八〇、八〇三哩 | 五一五、五八二哩 |
| 飛行延時間 | 一、六四七時間 | 三、七〇五時間 | 五、〇〇三時間 |
| 空輸郵便物量 | 九九四封度 | 一、九〇三封度 | 四、九二一封度 |

資本の側から觀察すれば民間航空事業への投資總額二百九十三萬六千七百五十五比、政府の投資額三百四十七萬四千五百五十四比で一九三八年六月現在空輸航路及回数左の如し。

- 一、マニラ—バギオ間 毎日但し日曜を除く 一週六回
- 二、マニラ—バラカレ間 一週三回
- 三、バラカレ—ナガレガスピ間 一週三回
- 四、イロイロ—マニラ間 一週三回
- 五、イロイロ—バコロド間 毎日但し日曜を除く 一週二回
- 六、イロイロ—セブ間 一週一回
- 七、マニラ—イロイロ—ダヴァオ間 一週一回

尙ほ航空事業の發達に伴ひ飛行學校の設立、又は既設大學内に航空實習科の設置等行はれ現に左の學校あり。

- 一、米國遠東飛行學校
- 二、極東大學内航空科
- 三、比律賓群島飛行協會
- 四、イロイロ飛行學校

商業的航空は米國の支援の下に迅速な發展をなしつゝあるが尙ほ改善の餘地は非常に多い、飛行機の數の如きも商業用に供されて居るもの一九三七年十二月末月現在五十臺で今後益々増加の必要あるは勿論で、一九三八年の新計畫としてはカガヤン州(アパリ、ツゲガラオ)、マスバテ州(ブリアス島)、サマール州(ボロンガン)、スルー州(タウイタウイ)、パラワン島南端、ダヴァオ及西ミサミス等の新着陸場に對する標識及航空通信制度の設置及北イロコス州(ラオアグ)、北カマリネス州(ダエト)、スリガオ州(バドラス、プレーサ)、アグサン州(ブツアン)及カピス州(ガピス)等の舊設飛行場の改善等が豫定され既に三十九萬比の經費が同年度豫算に計上された。

四 通 信

通信機關としては茲に郵便、有線、無線電信、電話に就て述べる。

米領となつて以來の通信機關の發達は著しいものがある。西班牙領時代には郵便局の數は四百に足らず、電信局も僅に六十五局、全電線の延長千七百五十哩、海底電線は皆無であつたものが、一九三七年一月一日現在では郵便局の數千

三、電信局五百三十七、陸上電線延長線八千八百二十四哩、海底電線四百七十九哩に達してゐる。西班牙領時代には郵便の運延は寧ろ常例であつて途中紛失して無配達に終ることすら往々あり、信書の祕密などは到底守れなかつたとは「比律賓の過去及現在」の著者デイン・シー・ウースターが其著書中に明言して居る處である。

西班牙時代と米國領となつた初期の頃の郵便成績を表示すれば左の如し。

| | 一八九三年 | 一九一二年 | 增加率 |
|-------------|-----------|-----------|------|
| 外國行小包取扱數 | 九 | 二、六四〇 | 二九三倍 |
| 比島内書留郵便取扱數 | 二九、〇七八 | 五三五、一七三 | 十八倍 |
| 比島内郵便による配達量 | 一一一、〇七〇封度 | 六八七、五六八封度 | 五・七倍 |

西班牙領時代には郵便爲替の制度は無く、偶々郵便による送金をすることはあつてもそれは極めて危険であつた。米國領となつてから此の制度も設けられ、一九一二年には島内だけで既に一六〇、五二四件(額五、五九二、二〇五弗)の郵便爲替が取扱はれた。

電信の如きも僅かに六十五で電信線の延長も千七百五十哩に過ぎず、それも一八九六一一八九八年の革命で殆ど全部破壊切斷されて了つたので、現在のもはその後米國領となつてから架設されたものである。一九一二年には電信局の數も二百八十二に増し、陸上電線延長四千七百八十一哩、海底電線千三百六十二哩となり、無線電信局も七ヶ所に新設された。更に近年に於ける郵便、電信の發達及之に對する投資熱旺んで殊に電話の如きは比律賓長距離電話會社その他投資額八百萬比餘(内譯米人投資額七、三八四、八四九比、比島人投資額六二一、三〇〇比)に上つて居る、公益事業中

比律賓篇

二六八

個人又は會社にして發電裝置、或は電信、ラヂオ、電話等による通信機關及航空事業の設立をなさんとする者に対しては比律賓議會の特別認可を要することになつて居る。

今郵遞局發表による最近二ヶ年間の同局關係事業の收支を見るに左の如し。(單位比)

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 収入總額 | 一九三六年 四、二三〇、一七一 | 一九三五年 三、八三三、五三五 | 差引増加 三九六、六三六 |
| 内譯 | | | |
| 郵便事務 | 二、六九二、〇三八 | 二、四〇八、三一四 | 二八三、七二四 |
| 電信事務 | 一、一七七、八八九 | 一、〇八八、一四二 | 八九、七四七 |
| 郵便爲替及振替 | 三六〇、二四四 | 三三七、〇七九 | 二二、一六五 |
| 支出總額 | 一九三六年 三、〇一八、六七六 | 一九三五年 二、七八四、五三三 | 差引増加 二三四、一四三 |
| 内譯 | | | |
| 郵便事務 | 一、七三八、〇六〇 | 一、五七七、二五一 | 一六〇、八〇九 |
| 電信事務 | 一、〇四五、七〇〇 | 九八八、七七七 | 五六、九二三 |
| 郵便爲替及振替 | 二三四、九一五 | 二一八、五〇五 | 一六、一四〇 |
| 差引収益 | | | |

収益總額

一、二二一、四九五

一、〇四九、〇〇二

一六二、四九三

内譯

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 郵便事務 | 九五三、九七七 | 八三一、〇六三 | 一二二、九一四 |
| 電信事務 | 一三二、一八九 | 九九、三六五 | 三二、八二四 |
| 郵便爲替及振替 | 一二五、三二九 | 一一八、五七四 | 六、七五五 |

比律賓に於けるラヂオの發達も世界のその發達に伴つて行はれたが、ラヂオ法(法律第三二七五號)が制定されたのは一九二六年十一月で島内ラヂオ局の統制は行はれたか未だ島外及洋上にある船舶の無電通信にまではその管轄が及ばなかつたのを一九三一年のラヂオ管理法(法律第二八四六號)で漸く大洋航行中の比律賓籍船舶に對し通信統制の實力を及ぼした。更にラヂオ登録法(法律第三三九七號、コンモンウェルス法第一〇七號修正)によつてラヂオ設置者は設置後三十日以内に登録すること、之が料金は一般チューブ・セット一ヶ年十比、クリスタル・セット二比と定め、又無電局の設置は許可制を採ることとなつた。一九二六年當時は全國で登録聴取者百名を出なかつたものが最近では三萬七千名に及び之が収入も十二萬比を越ゆるに至つた。併し島内人口の割合からすれば未だ一般に普及するまでには至つてゐない。

第九通商貿易

一 沿革

比律賓の對外通商貿易も西班牙人の領治以前から支那、日本、ポルネオ等の隣邦商人との間に行はれて居たことは宋の太宗八世の孫で地理學者と云はれた趙汝适 (Chao Ju-kua) (註) の著書にも記されてあるが、更に西班牙人と交易するやうになつてからは物々交換又は金若しくは銀、鐘等を仲介物として貿易を行つた。又同じ西班牙領であつた墨其古とはガリレオン貿易、日本とは例の御朱印船による南蠻貿易が行はれたが、西班牙の統治下にあつて比律賓の外國貿易の最も盛大に行はれ出したのはマニラを中心としての西班牙の對東洋—日本、支那、印度及マラツカ—貿易で、殊に支那との貿易は殷賑を極め十六世紀から十九世紀にかけて毎年三十隻乃至五十隻の船が支那から來航して生糸、絹、刺繡、緞子、縐子等の高貴な織物や、銅器、硝石、火藥等を輸入した。併し西班牙政府は一時土人の外國貿易を制限した爲當然發達すべき比律賓の對外通商が一時非常な障礙を受けた。その後十九世紀の初葉になつて此の制限を解かれたが、それは既に西班牙王朝の比律賓君臨の終末期で大勢には影響する處少かつた。

此の西班牙統治の末期三十年の間は左記の統計が示す如く、例年出超の好調にあつたが米國領となつてからは殆ど毎年入超の逆調にある。

| 平均年度 | 輸入(比) | 輸出(比) | 差引出超額 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1880—1884 | 39,000,548 | 41,676,650 | 2,676,102 |
| 1885—1889 | 31,578,330 | 41,982,430 | 10,404,200 |
| 1890—1894 | 31,655,388 | 39,502,586 | 7,847,198 |

逆調にはなつたが米國領となつてからの貿易の増進は著しいものがあつた。殊に米比間の自由貿易制施かれてからの米比貿易の發展は目覺しかつた。これ全く關稅政策の影響である。現行比島關稅法は一九〇九年のペイン・オールドリツツ法、一九一四年のアンダウツド關稅法、一九一六年のジョーンズ・コスチガン法による改正と一九二八年比律賓議會による新關稅法等を経て今日に至つたものであるが、今一八九八年米領となつて以來今日までの比律賓の海外貿易關係を關稅法立法關係によつて大畧四期に分けて記述して見よう。

第一期は軍政期たる一八九八年八月廿日より一九〇一年九月一日に至る三年間、第二期は米比間に自由貿易主義が確立された一九〇九年十月五日までの九年間、第三期は米比間關稅法の制定は米國議會に、比島と外國との關稅法制定權は比島議會に移讓された所謂ジョーンズ法成立の一九一六年十月十六日に至る七年間、而して第四期は右ジョーンズ法成立より一九三五年十一月卅一日に至る十九年間を指す。

第一期 一八九八年—一九〇一年 西班牙による比島統治は一八九八年四月廿一日米國との宣戰布告によつて終結を告げ、米國による統治は同年九月十三日米軍のマニラ占領によつて始まつたが、稅關事務は一週間後の八月廿日から開始された。併し當時は未だ暫定的に

八九一年一月七日制定の西班牙關稅法が米軍政府によつて施行され、米國委員の制定した「暫定比律賓關稅規則」が實施されたのは一九〇一年十一月十五日からである。此の頃外國貿易港としてはマニラ、イロイロ、セブ、ホロ、サン

ボアング、シアツシの諸港が開かれて居た。

第一期に於ける外國貿易額は陸海軍供給材料品を除き一ヶ年平均五千萬比に達しなかつた。今三ヶ年間(各會計年度)の貿易額を表示すれば左の如し。(單位ベソ以下同じ)

| | 輸 入 | 輸 出 |
|-------|-------------|-------------|
| 一八九九年 | 二六、二三三、一三四 | 二九、二八〇、三二四 |
| 一九〇〇年 | 四一、二〇二、八七二 | 三九、六四二、六九四 |
| 一九〇一年 | 六〇、五五二、四〇〇 | 四六、四四四、六九六 |
| 合 計 | 一二七、九八八、四〇六 | 一一五、三六七、七一四 |
| 一年平均額 | 四二、六六二、八〇二 | 三八、四五五、九〇五 |

「備考」此の頃米國からの輸入品は總て他の外國品と同率の課税をされ、比島から米國への輸出も一九〇一年の末頃までは何等の特恵待遇を與へられなかつた。

第二期 一九〇一年—一九〇九年 一九〇一年七月四日初めて民政總督としてタフトが任命され、民政下最初の税關長として後に教育部長官となつたモーガン・シヤスターが來任し、後年比島税關行政の基礎となつた税關行政條例も此の期間に發布された。マニラ港の擴張、第一、第三、第五波止場の新設されたのも此の時代である。西班牙の船舶及貨物が米國船舶及貨物と同じ條件で比島諸港に入る事が巴里條約第四條によつて認許されたのも一八九九年四月十一日から一九〇九年四月十日に至る十ヶ年の此の時代である。此の頃から局部的ではあるが米比間に特惠的關稅實施され一九〇一年には比島から米國へ輸入さるゝ生産品に對し二割五分の特惠免稅施行され、一九〇九年十月五日の關稅法で初め

て米比間の自由貿易制確立された。

比島關稅が政府収入の主たる源泉となつたのも此の時期からで、次の時期の一九一三年に廢止さるゝまでは輸出税は重要財源であつた。此の初期に於て食料品及び必需品に對する一律減税と奢侈品に對する増税行はれた。海外貿易は此の期の八年間は次の表の示す如く大なる變動はなかつた。(單位比)

| | 輸 入 | 輸 出 |
|-------|------------|------------|
| 一九〇二年 | 六四、〇五八、七一四 | 四九、〇八九、七一六 |
| 一九〇三年 | 六五、九五六、八九〇 | 六六、三〇〇、二四〇 |
| 一九〇四年 | 六六、四四二、五〇二 | 六〇、四五二、二五四 |
| 一九〇五年 | 六一、七五八、〇九六 | 六四、七一、七三〇 |
| 一九〇六年 | 五一、五九八、五八〇 | 六三、八三七、〇八四 |
| 一九〇七年 | 五九、二九一、六五〇 | 六七、四四三、五三四 |
| 一九〇八年 | 六一、八三七、四九〇 | 六五、六五九、六三二 |
| 一九〇九年 | 五五、五八八、九六四 | 六二、〇八八、九一六 |
| 一ヶ年平均 | 六〇、八一六、六一一 | 六二、四四七、八八八 |

今一九〇一年七月一日より一九〇九年六月三十日に至る八年間の比島の外國貿易額合計を各主要國別に表示すれば左の如し(單位比)。

| 國 別 | 輸 入 | 率 |
|-------------|------------|------|
| 英 國 | 八六、一三五、八九二 | 一七・七 |
| 第 九 通 商 貿 易 | | 二七・三 |

| 國別 | 輸 | 出 | 率 |
|-------|-------------|---|-------|
| 比律賓 | 八三、〇九八、七五二 | | 一七・〇 |
| 佛領東印度 | 七五、六六一、七三四 | | 一五・六 |
| 米 國 | 四七、五八〇、六三六 | | 九・八 |
| 支 那 | 三一、三三八、八三〇 | | 六・四 |
| 英領印度 | 三一、〇〇九、八五四 | | 六・四 |
| 西 班 牙 | 二八、二七三、〇二〇 | | 五・八 |
| 佛 蘭 西 | 一六、三四八、八二〇 | | 三・三 |
| 日 本 | 一五、〇三六、一五〇 | | 三・一 |
| 瑞 士 | 九、六三六、〇四四 | | 二・〇 |
| 其 他 | 六二、四一三、一五四 | | 一二・九 |
| 合 計 | 四八六、五三二、八八六 | | 一〇〇・〇 |
| 米 國 | 一八五、一四八、六七八 | | 三七・〇 |
| 英 國 | 一三三、二〇三、九五四 | | 二六・七 |
| 佛 蘭 西 | 四三、六三八、四八六 | | 八・七 |
| 香 港 | 三五、一九九、四四六 | | 七・〇 |
| 西 班 牙 | 二三、〇五〇、五一〇 | | 四・六 |
| 支 那 | 二〇、八〇五、八八四 | | 四・二 |

| 國別 | 輸 | 入 | 率 |
|-------|-------------|---|-------|
| 英領印度 | 一三、八九九、六〇六 | | 二・八 |
| 日 本 | 一三、三九四、七四四 | | 二・七 |
| 支 那 | 七、一六四、九二二 | | 一・四 |
| 佛 蘭 西 | 五、九二一、一一八 | | 一・二 |
| 其 他 | 一八、一五五、七五八 | | 三・七 |
| 合 計 | 四九九、五八三、一〇六 | | 一〇〇・〇 |

右の輸出入品の重なるもの（八ヶ年間合計）を米國と其他の諸國に大別すれば左の如し。

| 品 名 | 米 國 | 其他の諸國 |
|---------|------------|-------------|
| 綿製品、綿糸 | 八、五〇五、二四四 | 一〇〇、四三二、五二二 |
| 白 米 | 一一、〇八八、七三六 | 一〇七、五八九、六五六 |
| 鐵、鋼鐵及製品 | 二、九九二、七四六 | 二二、八八九、七五二 |
| 肉及製酪品 | 一、一七四、五五八 | 一八、五四一、九一二 |
| 化學藥品 | 九、四〇三、〇七〇 | 一三、二六七、六二二 |
| 小麥及小麥粉 | 六、〇四〇 | 四、四二五、九六八 |
| 家畜及其肉 | 六、一一八、一七二 | 一三、〇二六、一〇八 |
| 照 明 油 | 一一九、四六六 | 三、八七七、三〇四 |
| 絹及同製品 | | 八、七五四、一二四 |
| 第九 通商貿易 | | 二七五 |

比律賓篇

| | | |
|--------------|------------|-------------|
| 阿片 | 九二 | 八、五一九、七四〇 |
| 皮革及同製品 | 三、八五一、一四六 | 四、六〇六、六〇〇 |
| 紙及同製品 | 二、三九七、二八二 | 五、七六三、九六〇 |
| 石炭 | 二〇、四七四 | 七、八四五、四五八 |
| 纖維、野菜、同製品 | 一九三、八六八 | 六、二七二、三三四 |
| 魚類 | 一、一三九、八〇二 | 三、九四九、〇三六 |
| 蒸溜酒類 | 一、五八八、五八二 | 二、九一四、三四八 |
| 麥酒 | 三、二三九、四七六 | 一、〇七八、三四六 |
| パン材料(小麥粉を除く) | 八八一、一〇〇 | 三、三三四、九〇二 |
| セメント | 六〇、七一八 | 二、九八六、七〇四 |
| 其他の輸入品 | 二一、八八一、一六二 | 七〇、七九四、七五六 |
| 合計 | 七五、六六一、七三四 | 四一〇、八七一、一五二 |

輸出品

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 米 | 一六三、七五〇、五一〇 | 一四六、五七二、一四四 |
| 大麻 | 一六、〇二七、八〇八 | 五〇、三七〇、四三六 |
| 粗糖 | 一、三一三、九四二 | 五九、三〇九、五二六 |
| コブラ | 九九、六七六 | 二〇、八八一、〇一〇 |
| 煙草(葉) | | |
| 其他の諸國 | | |

| | | |
|--------|-------------|-------------|
| 葉卷 | 二七二、一二二 | 一七、〇七六、八九〇 |
| 卷煙草 | 二、一四〇 | 五〇五、〇九二 |
| 其他の輸出品 | 三、六八二、四八〇 | 一九、七一九、三三〇 |
| 合計 | 一八五、一四八、六七八 | 三二四、四三四、四二八 |

此の期には日本との貿易は未だ顯著なるものなかつたが、支那とは家畜及同肉類、製酪品等の輸入、砂糖、コブラ、葉卷の輸出等に交易盛んに行はれ、支那人の來往も亦頻繁となり、一九〇二年四月廿九日の米國議會法で制定された支那人排斥法は比島にも適用さるゝ事となつて、從來比島に在留した證明ある者の外は絶対に入國を禁止さるゝ事となつたが、海岸線の長い比島にはポルネオ其他を経由して毎年多數の支那人の密入國が行はれ在留支那人の数は増加するとも決して減少する事はなかつた。

第三期 一九〇九年—一九一六年 第三期は一九〇九年十月五日のペイン・オールドリツチ關稅法による米比間自由貿易法の採用から始まる。同法によつて比島内に栽培、生産又は製造された總ての貨物(但し砂糖は三十萬噸、葉卷は一億五千萬本、卷煙草及填煙草は合せて三十萬封度を限る)を無税とし、精製品は外國の原料二割以下の場合に限り無税とする事規定された。本法の目的は比島の特産たる砂糖と煙草を目的として米比間に一層緊密の貿易關係を設定すると共に米國の資本を移して比島開發に資せんとするにあつた。併し本法制定に當つて民主黨の人々はペイン・オールドリツチ法は比島を永久に米國に緊結して其獨立を妨害するものであると極力反對し、比律賓人は又比島の門戸を米國以外の國に閉鎖する事によつて外國品の輸入を激減し、延ては關稅收入に多大の缺損を生ずる虞れありと反對したが、結果に

於ては此等の反対は全く杞憂に過ぎなかつた。今一九〇九年七月一日より始まる會計年度を一九一〇年分として一九一六年までの輸出入統計を表示すれば左の如し。

| 年 度 | 輸 入 | 輸 出 |
|-------|-------------|-------------|
| 一九一〇年 | 七四、一三五、二六〇 | 七九、四三五、九二〇 |
| 一九一一年 | 九九、六六七、四四四 | 七九、五五七、二五八 |
| 一九一二年 | 一〇九、〇九九、九六〇 | 一〇〇、六三九、六七二 |
| 一九一三年 | 一一二、六五五、〇六六 | 一〇六、六一四、五〇八 |
| 一九一四年 | 九七、一七七、三〇六 | 九七、三七九、二六八 |
| 一九一五年 | 九八、六二四、三六七 | 一〇七、六二六、〇〇八 |
| 一九一六年 | 九〇、九九二、六七五 | 一三九、八七四、三六五 |
| 一年 平均 | 九八、四五七、三三〇 | 一〇一、二五六、三六六 |

「備考」一九一四年以降は一月一日に始まり十二月卅一日に終る曆年度による。

右表の中一九一四年の輸出入殊に輸入減少は歐洲戦争の影響を受けた結果である。尙ほ一九一三年十月のアンダウツド關稅法によつて輸出税は一切廢止され、之に代つて比島獨得の棧橋税なるものが賦課さるゝ事となつた。棧橋税とは比島港より輸出さるゝ貨物は其到達港及塔載船舶の國籍如何を問はず、總重量千疋に付米貨一疋を賦課するものである。但し米國及比律賓政府用が貨物及比島産の右炭、木材、セメントは除外されて居る。此の最後の年の輸出税徵收高は二百萬七千九百五十比で比島の全稅收額の七・八パーセントを占めて居た。

一九〇九年七月一日より一九一六年十二月三十一日に至る七ヶ年半に於ける比島と重なる國との輸出入額は左の通りである（單位比）。

| 國 別 | 輸 入 額 | (率) |
|---------|-------------|-------|
| 米 國 | 三二七、六六三、〇八〇 | 四四・四 |
| 佛領印度支那 | 九四、二一一、七〇六 | 一二・八 |
| 英 國 | 七一、八八五、七九九 | 九・七 |
| 日 本 | 四九、四九二、三六七 | 六・七 |
| 支 那 | 三四、八三四、五七三 | 四・七 |
| 濠 洲 | 三四、〇〇五、五五九 | 四・六 |
| 獨 逸 | 二七、三七七、五九五 | 三・七 |
| 西 牙 | 一八、〇二四、六八七 | 二・四 |
| 英領印度 | 一六、七〇五、七六五 | 二・三 |
| 佛 蘭 西 | 一六、三八七、八八〇 | 二・二 |
| 其他の諸國 | 四七、八四〇、九六三 | 六・五 |
| 合 計 | 七三八、四二九、九七四 | 一〇〇・〇 |
| 國 別 | 輸 出 額 | (率) |
| 米 國 | 三三八、六八九、〇三九 | 四四・五 |
| 英 國 | 一二七、〇五二、〇六九 | 一六・七 |
| 第九 通商貿易 | | 二七九 |

比律賓篇

| | | |
|-------|-------------|-------|
| 佛蘭西 | 九一、四八三、五七〇 | 一二・〇 |
| 日本 | 三八、二〇六、五九四 | 五・〇 |
| 西班牙 | 三五、三二七、〇〇〇 | 四・七 |
| 香港 | 三三、九一八、六八三 | 四・五 |
| 支那 | 一八、五三八、五九四 | 二・四 |
| 英領印度 | 一七、一四六、〇五七 | 二・三 |
| 獨逸 | 一四、三一二、六三六 | 一・九 |
| 伊太利 | 一一、四四一、六九七 | 一・五 |
| 其他の諸國 | 三三、三〇六、七一〇 | 四・五 |
| 合計 | 七五九、四二二、七四九 | 一〇〇・〇 |

前期間に於ける輸出入品の主要なるものを米國與其他の諸國に二大別すれば左の如し。

| | | |
|----------|------------|------------|
| 輸入品 | 米國 | 其他の諸國 |
| 綿製品 | 八二、九八四、八三四 | 七〇、六二九、三三四 |
| 米 | 六〇、三九九、三四五 | 九七、一七九、七七七 |
| 鐵、鋼鐵及其製品 | 七、一〇四、七一二 | 二四、一一三、〇四六 |
| 肉及肉類 | 一八、五四五、四六四 | 二〇、四五九、六三五 |
| 小麥及小麥粉 | 一、三二九、五六八 | 六、九三九、八三六 |
| 石炭 | | 一九、一五一、一四七 |

照明油

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 皮革及同製品 | 一五、〇五七、四一六 | 二、六八七、九九三 |
| 製酪品 | 一四、九五〇、九六九 | 一、九二一、一六三 |
| 絹及同製品 | 三、〇〇五、三五五 | 一二、七一五、〇四七 |
| 化學藥品染料 | 一、八四八、一〇三 | 一〇、四八〇、四五四 |
| 紙及同製品 | 六、六六三、〇六七 | 五、四一九、九九五 |
| 自動車及部分品 | 六、六三一、九七八 | 五、一七〇、七二一 |
| 蔬菜類(罐詰物を含む) | 九、八六六、六七五 | 一、八五四、一五三 |
| 水牛其他家畜 | 二、八二五、八三七 | 八、三一七、四七〇 |
| 機械同部分品 | 六、七四七、〇七一 | 九、八七八、七〇一 |
| パン材料(小麥粉除く) | 二、八四九、四九四 | 三、〇七二、二〇〇 |
| 魚類 | 五、一二三、二七一 | 六、七一一、三四六 |
| 木材及同製品 | 五、九四七、七三二 | 四、三四五、八五四 |
| 其他 | 七五、七八二、一八九 | 三、三三三、六六一 |
| 合計 | 三二七、六六三、〇八〇 | 九六、三七八、三五六 |
| 輸出品 | 米國 | 其他の諸國 |
| 大麻纖維 | 一五二、八九五、〇四八 | 一四八、四九七、六九一 |
| 粗糖 | 九七、八六四、五三四 | 六〇、〇〇九、〇一九 |

比 律 賓 篇

| | | |
|------------------|-------------|-------------|
| コ プ ラ | ・二四、七九〇、三九八 | 一三二、二九七、八四四 |
| 葉 卷 | 二二、三〇二、一六六 | 一六、〇三五、〇二八 |
| 葉 煙 草 | 三〇四、一一四 | 二八、五三二、四八四 |
| 椰 子 油 | 二〇、四〇三、二一三 | 六二〇、四一五 |
| 網 索、織 維等 | 四、五〇六、七八六 | 一四、六六九、七三〇 |
| 帽 子 類 | 四、三二五、九二六 | 一、六四四、六四六 |
| 貝 類 | 六〇一、六〇八 | 三、八八四、九九〇 |
| 刺 繡 類 | 三、九〇七、六九一 | 四〇、一五六 |
| 木 材 類 | 二、七〇二、七六〇 | 一、一七一、五七三 |
| 其 他 | 四、〇八四、七九五 | 一三、三三〇、一三四 |
| 合 計 | 三三八、六八九、〇三九 | 四二〇、七三三、七一〇 |
| 一 年 平 均 | 四五、一五八、五四〇 | 五六、〇九七、八〇〇 |

右の表に於て著しく看取される現象は米比貿易の激増で、之は勿論自由貿易制によるもので、之を前期の八ヶ年貿易額の一ヶ年平均額に比して六割二分の増加である。同時に比律賓人の購買力の増加と同時に生活標準の向上を示して居る。就中贅澤品の輸入増加は比律賓人の国民性の一つたる外見を虚飾する虚榮心の満足を如實に示して居る。米比自由貿易の實施に伴つて漸く躍進の跡を示して來たのは日本の輸出貿易で、殊に此の期の輸入石炭の六割一分五厘は實に日本から供給されたものであり、前期には殆ど問題にならぬ程の小額であつた日本からの綿製品が此の期には總額の九分

を供給するに至つた。絹及同製品は支那が三五・四％で首位を占め日本一九・二％、米國一五％の順序であつた。輸出品では砂糖、大麻、帽子、葉卷、椰子油等何れも米國向が第一で、コプラは佛蘭西、葉煙草は西班牙、貝類は英領印度が最大の顧客であつた。

第四期 一九一七年—一九三五年 ジョーンズ法第十條は「比律賓政府は關稅法を制定する權利あるも、米比間の通商關係は依然米國議會の法律によつてのみ支配せらるべし、尙ほ比島關稅法又は同修正案は米國大統領の裁可あるまでは効力を發生せず」と規定して、米比間の關稅法制定權は米國議會にのみ屬する事を明記したが、米國以外の國との通商關係を規定する法律は大統領の裁可で有効となるので、比島議會は其後比島産業の保護と關稅增收を目的として種々の關稅法令を制定した。例へば一九三三年のダンピング防止及輸入制限法の取消、ラード及鶏卵關稅引上法等これである。今一九一七年より一九三五年に至る年々の比島輸出入額を表示すれば左の如し。

| 年 別 | 輸 入 額 | 輸 出 額 |
|-------|-------------|-------------|
| 一九一七年 | 一三一、五九四、〇六一 | 一九一、二〇八、六一三 |
| 一九一八年 | 一九七、一九八、四二三 | 二七〇、三八八、九六四 |
| 一九一九年 | 二三七、二七八、一〇四 | 二二六、二三五、六五二 |
| 一九二〇年 | 二九八、八七六、五六五 | 三〇二、二四七、七一 |
| 一九二一年 | 二三一、六七七、一四八 | 一七六、二三〇、六四五 |
| 一九二二年 | 一六〇、三九五、二八九 | 一九一、一六六、五九六 |
| 一九二三年 | 一七四、九九九、四九四 | 二四一、五〇五、九八〇 |

| 合計 | 支那 | 英國 | 佛領印度支那 | 獨逸 | 英領 | 佛領 | 瑞西 | 布哇及 | 暹羅 | 白耳 | 滿洲 | 和蘭 | 香港 | 伊太 | 加太 | 其他 | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 三、六五九、四九八、三三三 | 二、三三九、九九五、二四六 | 一、四三〇、七三〇、五六九 | 一、三八〇、七三〇、五三八 | 八七、三三九、二三四 | 八三、四六二、九五〇 | 七九、二四八、七六九 | 七四、一三五、二八五 | 四〇、三二八、九〇九 | 三五、六四四、五六七 | 三三、三三三、五七 | 三三、七三三、九〇 | 三〇、七三三、九〇 | 二〇、〇七三、三三〇 | 一六、二二八、三三一 | 一三、八三一、〇三 | 八、三九〇、八二六 | 七、九〇三、三〇 | 六、三〇三、四三 | 三、三三八、四三 | 三、三三八、四三 |
| 100.0 | 六.1 | 四.0 | 三.五 | 二.四 | 二.三 | 二.二 | 二.0 | 一.1 | 一.0 | 〇.六 | 〇.五 | 〇.四 | 〇.三 | 〇.二 | 〇.一 | 〇.一 | 〇.一 | 〇.一 | 〇.一 | 〇.一 |
| 四、二七三、八四四、一三一 | 八三、五七三、四〇六 | 二七六、九三〇、〇〇六 | 七、九八三、九八二 | 九、〇一〇、三三三 | 三三、〇三三、八八 | 六三、九五六、五〇七 | 三五、八〇九、九八七 | 六九、六六七、八〇〇 | 一、五三三、三九五 | 一四四、五三六、〇七七 | 一五、四三三、四一〇 | 二、六八六、四五六 | 二、三三七、三五一 | 一、〇二四、七四八 | 六七、八三八、六七〇 | 九〇、三三三、七七 | 三三、〇三九、九五九 | 一一、一一一、一〇一 | 三三、四三九、九五七 | 三三、四三九、九五七 |
| 100.0 | 一.九 | 六.五 | 〇.二 | 〇.二 | 〇.五 | 一.五 | 〇.八 | 一.六 | 〇.四 | 三.四 | 〇.四 | 〇.五 | 〇.三 | 〇.二 | 一.六 | 〇.七 | 〇.三 | 〇.三 | 〇.三 | 〇.三 |

| 國別 | 輸入額 (比) | 率 (%) | 輸出額 (比) | 率 (%) |
|-----|---------------|-------|------------|-------|
| 日本國 | 二、三三九、九九五、二四六 | 六.一 | 八三、五七三、四〇六 | 七.二 |
| 日米 | 二、三三九、九九五、二四六 | 六.一 | 八三、五七三、四〇六 | 七.二 |

一九一七年より一九三三年に至る十七年間の各國別輸出入額及同比率左の如し(但し一九三四、三十四年度分は別に後記す)

| 年 | 輸入額 (比) | 率 (%) | 輸出額 (比) | 率 (%) |
|-------|-------------|-------|-------------|-------|
| 一九二四年 | 二一六、〇二一、七九〇 | | 二七〇、六八九、三二五 | |
| 一九二五年 | 二三九、四六五、六六七 | | 二九七、七五四、四一〇 | |
| 一九二六年 | 二三八、五九七、九八四 | | 二七三、七六八、六三九 | |
| 一九二七年 | 二三一、七〇二、九四三 | | 三一、一四八、一七〇 | |
| 一九二八年 | 二六九、三一三、七九六 | | 三一〇、一〇九、〇九二 | |
| 一九二九年 | 二九四、三二〇、五四九 | | 三二八、八九三、六八五 | |
| 一九三〇年 | 二四六、一八五、九〇七 | | 二六六、三三四、二五五 | |
| 一九三一年 | 一九八、三五七、四三七 | | 二〇七、九四四、一四八 | |
| 一九三二年 | 一五八、七九〇、一七〇 | | 一九〇、六七六、一六一 | |
| 一九三三年 | 一三四、七二二、九二六 | | 二一一、五四二、一〇五 | |
| 一九三四年 | 一六七、二一四、二二一 | | 二二〇、八〇七、二七一 | |
| 一九三五年 | 一七一、〇四七、六九九 | | 一八八、四九一、三六〇 | |
| 一年平均 | 二一〇、四〇八、四二六 | | 二四三、五二三、八二七 | |

之を品種別にして米國と其他の諸國に二大別し且つその割合を採れば左の如し(單位比)。

| 輸 入 品 | 米 國 | 割 合 | 其 他 の 諸 國 | 割 合 |
|-----------|-------------|-----|-------------|-----|
| 綿 製 品 | 四六四、九二一、〇九二 | 五九 | 三一七、四四二、四六二 | 四一 |
| 鐵、鋼鐵及其製品 | 四〇二、二一八、二五四 | 八〇 | 九八、〇七九、五二六 | 二〇 |
| 自動車、トラクタ | 一八三、四四六、六五三 | 九六 | 八、七〇九、九九五 | 四 |
| 米 梗 及 糶 | 六〇、六一九 | 一 | 一三四、八九八、六八二 | 九 |
| 小麥及小麥粉 | 九〇、一四九、五二三 | 六八 | 四二、一一三、六八〇 | 三二 |
| ガソリン揮發油 | 七七、九七三、二二〇 | 七八 | 二一、一三七、三六〇 | 二二 |
| 絹 及 同 製 品 | 四〇、二六九、〇七二 | 四二 | 五七、四五四、八七一 | 五八 |
| 機 械 類 | 八三、七〇六、六三二 | 八七 | 一二、五四七、三四六 | 一三 |
| 製 酪 品 | 七三、八二六、八二三 | 七八 | 二〇、六九一、六六三 | 二二 |
| 石炭コークス | 一、六九二、九二一 | 三 | 八一、七五三、八五三 | 九七 |
| 照明油、鏡油 | 七四、二五四、五四七 | 八九 | 八、七七四、九五二 | 一一 |
| 肉 類 | 一六、五三九、三六九 | 二一 | 六三、六〇四、九五二 | 七九 |
| 紙 及 紙 製 品 | 四九、九二一、一八七 | 六六 | 二五、九四〇、八七九 | 三四 |
| 纖維、野菜類 | 八、九六二、七四二 | 二三 | 五九、六五六、二六〇 | 八七 |
| 化學藥品染料 | 四九、三〇八、八二二 | 七三 | 一九、〇一〇、九八三 | 二七 |

| | | | | |
|-----------|---------------|----|---------------|----|
| 鹽草及同製品 | 六二、六三八、二四〇 | 九二 | 五、一八六、六九一 | 八 |
| 魚 類 | 五〇、七九七、二四四 | 八一 | 一二、四五八、五三一 | 一九 |
| 野 菜 類 | 一七、三六六、三六七 | 三一 | 三六、七七六、六六〇 | 六九 |
| 革 及 革 製 品 | 四四、七九一、六一六 | 九三 | 三、六五九、〇〇五 | 七 |
| 原 油 | 三二、七八六、九三一 | 七四 | 一一、三三五、七六五 | 二六 |
| 肥 料 類 | 二七、二四二、一四〇 | 六八 | 一三、四五三、一二五 | 三二 |
| 書籍及印刷物 | 三一、八九六、五二〇 | 八三 | 六、二九二、六〇三 | 一七 |
| 果 實 類 | 二五、六五一、〇七一 | 六九 | 一一、五二七、九三九 | 三一 |
| 機 械 油 | 二五、二四八、二二九 | 九〇 | 二、七八八、〇三一 | 一〇 |
| 羊毛及同製品 | 一七、〇〇五、六八八 | 六一 | 一〇、九六七、〇九四 | 三九 |
| 卵 | 五七、八八七 | 一 | 二六、七六五、二九五 | 九九 |
| パ ン 材 料 | 七、四八四、二六九 | 二七 | 一九、二〇二、六三九 | 七三 |
| ガラス及同製品 | 一〇、二八三、六六二 | 四〇 | 一五、六九二、一一二 | 六〇 |
| ペンキ塗料 | 一九、四一一、〇五五 | 八一 | 四、八五七、一九八 | 一九 |
| 化 粧 品 | 一四、九三五、〇〇三 | 六六 | 七、九〇二、八九八 | 三四 |
| 珈 琲 | 三、五五三、三一六 | 一五 | 一八、六九一、〇二二 | 八五 |
| 其 他 合 計 | 二、二四一、六一八、六四二 | 六二 | 一、四一七、八七九、六一一 | 三八 |
| 一 年 平 均 | 一三一、八六〇、〇〇〇 | 六二 | 八三、四〇〇、〇〇〇 | 三八 |

| 輸出品 | 米 | 割合 | 其也の諸國 | 割合 |
|-----------|---------------|----|-------------|----|
| 比律賓篇 | | | 二八八 | |
| 砂糖類 | 一、二〇八、一七七、四七三 | 九〇 | 一四二、九四八、五一八 | 一〇 |
| 大麻 | 四五〇、一八四、〇八四 | 五一 | 四四三、三四四、九三二 | 四九 |
| 椰子油 | 六二八、六九五、五二六 | 九三 | 四八、四一九、三〇七 | 七 |
| コアラ | 二八四、七三九、九三一 | 六八 | 一三八、九〇〇、一八七 | 三二 |
| 煙草類 | 一六三、六一五、〇八八 | 四九 | 一六六、一四四、四六一 | 五一 |
| 刺繻 | 一四〇、五九三、九六四 | 九九 | 六九八、六三二 | 一 |
| 織維(大麻を除く) | 一一、四九四、一九八 | 一六 | 五八、七六三、一五八 | 八四 |
| 木材 | 二八、三五五、三七八 | 五一 | 二八、三〇九、八六〇 | 四九 |
| 乾燥椰子實 | 五二、四七二、八七三 | 九九 | 七九、三九七 | 一 |
| コブラ肉 | 一一、三〇三、四四六 | 二四 | 三七、四二〇、六三七 | 七六 |
| 帽子類 | 二八、七四一、六二三 | 七四 | 一〇、三〇二、一七五 | 二六 |
| 索具類 | 一五、八〇三、七六六 | 四四 | 一九、五五五、四六二 | 五六 |
| 結麻類 | 一、六八九、九六四 | 六 | 二一、八九一、〇三八 | 九四 |
| 貝類 | 一〇、八三一、六六二 | 七五 | 三、六九三、九五五 | 二五 |
| 樹膠類 | 四、七四七、四四六 | 六〇 | 三、二四九、三八九 | 四〇 |
| 果實類 | 二、〇三六、五二九 | 五八 | 一、四八八、二八一 | 四二 |
| 魚類 | 六三、六〇一 | 二 | 三、一四五、五四七 | 九八 |

| 其他の輸出品 | 合計 | 一年平均 |
|------------|---------------|-------------|
| 三三、三三八、七六〇 | 三、〇七七、八八五、三一二 | 一八一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 三五 | 七四 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 六一、六〇三、九〇二 | 一、一八九、九五八、八三九 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 六五 | 二六 | |

右の外十七ヶ年間に比律賓から海外に輸出された金、銀鍍及金銀塊約八千四百萬比あり、更に一九三四年、一九三五年の金産高を合算すれば實に一億四千萬比に上る。尙ほ兩年度に於ける金銀産出高左表の如し。

| 金産出高 | 銀産出高 |
|------------------|------------|
| 一九三四年 三四九、四七七オンス | 二三八、四七四オンス |
| 一九三五年 四三〇、六五五オンス | 三〇三、六〇四オンス |

以上を綜合して第一期より第四期に至る各期毎に一年平均の輸出入額を見るに、過去三十五年間に比島の貿易は五倍以上の増加を示して居る。

| 平均年度 | 各期別一年平均貿易額 (單位比) | |
|------------|------------------|-------------|
| | 輸入額 | 輸出額 |
| 一八九八—一九〇一年 | 四三、六六三、〇〇一 | 三八、四五五、九〇五 |
| 一九〇一—一九〇九年 | 六〇、八二六、六二二 | 六三、四四七、八八八 |
| 一九〇九—一九一六年 | 九八、四三七、三〇〇 | 一〇一、二五六、三六七 |
| 一九一七—一九三三年 | 二五、二六四、六〇三 | 二五、〇四九、六五六 |

之を貿易の順逆に就て見るに第一期に平均年額四、二〇六、九九七比の逆調を見たゞけでその後は何れも順調である。更に一九〇一年七月一日より一九三三年十二月卅一日に至る三十二ヶ年半に於ける各國貿易額總計に就て其の順逆を見るに米國、英國、佛蘭西、西班牙、香港、和蘭、伊太利、白耳義、加奈陀、暹羅は何れも比島より輸入超過を示し、佛領印度支那、日本、支那、濠洲、蘭領印度、滿洲の東洋諸國と歐洲では獨逸と瑞西、白耳義だけが比島に對し輸出超過の状態にある。

一九三四、一九三五兩年度の統計によつて比島と各國との輸出入超過の實情を見よう。(單位比、並列せる數字の右側は一九三四年度、左側は一九三五年度)

| 一九三四年 | | 一九三五年 | | 輸出入超過 | |
|-------|-------------|-------------|------------|-------|------------|
| 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 |
| 米 國 | 一〇八、七七一、五五六 | 一八三、六八七、一八七 | 七四、九三五、八三三 | ++ | 七四、九三五、八三三 |
| 日 本 | 一〇八、七三三、〇〇〇 | 一四九、八七一、〇〇〇 | 四一、一三八、〇七五 | ++ | 四一、一三八、〇七五 |
| 獨 逸 | 三〇、六九二、五四八 | 八、五三三、六〇三 | 二二、一六八、九四六 | | 二二、一六八、九四六 |
| 英 國 | 二四、三三三、九四九 | 一〇、七八七、七三九 | 一三、六三三、三〇〇 | | 一三、六三三、三〇〇 |
| 佛 國 | 七、二六五、九五六 | 二、〇五八、九三三 | 五、二〇七、〇二三 | | 五、二〇七、〇二三 |
| 支 那 | 五、二一九、七五六 | 一、八四八、九七三 | 三、三四〇、七八四 | | 三、三四〇、七八四 |
| 加 奈 陀 | 四、三三七、三〇一 | 四、九〇一、〇三〇 | 五、七三三、八二六 | ++ | 五、七三三、八二六 |
| 和 蘭 | 三、四五六、〇三四 | 五、七六七、七二六 | 二、三一一、七〇一 | ++ | 二、三一一、七〇一 |

| 一九三四年 | | 一九三五年 | | 輸出入超過 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 | 輸 入 | 輸 出 |
| 支 那 | 五、八七九、三三三 | 二、一七五、一五九 | 三、七〇四、〇五五 | ++ | 三、七〇四、〇五五 |
| 佛 國 | 三、七九四、七六六 | 一、七九三、一〇六 | 二、〇〇一、六六〇 | ++ | 二、〇〇一、六六〇 |
| 英 領 印 度 | 三、三七八、五三七 | 九〇〇、一三三 | 二、四七八、三九五 | | 二、四七八、三九五 |
| 蘭 領 印 度 | 三、九六二、二七八 | 三、九八三、一〇九 | 三、〇八二、〇〇〇 | | 三、〇八二、〇〇〇 |
| 和 蘭 | 二、六二五、五八三 | 一、〇八二、三三三 | 一、五四三、二五二 | ++ | 一、五四三、二五二 |
| 白 耳 義 | 一、九四三、三三四 | 七二四、九六六 | 一、二一九、三六八 | | 一、二一九、三六八 |
| 濠 洲 | 二、九三九、七六六 | 七四四、七九二 | 二、一九三、九七四 | | 二、一九三、九七四 |
| 西 班 牙 | 一、三九三、〇七九 | 九〇九、〇三三 | 一、三三八、二五八 | | 一、三三八、二五八 |
| 加 奈 陀 | 一、二六九、九三二 | 一、九〇七、三二九 | 六八七、〇四八 | ++ | 六八七、〇四八 |
| 香 港 | 二、五五三、一五八 | 五、四四九、〇〇〇 | 一、三四五、七三二 | ++ | 一、三四五、七三二 |
| 伊 太 利 | 二、八六八、八二二 | 一、三三三、六八九 | 一、五三三、〇〇〇 | ++ | 一、五三三、〇〇〇 |
| 瑞 典 | 六、一〇一、九四七 | 五、六一、五八三 | 七、一六〇、〇六六 | | 七、一六〇、〇六六 |
| 瑞 士 | 八、二二〇、九七三 | 四、九三九、五五三 | 三、二四七、五七七 | | 三、二四七、五七七 |
| 西 國 | 三、一〇一、一〇九 | 一、七七一、〇三九 | 一、三三九、七九九 | | 一、三三九、七九九 |

| 比律賓 | | | | | | | 計 | 其 他 | 暹 羅 | 諸 威 | 佛 領 印 度 | 滿 洲 | 丁 抹 |
|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------------|-------------|-------------|
| 比律賓 | 比律賓 | 比律賓 | 比律賓 | 比律賓 | 比律賓 | 比律賓 | | | | | | | |
| 五五、六二八 | 四八、八七六 | 五〇、九六〇 | 四九、六三五 | 五九、〇三五 | 八三〇、六九六 | 一五三、〇八七 | 一四三、二九八 | 六、七七七 | 三、三七六 | 八五六、三八三 | 一、七五六、九三三 | 一七二、〇四七 | 一七二、〇四七 |
| 六九七、一四八 | 九七七、六九〇 | 二四、九七三 | 一四、七一八 | 六三、三三六 | 三三、二〇九 | 一九九、六五六 | 二〇〇、〇六四 | 二、七三三、一五一 | 三、〇六四、九七七 | 三三〇、八〇七、三七一 | 一八八、四七一、五六〇 | 三三〇、八〇七、三七一 | 三三〇、八〇七、三七一 |
| ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ | ++ |
| 八、六二〇、九八七 | 九、一八五、一八六 | 一四、四五八、一〇四 | 三、八二二、八二七 | 一、五八二、九四六 | 六四、一六五 | 九一、四七三 | 三、二四〇、五〇七 | 一、八四六、六八八 | 一、三〇八、〇四三 | 五三、五九三、〇五〇 | 一七、四四三、六六一 | 一七、四四三、六六一 | 一七、四四三、六六一 |

次に一九三四年中比律賓の開港場たるマニラ、イロイロ、セブ、サンボアング、ダヴァオ及レガスピの諸港に
出入した船舶の統計と其積卸貨物の噸數、價格及一九三六年に於ける主要國船舶による積荷取扱數を左に表示しよう。

| 船籍 | 船數 | (入港船舶) | | (輸入貨物) | |
|----|-----|-----------|---------|------------|----|
| | | 噸數 | 價格 | 噸數 | 價格 |
| 英國 | 五〇八 | 一、九八八、七四四 | 四〇三、二四五 | 五四、五一五、八四八 | |
| 日本 | 二九八 | 九九四、三一五 | 一九七、八三六 | 一五、七七八、九三三 | |
| 米國 | 二六四 | 一、三四七、二四八 | 三五二、四一八 | 五二、二一九、二〇二 | |

| 船籍 | 船數 | (入港船舶) | | (輸入貨物) | |
|--------|-------|-----------|-----------|-------------|----|
| | | 噸數 | 價格 | 噸數 | 價格 |
| 和蘭 | 一七三 | 七二二、二九〇 | 一五〇、一六三 | 八、六二〇、九八七 | |
| 獨逸 | 一四〇 | 六二一、五八四 | 六〇、七〇〇 | 九、一八五、一八六 | |
| 諾威 | 一二〇 | 四〇一、八二一 | 一五七、四五八 | 一四、四五八、一〇四 | |
| 丁抹 | 四五 | 一七五、七八六 | 三二、五一二 | 三、八二二、八二七 | |
| 瑞典 | 二九 | 一〇三、四二八 | 一一、三六八 | 一、五八二、九四六 | |
| 比律賓 | 一五 | 三、九一六 | 四、二〇一 | 六四、一六五 | |
| 支那 | 七 | 一七、三四九 | 三〇、三八一 | 九一、四七三 | |
| 巴拿馬 | 七 | 二五、五五一 | 四、六七四 | 三、五七八、六五五 | |
| 希臘 | 四 | 一三、一三二 | 二五、九五四 | 五五、三四一 | |
| 佛國 | 二 | 二、六九〇 | 六、四〇〇 | ... | |
| 伊太利 | 一 | 二、四七七 | ... | ... | |
| (郵送) | ... | ... | ... | ... | |
| 合計 | 一、六一三 | 六、四一〇、三三一 | 一、四三八、三一〇 | 一六七、二一四、二二一 | |
| 英國 | ... | ... | ... | ... | |
| 米國 | ... | ... | ... | ... | |
| 日本 | ... | ... | ... | ... | |
| 和蘭 | ... | ... | ... | ... | |
| 第九通商貿易 | ... | ... | ... | ... | |

第九通商貿易

一九三六年海外貿易取扱船

輸送總噸數

以上の統計によつて知られる如く米領となつて以來の比島の海外貿易は極めて派手な躍進をして來て居るが、それは唯だ數字の上に現はれたものだけであつて、その内容と實質を検討する時に於て決して好調を物語るものではない。

二 比島貿易の現状と將來

比島の外國貿易が一九二一年より一九三三年に至る十三年間に總額六十億八千七百萬比と云ふ巨額に達したが、その中の四十一億六千三百萬比即ち六八%以上は米國との貿易であつて、それも米比自由貿易の恩恵によるものであることを考へるならば、自由貿易制撤廢後の米比貿易が非常な不利な状態に陥るであらうことは今より想像に難くない。更に又比島の輸出品が大部分原料又は粗製品であつてその種類が余りにも極限され居る事實と、他方外國よりの輸入品は精製品多數で其種類は又頗る多様な事實に鑑みるならば比島の海外貿易の前途は頗る暗澹たるものがある。加ふるにタイディングス・マクダファイ法による對米輸出品に對する輸出税の賦課、砂糖、アバカ、椰子油の三大生産物に對する割當制限等は茲十年足らずの内に比律賓の對米貿易を激減させ、比島人の生活標準を三、四十年前の程度に逆戻りさせるか、或は根本的に破壊する危険さへ憂慮されて居る。現にコンモンウェルス成立の年即ち一九三五年の比島の海外貿易は種々な割當制限に躓きを見せて、前年度貿易額に比し輸出に於ては一四・六四%の減少を示し、輸入に於ては僅に二・二九%を増したのみで輸出入合計に於ては七・三%を減じて居る、殊に注意すべきは砂糖の著しき輸出減であつた。

比律賓政府當局も例のNEPAと略稱されて居る國家經濟保護政策協會(National Economic Protectionism Association)や、財政經濟問題に關する政府の最高諮問機關たる國家經濟會議(National Economic Council)の創設と共に、

政府が株の五〇%を所有する國家開發會社(資本金五千萬比)、國家電力會社(資本金二十五萬比)、國立物產取引所、國立米穀玉蜀黍會社(國家開發會社から百萬比の補助)、國家貸付投資評議員會等の設置によつて理論と實際の兩方面より極力經濟發展と貿易の増進に努めて居るが、他方國內的には從來日、米、支人によりて掌握された國內商業の實權をも比島民の手に回復するの運動を起した結果最近は經濟界、貿易界共に稍や活氣を呈しつゝあるものゝ米大陸の不況等が觀面に影響し來る今日、經濟的獨立の前途は尙ほ遠慮である。

最近三ヶ年間の比律賓の輸出入品を經濟的部屬により分類してその動向を見よう(單位比)。

比島輸出品經濟的分類

| 輸出品類 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-----------------------------|------------|-------------|-------------|
| (一) 動物及動物生産物 (食用に供し得る物) | 一六二、四七八 | 一二六、三五八 | 一三四、四八九 |
| (二) 動物及動物生産物 (食用に供し得ざる物) | 八二五、六八五 | 九七二、九一七 | 一、三五二、四六八 |
| (三) 植物性生産品 (食用に供し得る物) | 七六、一五八、四六九 | 一三四、七二四、七七九 | 一三三、九一一、一四一 |
| 内 譯 | | | |
| (イ) 砂 糖 | 六五、九八一、三五九 | 一二三、八七四、六四四 | 一一五、四一二、三八七 |
| (ロ) 堅 果 類 | 七、九三六、二二六 | 八、八四五、三一八 | 一一、九六一、一〇二 |
| (ハ) 其 他 | 二、二四〇、八八四 | 二、〇〇四、八一七 | 四、五三七、六五二 |

| (四) 植物性生產物 (食用に供し得ざる物) | | (五) 纖維織物類 | | (六) 化學品 (染料石鹼) | | (七) 礦物 | | (八) 鐵及鋼製品 | | (九) 銅及同製品 | | (一〇) 雜品 | | (一一) 其他 | | (一二) 輸出總計 | | | |
|------------------------|-------------|-----------|-------------|----------------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|
| コ | 三、七、八二一、九三六 | ア | 三、八、五二三、四〇九 | 鹽 | 四〇、二九七 | 鐵 | 六三、七、〇九八 | 鐵 | 一、四一九、七二七 | 鐵 | 一、四一九、七二七 | 鐵 | 一、四一九、七二七 | 鐵 | 一、四一九、七二七 | 鐵 | 一、四一九、七二七 | 鐵 | 一、四一九、七二七 |
| コ | 二一、九七四、六六〇 | ア | 二二、九四七、九三三 | 鹽 | 二七、五五八 | 鐵 | 二〇二、九四八 | 鐵 | 一、一八六、三〇五 | 鐵 | 二、九〇三、〇一七 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 三、二七八、八四七 | ア | 九、九九二、五五九 | 鹽 | 二、三二二、六二九 | 鐵 | 三、二五八、二八八 | 鐵 | 二、九〇三、〇一七 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 一、〇〇三、六五八 | ア | 一、六四、七七一 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 四四、八六三、六四八 | ア | 四九、九九六、九六五 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 二九、九九九、五六八 | ア | 三、六五九、〇七九 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 一〇、四八九、五六六 | ア | 七、一五、四三五 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 四八、五二八、五九五 | ア | 四三、二七九、三七三 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 三一、九六九、三九九 | ア | 七、一五九、五五一 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 五、八〇〇、三五八 | ア | 二、八七二、九二一 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 九、九六六、二一六 | ア | 五、二〇〇、一九六 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 七九二、六二二 | ア | 六三、一〇一 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 五八、五一二、〇四一 | ア | 一、三四六、四五二 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 四三、二七九、三七三 | ア | 七、四四〇、三七七 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 七、一五九、五五一 | ア | 一、五四二、四五二 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 二、八七二、九二一 | ア | 二、八七二、〇五二 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 五、二〇〇、一九六 | ア | 二、九二九、七一九 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |
| コ | 六三、一〇一 | ア | 九六、一五四 | 鹽 | 二、九、一〇七 | 鐵 | 五八三、八六三 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 | 鐵 | 三、三〇九、五四一 |

比島輸入品經濟的分類 (單位比)

| 輸入品類 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| (九) 植物性油及脂 | 二五、一九四、七三四 | 二九、三五五、〇九五 | 四二、六三二、一七〇 |
| (一〇) 椰子油 (非食用) | 二四、三〇八、〇〇五 | 二七、五七七、七六七 | 四〇、九二六、八〇二 |
| (一〇) 其他 | 八八六、七二九 | 一、七七七、三二八 | 一、七〇五、三六八 |
| (十一) 木材同製品 | 五、一三二、七二八 | 六、四五九、七〇六 | 八、三二四、五三三 |
| (一) 木材及丸太 | 五、〇二三、五一九 | 六、一九九、二四〇 | 七、八八六、二二四 |
| (一) 其他 | 一〇九、二〇九 | 二六〇、四六六 | 四三八、三一 |
| (十二) 雜品 | 一六八、〇二八 | 一八四、七〇九 | 三〇七、二四二 |
| 輸出商品合計 | 一八六、〇九一、三一四 | 二七〇、八二七、三〇二 | 三〇一、八九三、一三五 |
| 外國品再輸出 | 二、一五八、七二六 | 一、七七〇、七六二 | 二、四三八、〇九二 |
| 其他 | 二四一、三二〇 | 二九七、五四二 | 三〇三、三三五 |
| 輸出總計 | 一八八、四九一、三六〇 | 二七二、八九六、一〇六 | 三〇四、六三四、五六二 |
| (一) 動物及動物生產物 (食用に供し得る物) | 一一、九〇一、九八四 | 一三、八八九、一〇四 | 一三、二七四、五四一 |
| (一) 肉類 | 三、〇四二、八八〇 | 二、七三九、六二四 | 二、五三三、三七四 |

| | | | |
|-----------------|---|--|-------------------------|
| (一) | (二) | (三) | (四) |
| 酪 (但しバターを除く) | 動物及動物生産物 (食用に供し得ざるもの) 革及同製品(靴を除く) | 植物性食用品 | 植物性生産品 (非食用品) |
| 鳥卵 | 其 魚類 | 米 小麥粉 蔬菜類 果物及堅果 珈琲、カ、オ、茶 砂糖及糖蜜 酒精及酒類 其他 | ゴム製品 澱粉類 煙草 其他 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 五、八二三、六三〇 | 二、七二一、六七〇 | 二、一九四、二一六 | 一、八五二、三一八 | 三、四一、八九八 | 一、七、七八八、六八九 | 五五六、二〇八 | 五、七一、二五四 | 三、二一六、七三五 | 二、六四五、〇一五 | 二、四八七、四二〇 | 八二一、六九〇 | 九四〇、〇七六 | 一、四一〇、二九一 | 二、一三三、〇四一 | 七、七四二、五九一 | 二、九七、二〇一 | 三、〇七八、八一五 | 三〇、八七三 | 二、五六二、六三八 | 二、一五六、五二二 | 四〇六、一一六 | 二、五、九九八、九七九 | 五、八七四、六三五 | 七、九〇〇、五一九 | 三、三二九、一六二 | 二、八三四、〇〇一 | 二、三六三、七九九 | 七八九、一六四 | 一、三七二、五〇五 | 一、五三五、一九四 | 二、一、五八六、〇四三 | 六、八四六、三七六 | 三〇六、六〇五 | 三、五五九、〇五七 | 二、九、一二九 | 三、一七三、一九六 | 二、六六五、三一九 | 五〇七、八七七 | 二、五、八五三、七七一 | 四、八六三、三四四 | 八、二〇四、七二五 | 三、四五五、八六八 | 二、三九一、八一八 | 二、五五七、三八二 | 九三八、九四八 | 一、五二二、五一九 | 一、九一九、一六七 | 二、七二一、七〇二 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|

| | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|------|
| (一) | (二) | (三) | (四) | (五) | (六) | (七) |
| ゴム製品 | 澱粉類 | 煙草 | 其他 | 纖維織物類 | 半製品 | 綿布 |
| 綿布 | 人絹 | 羊毛類 | 衣類 | 綿布下着類 | 擦絨及端物 | 黃麻製品 |
| 其他 | 其他 | 其他 | 其他 | 其他 | 其他 | 其他 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 三、〇五四、六六七 | 六五三、五五三 | 七、五〇〇、五五九 | 九三二、二六二 | 三九、七四七、四四六 | 一、一〇三、一五二 | 二〇、〇九九、二四二 | 二、六八八、〇三二 | 三九五、四八五 | 四、七三二、三〇〇 | 二、四二四、七三二 | 一、八七八、九二六 | 一、七九一、二一七 | 二、八三九、七七七 | 一、七九四、五八三 | 七二六、七七五 | 一、六五五、五六一 | 四、二二二、〇三七 | 七五四、九四五 | 七、一三〇、八六〇 | 四八八、二〇一 | 四一、九一五、一八五 | 一、六二八、四九五 | 一八、六〇九、三八八 | 三、九一〇、二七二 | 七〇〇、三七六 | 五、四九八、八六七 | 二、八二八、八九五 | 二、一〇五、五三三 | 一、六二五、九八五 | 三、〇四〇、二四七 | 一、九六七、一二七 | 五七九、四四一 | 一、八〇三、三七九 | 四、二三九、七二八 | 五三五、五四三 | 七、三四〇、二四六 | 六一一、一八五 | 四七、〇〇〇、〇三〇 | 一、五八八、六五五 | 二一、三五七、〇九五 | 三、六七四、六二八 | 六五五、〇〇九 | 六、三六八、四七〇 | 二、七〇四、八三五 | 一、九二四、七二八 | 二、五三三、七八一 | 三、二七八、二一四 | 二、九一四、六一五 | 六一五、五四八 | 一、七八一、二六三 |
|-----------|---------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|

(八) 紙及同製品
 (イ) 板紙及ポール紙
 (ロ) 印刷用紙
 (ハ) 包裝紙
 (ニ) 包裝用古新聞紙
 (ホ) 其他

(九) 非金屬鑄產物
 (イ) 土及粘土製品
 (ロ) 石炭
 (ハ) 石油同精油
 (ニ) 硝子及同製品
 (ホ) 洋灰、石灰、石
 (ヘ) 其他

(十) 金屬、鑄產物

五六九、九五九
 四七八、二三五
 六〇七、三六七
 四、二四四、一五六
 五〇八、〇六六
 一、五〇二、一七二
 六九二、八六三
 二五一、〇六五
 一、二八九、九九〇
 一九、七七八、三九一
 一、〇九三、四七三
 一、五三八、六三六
 一五、〇三〇、七九五
 一、三八一、五六九
 一四三、三七六
 五三〇、五四二
 一六、三五〇、六一六

六八四、八四三
 六〇〇、四二九
 五一八、一〇七
 四、五三一、六五九
 六六四、四八五
 一、三八三、三四四
 八五五、五二四
 二五七、二二八
 一、三七一、〇七八
 二〇、三二一、五七二
 一、五二八、三八九
 二、〇八二、九二〇
 一四、四二四、六一六
 一、五〇六、六八四
 二〇一、五七四
 四七七、三八九
 二一、八二八、一九四

五九二、三六九
 七三五、七六九
 四五三、一二五
 五、七三九、〇九五
 九二四、二六一
 一、九八九、一八一
 八〇五、二八二
 四三三、六一一
 一、五八六、七六〇
 一八、八二一、三二六
 一、六九七、九一一
 一、五六六、七九八
 一二、七六七、二九四
 二、〇五〇、〇一四
 二八九、一八三
 四四〇、一二六
 二六、九一三、三五〇

(一) 鐵鑄及同製品
 (ロ) 銅及同製品
 (ハ) 鉛及同製品
 (ニ) 錫及同製品
 (ホ) 鐵、鋼鐵、同製品
 (ヘ) 貴金屬及金屬製品
 (ト) 其他

(二) 機械類
 (イ) 電氣器具機械
 (ロ) 工業用機械
 (ハ) 事務所用具
 (ニ) 農業用機械器具
 (ホ) 車輛及船艇

(三) 飛行機
 (イ) 自動車及同附屬品
 (ロ) 鐵道車輛及部分品
 (ハ) 船艇及機裝品

五六二、四二六
 二九二、四八一
 二〇六、五九二
 一四六、四四一
 一三、七八一、二四〇
 七六八、〇八三
 五九三、三五三
 二二、七二七、三六三
 四、三〇七、三三六
 七、三〇〇、七六九
 三八四、七四九
 七三四、五〇九
 八、二〇五、九六八
 二七八、六一六
 七、二〇〇、四四七
 三三〇、九六九
 五六、二八九

七四六、六〇八
 四〇一、八三一
 二八〇、三五三
 一四一、五七九
 一八、〇八三、四八一
 一、七四八、九一五
 四二五、四二七
 一七、七三三、〇七三
 五、五六〇、八六一
 一〇、一八三、〇二〇
 七一三、七二六
 一、二六五、四六五
 一〇、二二九、四二五
 七二四、四四一
 八、五四三、八八七
 二九二、五七五
 一一一、三九九

九九九、八二二
 四二八、九三六
 三三九、七一七
 一六六、六七六
 二二、七九〇、五七五
 一、六二二、八七七
 五六四、七四七
 二二、六六七、七四八
 六、八五四、六三七
 一三、三七八、二八六
 一、〇八〇、六六一
 一、三四五、一六四
 一一、三三三、一八九
 七九六、六四二
 九、二二〇、七六七
 三八一、六四二
 一九八、五九九

| 品名 | (一) | (ロ) | (ハ) | (ニ) | (ホ) | (志) | (主) | (イ) | (ロ) | (ハ) | (ニ) | (ホ) | (星) |
|-------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 其他 | 三三九、六四八 | | | | | | | | | | | | |
| 化學製品 | 一三、四六七、七一五 | | | | | | | | | | | | |
| 染料及藥品 | 五、〇六三、八四九 | | | | | | | | | | | | |
| 塗料、顔料及ワニス | 一、三〇七、一八三 | | | | | | | | | | | | |
| 化學肥料 | 三、五八四、九七〇 | | | | | | | | | | | | |
| 化粧品 | 一、三一九、〇七四 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 一、一九二、六三九 | | | | | | | | | | | | |
| 木及類似製品 | 九一六、七八四 | | | | | | | | | | | | |
| 木、竹、籐、蘆 | 八二八、二九四 | | | | | | | | | | | | |
| コルク同製品 | 四九、二三五 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 三九、二五五 | | | | | | | | | | | | |
| 雜品 | 一〇、六五七、一三一 | | | | | | | | | | | | |
| ブラシ類 | 二〇一、〇五七 | | | | | | | | | | | | |
| ボタンの(金銀を除く) | 一六五、三三八 | | | | | | | | | | | | |
| 時計及同部分品 | 三六七、四六三 | | | | | | | | | | | | |
| 武器、彈藥、爆藥 | 一、五〇八、九五八 | | | | | | | | | | | | |
| 樂器 | 四一三、九九八 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 四五七、一二三 | | | | | | | | | | | | |
| 化學製品 | 一四、一六〇、七二九 | | | | | | | | | | | | |
| 染料及藥品 | 五、四三〇、一二三 | | | | | | | | | | | | |
| 塗料、顔料及ワニス | 一、七七八、八六〇 | | | | | | | | | | | | |
| 化學肥料 | 四、二六九、一一三 | | | | | | | | | | | | |
| 化粧品 | 一、四九九、一三三 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 一、一八三、五〇〇 | | | | | | | | | | | | |
| 木及類似製品 | 九九〇、七二二 | | | | | | | | | | | | |
| 木、竹、籐、蘆 | 九一三、二四三 | | | | | | | | | | | | |
| コルク同製品 | 四三、五三六 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 三三、九四三 | | | | | | | | | | | | |
| 雜品 | 一三、二七五、六四五 | | | | | | | | | | | | |
| ブラシ類 | 二五二、七二八 | | | | | | | | | | | | |
| ボタンの(金銀を除く) | 二二二、三五九 | | | | | | | | | | | | |
| 時計及同部分品 | 五〇七、五六八 | | | | | | | | | | | | |
| 武器、彈藥、爆藥 | 三、八四七、八一四 | | | | | | | | | | | | |
| 樂器 | 四六五、六九三 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 六三五、五四二 | | | | | | | | | | | | |
| 化學製品 | 一三、九〇二、二七三 | | | | | | | | | | | | |
| 染料及藥品 | 五、四七二、五三五 | | | | | | | | | | | | |
| 塗料、顔料及ワニス | 一、八六一、八六五 | | | | | | | | | | | | |
| 化學肥料 | 三、四八七、八四八 | | | | | | | | | | | | |
| 化粧品 | 一、六九五、二六二 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 一、三八四、七六三 | | | | | | | | | | | | |
| 木及類似製品 | 一、一八〇、〇三一 | | | | | | | | | | | | |
| 木、竹、籐、蘆 | 一、〇八八、四六三 | | | | | | | | | | | | |
| コルク同製品 | 五九、五四七 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 三二、〇二一 | | | | | | | | | | | | |
| 雜品 | 一三、一七四、四二七 | | | | | | | | | | | | |
| ブラシ類 | 二二三、七六九 | | | | | | | | | | | | |
| ボタンの(金銀を除く) | 二一九、六六五 | | | | | | | | | | | | |
| 時計及同部分品 | 八一九、二二一 | | | | | | | | | | | | |
| 武器、彈藥、爆藥 | 二、四七〇、六三四 | | | | | | | | | | | | |
| 樂器 | 六四四、三一七 | | | | | | | | | | | | |

| 品名 | (一) | (ロ) | (ハ) | (ニ) | (ホ) | (星) | (主) | (イ) | (ロ) | (ハ) | (ニ) | (ホ) | (星) |
|--------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事務所用品 | 四九二、一九二 | | | | | | | | | | | | |
| 寫真機及用品 | 一、一六〇、二九七 | | | | | | | | | | | | |
| 學術機械器具 | 三六六、八六四 | | | | | | | | | | | | |
| 書籍、印刷物 | 二、三七五、六三九 | | | | | | | | | | | | |
| 電氣スタンド | 五一八、二二一 | | | | | | | | | | | | |
| 運動具及玩具 | 五八九、九六七 | | | | | | | | | | | | |
| 蠟 | 一、〇四一、一七三 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 一、四五五、九六六 | | | | | | | | | | | | |
| 輸入總計 | 一七二、〇四七、六九九 | | | | | | | | | | | | |
| 事務所用品 | 六三二、一六七 | | | | | | | | | | | | |
| 寫真機及用品 | 一、一〇七、一八九 | | | | | | | | | | | | |
| 學術機械器具 | 五二一、三六三 | | | | | | | | | | | | |
| 書籍、印刷物 | 一、九一〇、九八八 | | | | | | | | | | | | |
| 電氣スタンド | 六四六、九三〇 | | | | | | | | | | | | |
| 運動具及玩具 | 六一四、二三六 | | | | | | | | | | | | |
| 蠟 | 九一九、三六一 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 一、六一七、二四九 | | | | | | | | | | | | |
| 輸入總計 | 二〇二、二五二、三四九 | | | | | | | | | | | | |
| 事務所用品 | 七二八、一三四 | | | | | | | | | | | | |
| 寫真機及用品 | 一、二七四、五四六 | | | | | | | | | | | | |
| 學術機械器具 | 七五六、九〇八 | | | | | | | | | | | | |
| 書籍、印刷物 | 一、八八二、一〇三 | | | | | | | | | | | | |
| 電氣スタンド | 八六五、五六八 | | | | | | | | | | | | |
| 運動具及玩具 | 六八二、四七六 | | | | | | | | | | | | |
| 蠟 | 一、〇七二、一二八 | | | | | | | | | | | | |
| 其他 | 一、五二四、九五八 | | | | | | | | | | | | |
| 輸入總計 | 二二八、〇五一、四九〇 | | | | | | | | | | | | |

次に主なる輸出入品を品種別にすれば左の序列となる(單位比)。

主要輸出品々種別

| 品別 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-----|------------|-------------|-------------|
| 砂糖 | 六五、九八一、三五九 | 一二三、八七四、六四四 | 一一五、四一二、三八七 |
| 椰子油 | 二二、九四七、九三三 | 三四、一七七、一九七 | 四三、二九七、三七三 |
| 椰子油 | 二四、五〇九、一六二 | 二七、七四三、五一八 | 四一、〇五一、〇七三 |
| 椰子油 | 二一、九七四、六六〇 | 二九、九九九、五六八 | 三一、九六九、三九九 |

比律賓篇

三〇四

| 品別 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|--------|------------|------------|------------|
| 乾燥椰子實 | 七、九二四、六三〇 | 八、七九四、一二五 | 一二、六九三、二六三 |
| 煙草 | 一二、〇〇三、六五八 | 一〇、四八九、五六六 | 九、九六六、二一六 |
| 製材及丸太 | 五、〇二三、五一九 | 六、一九九、二四〇 | 七、八八六、二二四 |
| 刺繡(木綿) | 九、九九二、五五九 | 八、三八四、四四一 | 七、一五九、五五一 |
| コブラ粉末 | 三、二七八、八四七 | 三、六五九、〇七九 | 五、八〇〇、三五八 |
| 果物 | 五九二、二七八 | 一、一二九、五二四 | 三、四六四、四九二 |
| 網索 | 二、三二三、六二九 | 二、三一七、七三九 | 二、八七二、九二一 |
| 鐵索 | 一、一四三、九二九 | 二、八六八、四二七 | 二、六五二、〇七八 |
| 龍舌蘭 | 一、〇一八、三九七 | 二、一一六、四〇七 | 二、一七四、二一三 |

主要輸入品種別

| 品別 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|---------|------------|------------|------------|
| 鐵、鋼鐵同製品 | 二二、一七六、八三九 | 三二、〇三一、六〇八 | 三八、六八〇、八七五 |
| 綿製製品 | 三〇、五九九、八四一 | 三〇、五三五、二五七 | 三四、九〇八、三七九 |
| パン製造原料 | 七、四五四、五二七 | 一五、〇四二、〇五九 | 一四、五〇五、三二七 |
| 自動車及車輛 | 一五、九〇四、三二三 | 一五、三七六、一五八 | 一三、九一七、五二九 |
| 肉及酪農製品 | 八、一四九、六八〇 | 一〇、〇一八、〇二六 | 一一、〇三四、五九三 |
| 紙及同製品 | 九、三〇五、八二二 | 一一、〇二四、三五四 | 一〇、〇八一、六六八 |
| 電氣機械器具 | 六、六一九、七九五 | 六、四四二、六四七 | 七、六二一、一九八 |
| 煙草及同製品 | 七、五〇〇、五五九 | 七、一三〇、八六〇 | 七、三四〇、二四六 |
| 絹及同製品 | 四、八五一、四〇〇 | 五、七六四、四〇九 | 六、一九五、七〇一 |

右の統計によつて觀察されることは一九三五年から一九三七年に至る僅々二年間に鑛産物の輸出が著しく増加したことで、就中クロム鑛が一九三五年の二萬七千五百五十八比から實に五十五倍の激増をしたこと、銅及同製品の輸出が同じ期間にこれ亦十三倍の増加をしたことが目立つ。是は明白に比律賓の鑛物資源開發の有望性を實證するものである。砂糖が六千五百萬比から一億一千五百萬比に、又椰子油が二千四百萬比から四千萬比に増加したことは前途に好望を思はせる如きも、これは米國の市場が漸次閉鎖されんとし而かも他の世界市場に於ては爪哇糖の低廉に壓倒され、椰子油の今後の販路たるべき歐羅巴諸國がアウタルキーの見地から此の種油の自給政策を採らんとしつゝある時決して樂觀を許さざるものがある。輸入方面に於ては唯だ米が九倍に近い増加をしたことが顯著な例に過ぎない。併し總額から見ると一九三七年に於ける纖維織物類の輸入四千七百萬比、金屬、鑛産物の二千六百九十萬比は、比律賓が纖維植物及鑛物の資源地たるだけに注目し得る現象である。

左掲の表に於て見る如く輸入貿易に無税品が有税品に比し六〇%以上を占むることは比律賓貿易の特徴であるが、假令政治的に比律賓が獨立しても經濟的に完全なる獨立の不可能なる間、殊に輸出が多く米國に依存する限り、米國品に對する此の特惠待遇即ち自由貿易制度の撤廢は難事であらう。然らば比律賓が經濟的に完全なる獨立に達する道如何と云ふに、最近比島の經濟専門家の間に左の三つの方法が提唱されて居る。

| 原 産 地 別 | 1936年 | 1937年 |
|--------------|-------------|-------------|
| 國 産 品 | 271,125,344 | 302,196,470 |
| 外 國 産 品(再輸出) | 1,770,762 | 2,438,092 |
| 合 計 | 272,896,106 | 304,634,562 |

| | 1936年 | 1937年 | |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 輸 入 品 總 額 | 202,252,349 | 218,051,490 | |
| 内 譯 | (1) 無 税 品 | 127,223,626 | 131,582,431 |
| | (2) 課 税 品 | 75,028,723 | 86,469,059 |
| (1)の(2)に對する比率 | 62.9% | 60.3% | |
| 收納したる關稅額 | 22,484,295 | 24,655,857 | |

- (一) 比律賓によつて生産されて居る商品の種類を多邊的に増加すること。
 - (二) 新外國市場の開拓
 - (三) 生産力擴充の目的を以て比島の國內經濟組織を改革すること
- 第一の問題に就ては現在の比島の生産物が砂糖、コ、ナッツ及綱索その他數種に極限されて居るのをもつと生産物の種類の變化に努力すること、又比島は資源多く此の目的達成の可能性があると云はれて居る。

第二の問題は米國との自由貿易を全部と云はず部分的に改廢した場合に新しい外國市場の獲得をなすことは第一の急務である。

第三は將來米國によつて比島の生産品に輸入税、割當制その他の制限障礙が課せらるゝことを當然豫期して、獨立國本位の國內經濟組織を確立すべきであつて、此の最後の問題の解決策としては丁抹が行つて成功した如き協同經營的農業制度の採用が叫ばれて居るが、茲には所論の範圍外故敢て論述を省略する。

三 米 比 貿 易

比律賓に對し政治的後見人、經濟的保護者の立場にある米國の對比貿易は過去四十年の中、一八九九年から一九〇四年に至る六年間は比律賓貿易總額の一一%乃至二八%に過ぎなかつたものが、一九〇五年から一九一六年に至る十二年間には二四%乃至五一%に上り、一九一七年以後は一九一九年の五七%を例外的低率として毎年六一%以上を占め、更に一九二九年以降は次表の示す如く例外なしに常に七〇%以上の高率を示して居る。殊に輸出額に於ては一九二三年以來七〇%以上を占め一九三二年の如きは實に比島輸出總額の八七%を占めた。此の上昇傾向が果して永續するであらうか、否な少くも此の總額の七割臺の率を維持し得るであらうか、先づ第一の懸念はタ・マ法の實施による米國に輸入される比島産砂糖、椰子油、植物性纖維等に對する課税の影響であり、第二は一九一三年のアンダウッド法で廢止された輸出税の復活である。即ち從來比島から無税で米國へ輸出されて居た總ての貨物に對し、コンモンウェルス政府樹立の第六年目の一年間は米國の法律により外國貨物に課せられる關稅の五分を第七年目の一年間は一割を、第八年目には一割五分を、第九年目には二割を、而して第九年目の終からは二割五分を課せられることとなつた。此の輸出税賦課によつて眞先に重大な影響を受けるものは椰子油と葉卷で、之に次では刺繡品、帽子、ボタン、貝製品等で結局は比律賓の三大農産物の一たる砂糖にまで及ぶべく、米國に於ける保護關稅によつて盛業を續け來つた比島の産業及貿易は米國が將來外國並の課税を此等の生産品に加へる時には大打撃を受くることは火を視るよりも明白である。

米比貿易額と比島貿易總額との比率 (單位比)

| 年度 | 輸 入 額 | 輸入總額との比率% | 輸 出 額 | 輸出總額との比率% | 合 計 | 比島貿易額との比率 |
|------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 1900 | 4,306,396 | 9 | 5,921,702 | 13 | 16,228,098 | 11 |
| 1905 | 11,179,892 | 19 | 29,680,814 | 44 | 40,860,706 | 32 |
| 1910 | 40,137,084 | 40 | 34,483,450 | 42 | 74,620,534 | 41 |
| 1915 | 52,762,138 | 53 | 47,306,422 | 44 | 100,068,560 | 48 |
| 1920 | 184,579,556 | 62 | 210,432,525 | 70 | 395,012,081 | 66 |
| 1925 | 138,595,166 | 58 | 218,089,883 | 73 | 356,685,049 | 66 |
| 1929 | 185,185,917 | 63 | 248,930,946 | 76 | 434,116,862 | 70 |
| 1930 | 156,366,057 | 64 | 210,684,122 | 79 | 367,050,179 | 72 |
| 1931 | 124,279,366 | 63 | 166,844,793 | 80 | 291,124,159 | 72 |
| 1932 | 102,595,499 | 65 | 165,295,733 | 87 | 267,891,232 | 77 |
| 1933 | 87,080,813 | 65 | 182,626,053 | 86 | 269,706,866 | 78 |
| 1934 | 108,751,356 | 65 | 183,687,187 | 83 | 292,438,543 | 75 |
| 1935 | 108,733,000 | 57 | 149,871,073 | 79 | 258,604,073 | 71 |
| 1936 | 122,994,525 | 60 | 215,050,654 | 78 | 338,045,179 | 71 |
| 1937 | 126,604,072 | 58 | 543,588,045 | 79 | 370,192,117 | 70 |

元來が而して現在に於ても農業國で住民の八割九分は農業及農業關係の仕事に依存し其大部分の者が輸出によつて生活して居る比島に於て其最大の顧客たる米國から事實上の輸出を喰ふことは比島人の生活を脅すこと大である。これに就て比島最大の食料品製造會社太平洋商業會社の社長にして比島經濟通たる米國人ホレス・ボンド氏は左の如き意見を公表して居る(比律賓ヘラルド年鑑一九三六年版)。

「一九三三年度の比島の農場、工場、森林及鑛山からの生産品總額四億六千五百三萬六千五百五十七の四八・二%即ち二億二千三百七十七萬五千八百七十七は海外に輸出され。その中の八八・二%即ち一億九千七百四十萬九千五百八十八と云ふものは米國へ輸出されて居る。今一九三三年の貿易額を基準として計算するならば、米國で比島生産品に完全な外國品並の課税をする時は、比島の輸出額は約

七〇%の激減を來し、一九三三年の額の三〇%となるであらう」

前掲米比貿易額比率表によつても明かな如く一九三六年に於て比島は米國に賣つた品物百比に付て米國から五十七比の品物を買ひ、翌一九三七年には百比の品物を買つて居る勘定である。然るに外國に對しては一九三六年には百比の品を賣つて百三十七比の品を買ひ、翌年には百比賣つて百五十二比を買つて居る計算になる。これは米國と云ふ顧客を失つた場合の比島は生活維持困難とならざるを得ない

尙ほ此の外の國際收支に於ける貿易外勘定は如何かと見るにこれ亦米國が常に支拂勘定である。一九三四年比島事情調査に來比した米國上院議員カール・ヘーデン氏から上院屬領島嶼委員長タイディングス氏へ同年八月四日附提出した報告書中から米比貿易外勘定表を抄譯する。

尤も此の貿易外勘定の計算は人により可成りの相違あるも、米國側が支拂超過になつて居ることは何人も認めて居る、従つて何れの點よりするも比島の經濟機構と比島人の生活標準は大部分米國との政治、經濟關係に依存すること明白である。

今最近二ケ年と其前五ケ年間の平均額米比輸出入品の内容に一瞥を與へて見よう。

米比貿易外勘定 (單位弗)

| | |
|----------------------|------------|
| (1) 公債に對する利子及年賦支拂額 | 5,000,000 |
| (2) 民間投資に對する利子及配當支拂額 | 2,000,000 |
| (3) 船舶の運賃及保險料 | 3,000,000 |
| 合 計 (比島側支拂分) | 10,000,000 |
| (4) 比島に於ける米國陸海軍經費 | 10,000,000 |
| (5) 老兵局 恩 給 | 1,250,000 |
| (6) 布哇及米大陸在留比島人送金額 | 2,250,000 |
| 合 計 (米國側支拂分) | 13,500,000 |
| 差引 米國側支拂超過額 | 3,500,000 |

比島の對米主要輸出品 (單位比)

| 輸出品別 | 一九三〇—三四年平均額 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|------|-------------|------------|-------------|
| 砂糖 | 一一六、六一九、七五八 | 六五、八九八、三四一 | 一一三、八五四、三六七 |
| 椰子油 | 二二、一二一、九八九 | 二四、〇〇八、一〇五 | 二六、二七三、八二七 |
| 椰子 | 一一、八四九、六一二 | 一八、二二二、〇二〇 | 一九、五四四、九六四 |
| ア、コ | 六、五三六、〇六七 | 七、六二二、〇一九 | 一〇、六七三、四二一 |
| 乾燥 | 四、一三〇、八三一 | 七、八八三、八七六 | 八、七〇六、二七六 |
| 織維 | 五、三九四、三六六 | 九、九七八、六三六 | 八、三六八、五二二 |
| 葉卷 | 五、八五四、四二二 | 六、〇六〇、四三六 | 四、七四四、三六二 |
| 木末 | 一、四四五、〇二〇 | 一、九四四、九七三 | 二、三八〇、五一九 |
| コ、ラ | 四二三、一五四 | 一、二三五、三五九 | 二、〇六八、四九四 |
| 織詰 | 三七五、一〇三 | 三一四、七二八 | 一、〇〇二、九九七 |
| 網 | 一、二二六、〇六八 | 一、二五七、九一八 | 八九九、三三三 |
| 植物性 | 一、一九五、二五五 | 四〇六、九二八 | 八二三、二七二 |
| カ、ツ | 一八、七四九 | 二二六、五三五 | 六八〇、〇四五 |
| カ、ム | 四七三、九一七 | 五三四、七四九 | 六四六、〇七一 |
| ゴ、ム | 二八三、三八七 | 四〇七、〇〇二 | 四六〇、七三六 |
| 眞珠 | 六〇一、六〇一 | 四七四、七九三 | 四三七、〇二一 |
| 煙草 | 六一〇、九二〇 | 五〇四、〇〇六 | 三七三、二八八 |
| 龍舌蘭 | 一一三、四六六 | 九〇、四四二 | 二九六、六九一 |

タローム鐵鏡
糖蜜及シロップ
植物性バター

四八九、一〇四
一九、五一一
二三五、五三四
八八三
二二六、七九一
二一九、一五五
二〇五、五九七

比島の米國よりの主要輸入品 (單位比)

| 輸入品別 | 一九三〇—三四年平均額 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 鐵、鋼、鐵、同製品 | 一九、〇九三、五四九 | 一七、〇三二、〇八〇 | 二四、五八一、五二一 |
| 綿布、綿織物 | 一七、三六七、七三七 | 一三、五三四、九四一 | 一三、五六四、九一一 |
| 自動車及車輛類 | 八、四九九、四八三 | 七、六五五、三八四 | 九、五二四、五七三 |
| 草類 | 五、二一六、七一七 | 七、三九二、一七三 | 七、〇三一、一九七 |
| ガソリン | 五、二六九、八八五 | 六、六二四、〇七七 | 五、八四三、一二六 |
| 電氣機械器具 | 五、〇八二、二五三 | 三、七一五、六一六 | 五、〇四〇、七一 |
| 紙及同製品 | 四、五三四、五八八 | 四、九五九、六四二 | 四、六二六、四九一 |
| 紙及同製品 | 三、〇一八、七二〇 | 二、九二九、五〇四 | 三、九九一、〇三六 |
| 紙及同製品 | 三、一六七、五五七 | 三、四四九、五七七 | 三、七〇八、八八八 |
| 化學藥品染料 | 四、八三一、六七一 | 二、四四四、六九〇 | 三、〇九三、四七七 |
| 小麥 | 二、七三八、五三六 | 二、九五九、八四五 | 三、〇一六、九九一 |
| 石油 | 一、六三五、五〇九 | 二、二九二、七九八 | 二、六〇八、四〇七 |
| 肥料 | 四、六四二、五一三 | 三、二五〇、五七九 | 二、四四四、六九六 |
| 皮革及同製品 | 二、一一九、七四〇 | 二、〇二三、一八七 | 二、三四五、五二一 |

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 果物及堅果 | 一、八五三、一九八 | 一、九八一、九一一 | 二、一四七、一三三 |
| 原油 | 二、四五七、四一〇 | 二、三二七、三九〇 | 二、〇九八、五四二 |
| 滑油其他油 | 二、一三三、九三四 | 一、六七九、三四二 | 一、八〇九、八六九 |
| 肉類 | 九、九三三、二二〇 | 一、八八〇、八六四 | 一、七八四、三八七 |
| 爆及人絹同製品 | 一、〇六八、九二五 | 一、三一二、四七〇 | 一、七三八、二六〇 |
| 絹及同製品 | 一、九七〇、六九六 | 一、九四一、一三二 | 一、六八四、二五〇 |
| 蔬菜類 | 一、二七七、〇四三 | 一、五三五、六五〇 | 一、六六七、九〇一 |
| 魚及同製品 | 一、八四五、〇〇一 | 一、四〇九、一〇四 | 一、五六七、七五一 |
| 塗料、顔料、ワニス | 一、一二一、二六九 | 九三八、五二二 | 一、三八七、四一七 |
| 香水其他化粧品 | 九八〇、六〇五 | 一、〇七八、二八七 | 一、二六八、八九〇 |
| 映寫機フィルム等 | 一、四四七、四一九 | 一、〇一六、四五三 | 九九五、八一七 |
| 石鹼 | 一、〇八〇、九二八 | 七〇二、九七五 | 八二六、七一〇 |
| 木及同製品 | 六二一、八一 | 六〇〇、一八〇 | 六七〇、四九八 |
| 穀子及同製品 | 四八一、四九二 | 五五八、〇〇三 | 六四〇、八七〇 |
| 硝子及同製品 | 四六〇、一九四 | 六三三、四〇五 | 六三七、三五五 |
| コ、ア及カ、オ | 二二三、四四四 | 四四八、〇四〇 | 六〇〇、二〇七 |
| 寫真機同用品 | 四九二、二五二 | 四七一、四一〇 | 五九九、二八五 |
| 衛生器械 | 三三一、九九二 | 二七一、六八六 | 四七五、五〇九 |

今比島の主要生産物の個々に就て米比貿易の現状より將來を卜して見るならば、先づ第一に砂糖だが、之は國內消費は僅に全生産の七%で残りの九三%が殆ど全部米國市場に販路を求めて居た、所が一九三四年五月九日ジョーンズ・コ

ステイガン法 Jones-Costigan Act が制定された爲めその販路は意外の制限を受けることとなつた。即ちジョーンズ・コス
 タイガン法は先づ米大陸の甜菜糖の生産最低割當を粗糖の一、五五〇、〇〇〇短噸、甘蔗糖を粗糖の二六五、〇〇〇、〇〇
 〇短噸と定め、若し米大陸の一年の消費が六、四五二、〇〇〇噸以上を必要した場合には米大陸の生産地はその最低割當
 量の外に更に純増加の三〇%を割當てられ、その残餘(六、四五二、〇〇〇噸より一、八一〇、〇〇〇噸を控除した)を米
 大陸外の生産地に配分し、その割合は一九二五―三三年間の「最も代表的」年度に米國に輸入された量を基準とすべき
 ことを定めたものである。故に若し米國農務長官が米國の或る年の砂糖必要消費量を六、四五二、〇〇〇噸と決定したと
 するならば、米大陸外の生産地は増加量の七〇%を割當てられるが、若しその決定が六、四五二、〇〇〇噸以下であつた
 とすると、此等の外洋地方の合計量はそれだけ減する勘定である。

一九三四年の割當は同年六月九日農務長官によつて決定され、米大陸の必要消費量は粗糖の六、四七六、〇〇〇噸とさ
 れた。従つて規定量六、四五二、〇〇〇噸より多し二四、〇〇〇噸の三〇%が米大陸割當に追加された。次で一九三五年
 は六、三五九、二六一噸と決定され、一九三六年には修正割當量が六、八一二、六八七噸と定められた。
 一九三四年十二月四日には時の比律賓總督も米國の砂糖割當制に應じて砂糖制限法を裁可し比律賓の米國向輸出量の
 外、島内消費量と非常豫備量を決定する權能を與へられ、一九三五年の比律賓消費量を七〇、〇〇〇噸、非常豫備量を
 一〇〇、〇〇〇噸とした、そして米國の比律賓への割當は一九三四年以後左の如く定められた。

然るに一九三四年は比律賓の砂糖生産は近年稀の豊作で割當が決定された時には既に收穫が行はれた時であつたの
 で、割當以上の對米輸出が行はれその割當超過量は翌年分へと持越された爲め、一九三五年の割當は左記の如く九八

比島の對米輸出砂糖割當 (單位短噸, 粗糖)

| 1934年 | 1935年 | | 1935年 | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------------|---------------|
| | 原 割 當 | 修正割當 | 原 割 當 | 六月廿日 六 條 正 | 六月廿七 日 修 正 |
| 1,015,185 | 991,308 | 981,958 | 998,110 | 1,098,738 | 1,000,829 |

あることで、比島内にある米國糖業資本も一大整理を必要とするのではないかと觀察される。

一、九五八噸と決定されたが實際の輸出量は四六%減の五二四、六〇六噸に過ぎなかつた。更にタ・マ法の經濟條項によつて比律賓砂糖の米國向輸出が制限を受けることは既報の通りである。故にジョーンズ・コステイガン法に代るものとして一九三七年九月一日ルーズヴェルト大統領によつて署名裁可された新砂糖法により一九三七年の比島砂糖の割當は粗糖にして一、〇八五、三〇四噸と定められたにも拘らずタ・マ法による無稅輸出量は九九八、四九九噸と制限されてあるので、比島の砂糖生産者は此の有利な割當による輸出を中止し、右差額の八六、八〇五噸は結局前記砂糖法第二〇四條(A)の規定によつて玖馬以外の外國に再割當された。一九三八年の比律賓割當量は一、〇五七、四一六噸と決定されたが、タ・マ法によれば同年の無稅輸出量は約九八五、〇〇〇噸なるを以て、これ亦不足分の七萬噸は他國へ再割當られることとならう。

以上の制限に加ふるに比國市場に於ける比律賓糖の價格は外國糖に比して相當高價である。故に米國市場に於ける砂糖の値段が低落し米國の砂糖に對する關稅が比島の生産費と運賃をカバーし得なくなつた時こそ比島の砂糖の運命を決する時である。而して世界の各國市場が砂糖に對しては高率な關稅障壁を設けて居る今日、比島の砂糖は何處へも其販路を見出し得ず、遂には生産制限か輸出減少より外に道はない譯で、曩に國家開發會社々長ホアキン・エリサルデ氏が、比律賓は今後砂糖の栽培を減じて棉花の栽培に轉向すべきであると主張したのも理由

コ、ナッツ産業に就ても糖業と殆ど同業のことが言ひ得ると思ふ。唯だコ、ナッツ産業中コ、ナッツ・オイル即ち椰子油の生産に於ては比律賓は世界生産額の約半額を出し、米國を市場とする競争者に玖馬の如き國が無いことが比律賓にとつての強味である。併しその輸出額の八〇%以上が常に米國向であることは砂糖と同様で、コブラ(椰子の果肉を乾燥したもの)もその輸出の七〇%以上が常に米國に吸収されて居る。而かもこのコ、ナッツ産業は比律賓政府にとつては重要な財源で毎年直接、間接コ、ナッツ産業から上がる収入は實に全國庫蔵入の一〇%を占むる事實に鑑みる時その前途に種々な障碍の横はることは當然比律賓の經濟的前途に暗影を投ずるものとして警戒の要がある。況んや近年米國は比島からコブラを輸入して椰子油は全く米國の工場で製造する等の方策を採りつゝあるに於てをやである。煙草はタ・マ法の經濟條項によりコンモンウェルス政府樹立後五年間は無制限に米國に無稅で輸出出来るが、五年後からは米國關稅の五%から始めて十年目までに二五%まで遞増され更に一九四六年七月四日からは比島産の煙草も他の外國品並の完全な關稅を拂はねばならぬことになつて居る。此の輸出税又は輸入税が比島から米國に行く煙草(主として葉卷)にとつて如何に痛手であるかは次の表を見ても知れる。

A級比島産葉卷に對する輸出税及輸入税と小賣値との關係

(コンモンウェルス政府樹立後六年目を第一期、七年目を第二期とす、以下之に準ず。價格はA級品一千本の値段)

| 期 間 | 小 賣 値 | 國內消費税を控除した輸入業者への値段 | 米國の輸入税率 | 輸出税額一千本に付 | 輸出税納付後の純利益 | 輸出税又は輸入税の從價稅相當率 |
|-------|-------|--------------------|---------|-----------|------------|-----------------|
| 第 一 期 | 二五弗 | 一三・一七弗 | 五% | 四・二〇弗 | 八・九七弗 | 三三・九% |

| 第 二 期 | 第 三 期 | 第 四 期 | 第 五 期 | 獨 立 後 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二五弗 | 二五弗 | 二五弗 | 二五弗 | 二五弗 |
| 一三・七 | 一三・七 | 一三・七 | 一三・七 | 一三・七 |
| 一〇 | 一五 | 二〇 | 二五 | 三〇 |
| 八・元 | 三・五九 | 六・七 | 二〇・九七 | 八三・五 |
| 四・七八 | 〇・五八 | 一 | 一 | 一 |
| 六三・七 | 九五・六 | 一三・四 | 一五九・二 | 六三七・〇 |

一九三五年七月一日から一九三六年六月卅日に至る會計年度に米國が比島から輸入した葉巻は約一億八千八百萬本で、その中の九〇%は小賣値を一本五仙以下と規定された下級品（A級）で、而かも米國では前表に示す如く二本五仙（千本に付廿五弗）で小賣された。斯かる下級品に對する税金の負擔が高級品に對する以上に重い關係上現行規定のまゝで推移するならばコンモンウエルス政府樹立後九年目からは比島産葉巻は米國市場で利益を揚げ得ない計算になる。それならば高級品は如何かと云ふに高級品では到底米國製品の敵ではない、剩へ最近では低級品も米國の機械製葉巻に壓迫され勝ちであるから比島産葉巻の米國市場に於ける將來は全く悲觀的である。

葉巻は以上の如き状態であるに反して、巻煙草は米國から年々比島向輸出増加の傾向にあることは左表の示す通りで、其後一九三六年には前年に比し若干減少したが、それでも尙ほ十八億九千三百九十一萬餘本（價額五百八十五萬八千五百七十一比）を米國から輸入し、一九三七年にも十八億二千八百九十一萬餘本（價額五百八十七萬二千二百三十比）を輸入して居る。之を葉巻の米國向輸出と相殺する時は一九三六年の如きは寧ろ比島側が七十六萬五千九百十八比の借越である。

比島消費巻煙草と米比供給率

| 年 | 推定消費量 (單位百萬本) | 比島生産量 (單位百萬本) | 消費總量と の比率% | 米國よりの輸入量 (單位百萬本) | 消費總量 との比率% |
|-------|------------------|------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 一九二六年 | 五、三二七 | 四、九〇三 | 九二・二 | 四二五 | 七八 |
| 一九二七年 | 五、四九九 | 四、九二四 | 九〇・二 | 五三五 | 九・八 |
| 一九二八年 | 五、五三〇 | 四、八八一 | 八八・二 | 六五〇 | 一一七 |
| 一九二九年 | 五、七〇六 | 四、八一 | 八四・三 | 八九五 | 一五・七 |
| 一九三〇年 | 五、六四二 | 四、六五九 | 八二・六 | 九八三 | 一七・四 |
| 一九三一年 | 五、〇三二 | 四、二二七 | 八三・八 | 八〇四 | 一六・二 |
| 一九三二年 | 五、四七九 | 三、九二九 | 七二・七 | 一、五五〇 | 二八・三 |
| 一九三三年 | 四、五七三 | 三、五三三 | 七九・〇 | 九四〇 | 三二・〇 |
| 一九三四年 | 四、六七七 | 二、九五一 | 六三・一 | 一、七二六 | 三九・九 |
| 一九三五年 | 五、〇二七 | 二、九七一 | 五九・一 | 二、〇五六 | 四〇・九 |

アバカ（マニラ麻）だけは米國に競争品なき爲めタ・マ法の經濟條項により直接影響を受けることは殆どないが、將來無稅輸入の特權を廢された場合は樂觀を許さないものがある。過去の統計に見るも一九〇三年頃はアバカは比島全輸出額の六八%を占めたものが一九三六年にはアバカと綱索を合して漸く全輸出額の一三%に過ぎない、尤もそれだけ他の輸出品種と額の増加を示すものではある。

木材及製材に就ては米國は量に於ては日本に一籌を輸するが、金額に於ては比島産木材最大の購買者で高級良材は多

く米國に輸出される。木材がタ・マ法の經濟條項の制限を受けることは他の主要輸出品と同様であるが、獨立の曉に於ても米國の輸入木材に對する現行關稅が急激に引上られざる限り、比島の木材の米國行は大なる影響を受けるとは思はれない。殊に米國太平洋岸諸州への輸出に於ては比島産堅材は運賃に於て遙に有利な立場にあるから此の點は寧ろ前途有望である。

比島からの刺繡品は米國の市場ではプエルトリコからの輸出品を競争者とするだけであるが、品種の多様と價格の低廉に於てプエルトリコの品が勝つて居る。又比島獨立の曉完全な關稅が比島産刺繡に課せられることとなれば相當大打撃を受けることとならう。

以上敘べた如く比島の對米貿易はタ・マ法の經濟條項その他により多大の影響を受くるは勿論凡ゆる方面に於て比島にある米國人の投資の縮小、減退ともなるであらうことは比島コンモンウェルス憲法第十二章天然資源の保存及利用に關する左の第一條の規定によつても明白である。

第一條 比島ノ公有ニ屬スル一切ノ農業地、森林、鑛業用地、水、鑛物、石炭、石油及其他ノ鑛油、電力及一切ノ動力並ニ其他ノ天然資源ハ國家ノ財産ニシテ、其處分、採取、開發、利用ハ比律賓市民又ハ同市民ニヨリ資本ノ六〇%以上ヲ所有セラル、會社又ハ組合ニ限ル

茲に於てかタ・マ法制定後未だ數年ならざるに既にタ・マ法修正説擡頭し來ると共に假令同法の修正が困難なりとするも、同法第十三條に規定された米比通商會議に於て出来る限り有利な條件の取極を米國と協商し、一方タ・マ法の不備缺陷を補ひ他方獨立準備期間から、更に獨立後の比島の經濟的建直しに資せんとの運動が行はれて居る所以でもある。

此の運動の一つに米比間互惠通商條約締結の運動がある。

比島に於ける米比互惠通商條約締結運動は一九三四年八月三日マニラ市ワクワク・ゴルフ俱樂部に米比實業家の一團が會合して、米比間互惠通商關係樹立を目的とした協會設立の協議をした時に始まる。此の會合の結果生れたのが米比通商共同委員會で米國が他國との通商條約締結に關し互惠通商條約令を公布した一九三四年六月十二日より僅に五十二日目である。此の間に米國は玖馬、コロンビヤ、白耳義、ハイチ、瑞典、蘇聯、ブラジル其他の諸國と新通商條約を締結した。當時比島としては米國との通商條約の協定は最も急速を要すると共に重要關心事であつた。此の點を考慮したマーフィ總督は先づ總督令第七八〇號を以て通商會議の基礎委員會とも云ふべき二個の委員會を任命した。一は財務長官、農商務長官及工務總長官より成る三省聯合經濟委員會であり、他は國家經濟保護政策協會々長ベニト・ラソン氏を委員長とし、前農業資源長官アルナン、商務局長バルマセダ、比律賓大學商業科教授コンラッド・ベニテス、比律賓製造會社々長ケネス・デー、財務次官ゴメス、比島商業會議所會頭マドリガル、太平洋商業會社副社長ボンド、米國商務官リチャーズの諸氏を委員長とする専門通商委員會である。米國政府側からは既にフランク・エー・ウォリング、ベン・デイ・ドルフマンの兩博士來比して會議開催に關する資料を蒐集して中間報告として提出されたものが一九三七年五月米國關稅委員會によつて發表された「米比通商報告」(United States-Philippine Trade. With Special Reference to the Philippine Independence Act and Other Recent Legislation)である。同報告書は第一部に於て比律賓と其の貿易關係と題して比島の地勢から説き起して比島の國際收支に及び、第二部は比島の輸出品と題して(イ)砂糖、(ロ)椰子實産業、(ハ)鑛物、(ニ)アバカ、(ホ)煙草、(ヘ)刺繡業、(ト)木材と丸材、(チ)其他の輸出品に關し論じて將來への見透しを述べ、最後

の第三部に於ては米國の對比投資に關し論じ「此等米國の投資（一億六千三百四十九萬九千五百弗）の状態は獨立法が比律賓の農業、工業及商業に及ぼす經濟的影響如何に因る所大である」と結論して居る。

斯くて同年春ケソン大統領の米國訪問によつて國務省代表者との間に豫備交渉開始され、次で四月十四日には國務次官補セーヤー氏を委員長とし、國務省比島事務局局長ジョセフ・ジェーコブ氏を首席委員とする米國側委員六名と、比島司法長官ユーロー氏を首席委員とする比島側委員六名より成る共同専門委員が任命された。第一回會議はセーヤー國務次官補を議長として四月十九日華盛頓府に開會、爾來現地及華府に於て協議會、公聽會を開くこと數十回その間に委員長の更迭（後任は前土耳其大使ジョン・マクマレー氏）、協議範圍の擴大に伴ふ副委員會（經濟調節委員會、財政委員會、政治軍事委員會及通商委員會）の設置等があつて、一九三八年五月二十日華府に於て調印されたものが米比共同委員會勸告書でこの勸告書が一九三九年度米比兩議會に提出されて愈々米比間の關係を決定する重要關鍵となるものである。

米比共同委員勸告書は十一月一日華府とマニラに於て同時に公表されたがその要領左の如し。

- 一、比律賓獨立期を一九四六年以前に繰上ぐることはコンモンウェルス政府の財政に悪影響するところあるを以て之を許さず。
- 二、米比間の政治關係は再検討の必要を認めず故に一九四六年の獨立期には變化なし。
- 三、米國々庫より加工税及「臨時收入」の名目に於て比律賓に交付されたる基金の支出に關しては米國大統領が一九四六年まで指導監督權を有す、若し米國大統領の判斷に於て該基金が獨立狀態への經濟的調整に使用されずと思惟したる時は、米國大統領は將來之が拂出を停止することを得。

四、コンモンウェルス期間の米比間經濟關係の變更はタイディングス・マクダファイ法の修正により之を行ふべし

五、獨立後の米比間特惠貿易關係及一九四六年比島獨立後の其他の關係形式に就ては比律賓政府と米國政府間の新條約又は協定により規定せらるべし

六、比島産物の對米輸出は規律的遞増輸出税の徴收にあることを勸告す

七、米比特惠通商關係期間の比律賓の砂糖輸出量は粗糖八十萬噸とし之を恒久的割當とす、此の割當に對し比律賓砂糖生産者は五%の遞増輸出税を支拂ひ、一九四六年に二五%に達し、爾後毎年増率して一九六〇年に至り完全なる米國の輸入税の一〇〇%を支拂ふに至るべし

八、煙草、椰子油、刺繡及眞珠ボタン等の産業に對しては特別の規定を設くべし、但し椰子油、眞珠ボタン、煙草殊に葉巻に對する無税輸入割當量は毎年五%宛遞減して一九六〇年に至りて無税輸入を停止すべし、但し右期間と雖も無税輸入制限額を越ゆる輸入品は通常輸入税を支拂ふべし

九、綱索の恒久割當は六十萬封度とす、但し規定の輸出税を支拂ふべきことは勿論なりとす

尙ほケソン大統領は右勸告書が調印さるゝ以前華府に於てセーヤー國務次官補と連名で左の如き共同聲明書を發表して居る。

「比律賓にその國家經濟調整の妥當なる機會を與ふる爲め、米國と比律賓間の特惠通商關係は可及的速に終止せしむることに同意す、而して其後の兩國通商關係は非特惠的相互條約により規定せらるべきものとす」

要するに米比通商關係の將來の決定權は依然米國にあるは勿論で、今後の米比通商條約の内容は米國政府が自國の農

業資本家のインタレストを何の程度まで犠牲にし得るか云ふことと、米國品の市場としての比島の經濟的將來にどれだけの有望性を認めるかと云ふ點と、比島の軍事的價值、殊に海軍作戰上の價值を如何に見積るかによつて決定せらるゝものと思惟される。

附 NEPA 運動

米比通商關係を論ずる當つて附言せねばならぬことは NEPA 運動である。NEPA とは National Economic Protectionism Association の略稱で、既に前章に於て國家經濟政策協會と譯したもので比島の經濟的獨立を目的とした國產品獎勵の爲めの機關である。初代會長はベニト・ラソン氏であつたが現會長は前比律賓ナショナル銀行總裁ラファエル・コルプス氏で、名譽會長にはケソン大統領を推戴して居る。同協會の組織されたのは一九三四年十一月十九日でその目的は同協會の定款に掲げられた左の條項に明白である。

- 一、地方生産品の消費に對し廣く國民の關心を喚起すると共に、國家經濟保護主義を躍動せしむる目的を以て比律賓全島に大々的宣傳を組織實行する事
- 二、新産業を起し現行地方産業を發達させ比島人の内外貿易参加を獎勵する如き法律を提案且つ支持すると共に、他方比律賓の經濟的利益に有害なるか、又は比律賓人の勞働に不利益と思惟するゝ如き方法、手段に對してはそれが比島内たると外たるとを問はず極力反對する事
- 三、比律賓の經濟的利益の保護に必要又は適當と思惟するゝ手段を講ずると共に、不當且つ不正なる外國の競争に對し必要且つ適

切と思惟するゝ方法を探る事

敘上の如く其の目的が國產獎勵にある爲め其半面からは外國品排斥運動とも見られる。故に在米十五年で當時歸比したばかりの比島經濟學者ヴィセンテ・ヴィラミン氏の如きはネバ運動は米比通商關係を侵害するものだ等の説をなして政府の矛盾政策を攻撃したが、時のネバ會長ラソン氏は之を反駁してネバは比律賓の産業化と比律賓人の内外貿易への参加を目的に經濟的自給自足に到らんとするもので、外國との貿易關係の改善こそ計れ之を破壊するものでは斷じてないと述べ、同協會副支配人であつたエリセオ・キリノ氏も左の如き反駁聲明書を發表した。

「タ・マ法によつて比律賓は新政治状態に入つたが、之が交換條件として米國は比島の自由貿易權を剝奪し、之が爲め比島の物質的福祉は致命的打撃を受ける事となつた。茲に於て一部の不平分子は其非難攻撃の矢をネバ運動に向け來た。併し吾々は何人とも又如何なる團體とも爭論せんとするものではない。吾々は經濟的安定を得る方法として外貨排斥を獎勵せんとするものではない。否な寧ろ吾々は比島の生産せざる必需品を吾々に供給する外國との貿易關係の増進を計らんとするものである。吾々は又一方的國家産業に偏重して不當利得を目的とするのではなく、寧ろ生産と統制に於ける能率増進によつて消費者の利益と救済を企圖するものである。更に吾々は穩健な形式としての自給自足的孤立政策を採らんとするのではなくして、國家的紀律と社會的保護の下に比島の産業を發展増進せんとするものである」

ネバ運動は民衆の中に入つて相當活潑な宣傳運動を續けて居るが、最近實施されつゝある方法としては主に次の七方法が講ぜられて居る。

- (一) 民衆的會合 各都市、州地方當局の主催又は後援によつて民衆の會合を開き、此會に知名の士を送つてNEPAの趣旨目的等を講演させること
- (二) 學校利用 一九三五年には七月卅一日をネバ・デーとして全島の公立學校に於てネバ運動に關する講演を行つたのを初めとして、各大學に於てもネバ・プログラムを實行して次の時代の國民への呼びかけに努めた
- (三) 新聞雜誌の利用 米國人の經營にかゝる英字紙マニラ・プレティン紙を除く全島の新聞雜誌が同運動に賛成して相當の紙面をネバ運動に提供し、時には特輯號を出して熱心に之を支援して居る
- (四) ラヂオ利用 此の宣傳は毎週木曜と土曜の二回定時にKZRM、KZIMの兩放送局を通じて無料で放送されて居る、プログラムは主として講演である
- (五) 郵便利用 此の種の宣傳は全島約十五萬人の人々に對するネバ宣傳物の發送によつて行はれて居る
- (六) 國產週間 これは一九三五年八月下旬に Made in P. I. Week を催して好成績をあげ、爾來毎年數回に亘つて之を開催し、又國產品獎勵共進會をも開いて比島產製品の獎勵を行つて居る
- (七) 市會及州會を通しての宣傳 國家經濟保護政策協會が半官半民の法人たる立場を利用して、各市、各州の議會内にNEPA支部を設置して議員連が國產獎勵の先鋒となれとの運動であるが此の運動だけは未だ組織されて居ない以上がNEPA運動の目的と其宣傳方法であるが、一九三五年五月一日には此の運動を表象するNEPA旗が制定されて各種の會合に國旗と共に掲揚されて居る。

【註】趙汝适 「宋の人、太宗八世の孫、嘗て福建路市舶提舉の官にあり、諸蕃志の著あり。(中國人名大辭典)」

四 日 比 貿 易

日比貿易は第三篇歴史の項及第七篇第四邦人の發展の項に述べた如くマゼランの比島發見以前から既に交易制により行はれて居た事實は明瞭であるが、貿易統計として近代の記録に残るものは一八五八年(安政五年)比律賓から日本へ向け總額僅か九百三十六比の輸出があつたのが最初で、その翌年には三百二十五比、更に一八六二年(文久二年)には九百九十四比の輸出があつたゞけで、輸入の記録は一八七四年(明治七年)日本から始めて一萬二千八百十四比の品物が比島に入つて居る。その時比島から日本へは三百比の輸出があり合計一萬三千百十四比の貿易額で差引一萬二千五百十四比の輸入超過であつた。それから以後は一八七五年、七六年、七八年、八二年、八三年の五年に輸出がなかつた以外毎年貿易行はれ、一八九三年(明治廿六年)には比律賓は日本から二十九萬八千六比を買ひ、四十九萬八千六百六十六比の商品を日本に賣つた。爾來一九〇五年頃までは日比貿易は殆どバランスが取れて居たが、一九〇六年より一九一一年頃までは日本に有利な片貿易であつた。それが一九一二年頃から又相互の輸出入額平均したが、一九一八年からは再び比律賓は日本から輸入超過の状態となつた。日比貿易を列國の對比貿易と比較する時は僅か十數年の間に實に隔世の感がある。即ち一九〇九年(明治四十二年)には比島貿易は米國が四千二百三十萬比を以て第一位を占め、次は英國(二千四百四十萬比)、第三佛國(千六百六十萬比)、第四佛領印度支那(九百四十萬比)、第五支那(八百二十萬比)で、日本は三百五十萬比を以て漸く第十位を汚すに過ぎなかつたものが、十年後の一九一九年(大正八年)には左の如き數字

を以て一躍第三位に上り、更に十年後の一九二九年（昭和四年）には第二位に躍進し、爾來その地位を維持して居る。
 對比貿易額と列國の地位（單位千比）

| 順位 | 國名 | 一九一九年 | 一九二九年 | 國名 | 一九三七年 |
|----|--------|---------|---------|-----|---------|
| 一 | 米 國 | 二六四、三〇〇 | 四三四、一〇〇 | 米 國 | 三七〇、一九三 |
| 二 | 英 國 | 四、五〇〇 | 三、一〇〇 | 日 本 | 五三、三三三 |
| 三 | 日 本 | 四、一〇〇 | 三、〇〇〇 | 英 國 | 一七、六八九 |
| 四 | 支 那 | 一九、七〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 獨 逸 | 一一、九一〇 |
| 五 | 佛領印度支那 | 一六、六〇〇 | 一六、八〇〇 | 支 那 | 八、五五六 |

併し第二位に躍進はしたが比島と自由貿易關係にある米國の壘を廢するには餘りに懸隔があり過ぎた、試に最近四ヶ年の日米兩國の對比貿易の統計を見るに左の如し。

比島の對日米貿易額比較（單位比）

| 日 米 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 本 國 | 一〇八、七三一、三五六 | 一〇八、七三三、〇〇〇 | 一一三、九九四、五二五 | 一二六、六〇四、〇七二 |
| 輸 入 | 一八三、六八七、一八七 | 一四九、八七二、〇七三 | 二二五、〇五〇、六九四 | 二四三、五八八、〇四五 |
| 輸 出 | 二〇、六九三、五四八 | 二四、三四三、九四九 | 二六、五三八、五三〇 | 三三、〇〇四、〇〇四 |
| 差 引 | 一六三、〇〇三、六三九 | 一二四、五二八、一二四 | 一八八、四九二、一六四 | 一九〇、五八四、〇七〇 |

| 年度 | 輸 入 額 | 輸入總額との比率 | 輸 出 額 | 輸出總額との比率 | 差引入超額 | 入超比率 |
|------|------------|----------|------------|----------|--------------|---------|
| 1923 | 16,108,689 | 9.20 | 15,390,418 | 6.37 | - 718,271 | - 4.46 |
| 1924 | 17,087,685 | 7.91 | 12,543,910 | 4.63 | - 4,543,775 | - 26.59 |
| 1925 | 21,889,872 | 9.15 | 11,735,380 | 3.94 | - 10,154,492 | - 46.33 |
| 1926 | 23,227,086 | 6.73 | 14,618,522 | 5.34 | - 8,608,564 | - 37.06 |
| 1927 | 22,185,451 | 9.58 | 15,447,704 | 4.96 | - 6,738,747 | - 30.37 |
| 1928 | 25,861,753 | 9.60 | 13,944,735 | 5.50 | - 11,917,018 | - 46.16 |
| 1929 | 23,879,095 | 8.11 | 14,259,084 | 4.34 | - 9,620,011 | - 40.28 |
| 1930 | 25,912,971 | 10.53 | 8,743,914 | 3.28 | - 17,169,057 | - 66.25 |
| 1931 | 21,953,481 | 11.05 | 7,176,621 | 3.45 | - 14,776,861 | - 67.30 |
| 1932 | 12,310,012 | 7.75 | 5,144,595 | 2.70 | - 7,165,417 | - 58.21 |
| 1933 | 11,363,204 | 8.43 | 5,921,782 | 2.80 | - 5,441,422 | - 47.88 |
| 1934 | 20,692,548 | 12.37 | 8,523,602 | 3.86 | - 12,168,946 | - 58.81 |
| 1935 | 24,342,949 | 14.23 | 10,718,729 | 5.34 | - 13,614,220 | - 55.92 |
| 1936 | 26,528,530 | 13.12 | 16,786,272 | 6.15 | - 9,742,258 | - 36.73 |
| 1837 | 32,204,014 | 14.76 | 20,029,821 | 6.57 | - 12,174,193 | - 37.80 |

即ち日本は貿易額に於ては米國の一〇%乃至一四%であり、比島貿易總額の七・五%乃至一〇%に過ぎぬことを考ふる時に徒らに第二の地位に満足することは出來ぬ状態にある。

右の日本の對比貿易の躍進に關し當時ロドリゲス農商務長官は左の如く語つて居る。

『日本が日比貿易關係に於て一九〇七年から一九二九年に至る僅々二十數年間に第十位と云ふ微々たる地位から第二位と云ふ上位に躍進し、今日も依然此の上位を維持して居ることは日本の組織ある計畫經濟政策の結果であるとは云へ實に驚嘆すべきものがあり、世界の貿易發展史上先例なき活躍である。殊に最近の日本が多くの列國の高關稅障壁と制限とを突破しての發展振りは、今後獨立國として世界列強の間に位し、經濟的に活動せんとする吾人に多大の教訓を垂れるものであり、同時に比律賓貿易が無限

の發展性のあることに吾人を覺醒させるものがある」
 最近十五ヶ年間の日比貿易額比島貿易總額との比率及貿易バランスは前掲の表の通りである。
 前掲の表によつて日本から比島への輸入が如何に躍進的傾向にあるかは知れるが、それは昔に金額に於てばかりでなく品目の増加に於ても然りである。殊に關稅其他に於て日本よりも遙に優先的立場にある米國に對抗して、僅に地理的接近と云ふ立場を利用してよく比島市場に喰込んで居る。一九三四年には日本は綿製毛布、タオル、編物、ボタン、エナメル品、紙及同製品、人絹等の對比輸出に於て米國を凌駕し、一九三六年には絹、石炭、洋傘、蠟、玩具、陶磁器、セルロイド製品、羊毛、コークス等の輸出に於て第一位を占め魚類及硝子製品の輸出額に於て米國に肉薄して居る。他方比島より日本への輸出は一九三四年頃一時スランプに陥つて居たが、最近又回復の傾向にある、併し時に一進一退を免れない、之は比島からの輸出品目の著しい増加が無いのにも基因する。即ち一九二〇年頃既に比島から日本に三十八品目の輸入があつたに對し十七年後の一九三七年に於て僅々十六品目を増加した五十四種に過ぎない。それもクローム鐵礦、マンガンを除いては餘り重要ならざる品目の増加で其個々の金額に於ても微々たるものである。その一方會ては年額八百萬比以上を輸入した砂糖が近年では全く一比も比島から日本に輸入されなくなつたのは餘りに榮枯盛衰の激甚さを痛感させられる。比島の對日輸出に於て衰退した品目を一九二〇年と一九三〇—三四年の平均額と一九三六年の三年度に就て比較して見よう。

衰退せる比島對日輸出品（單位比）

| 品 目 名 | 一九二〇年 | 一九三〇—三四年平均額 | 一九三六年 |
|---------------|-----------|-------------|---------|
| 砂 糖 | 八、三四二、二九八 | 一 | 〇 |
| コ プ ラ 粉 末 | 六三二、五一〇 | 二六三、二九五 | 〇 |
| 葉 煙 草 | 五七九、八二九 | 〇 | 〇 |
| 葉 煙 草 | 四九三、一三六 | 四四三、三三五 | 二四六、六九八 |
| 葉 煙 草 | 一九九、五〇〇 | 一八、七六一 | 一九、七二四 |
| 卷 煙 草 | 六四、一六六 | 四、九六六 | 一〇、二〇〇 |
| イ ラ ン イ ラ ン 油 | 三二、一〇〇 | 九五三 | 九、五九六 |
| パ コ ー ル | 六、五五五 | 二〇 | 一三二 |
| 網 索 | 一、六六五 | 四一〇 | 四九 |

今最近の統計により日比貿易品の重なるものを列記すれば左の如し。

比 島 對 日 輸 出 品

| 品 目 | 一九三五年 | | 一九三六年 | |
|-----|-------------|-----------|------------|-----------|
| | 數 | 金額(單位比) | 數 | 金額(單位比) |
| 鐵 砵 | 六五、七九、七九 | 六、三九、〇八四 | 五八、一三九、四〇三 | 九、四八九、九〇〇 |
| 鐵 砵 | 二八三、三〇三、八八〇 | 一、一四三、四八九 | 六、四、四三、五三九 | 二、八六六、三三七 |

| 品目 | 單位 | 輸入額(單位比) | | |
|------------|----|-----------|-----------|------------|
| | | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 |
| 綿布及同製品 | 疋 | 一一,二二,八八六 | 一三,〇七,八七 | 一〇,九四七,三五四 |
| 絹織物(人絹を含む) | 疋 | 一,九二,二二六 | 二,四五四,三三一 | 三,六〇九,三三三 |
| 鐵、鋼、鐵製品 | 噸 | 八七,三三三 | 一,三三三,四七四 | 一,八六〇,七五七 |
| 石炭 | 噸 | 六〇九,六〇〇 | 五九七,七三五 | 一,五七五,二八四 |
| 魚類 | 噸 | 七七,七七七 | 一,〇九五,三三三 | 一,二三八,二八一 |
| 蔬菜類(罐詰を含む) | 噸 | 五〇九,九九五 | 七一〇,一三三 | 七六三,六五三 |
| パン製造原料 | 噸 | 三三,七七三 | 四三三,九〇八 | 七〇五,七八八 |
| 硝子及同製品 | 噸 | 三三,三三三 | 五二四,七〇三 | 六二八,〇一九 |
| 陶磁器類 | 噸 | 三九,八八八 | 三九八,七三九 | 五三六,四八六 |
| 羊毛及同製品 | 噸 | 一五,三三〇 | 三三二,六七四 | 五〇四,〇〇〇 |
| ゴム及同製品 | 噸 | 一七,九七〇 | 三六一,三六三 | 四四一,六〇二 |

日本よりの輸入品

| 品目 | 單位 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|---------|----|------------|------------|------------|
| 其他 | 噸 | 一〇,一〇七 | 一〇,一〇七 | 四九,八三三 |
| 内國品輸出合計 | 噸 | 一〇,六五九,六四三 | 一〇,六五九,六四三 | 一六,六九三,五三三 |
| 旅行者持出品 | 噸 | 二,九六八 | 二,九六八 | 三〇〇 |
| 外國品再輸出 | 噸 | 五九,一一八 | 五九,一一八 | 九三,四二八 |
| 輸出總計 | 噸 | 一〇,七七八,七三九 | 一〇,七七八,七三九 | 一六,七八六,二七三 |

| 品目 | 單位 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|-------|-----|------------|-----------|----------|
| 木材 | 立方米 | 二〇九,〇三三 | 一,五四五,一四〇 | 二,三三四,三六 |
| 龍舌蘭 | 噸 | 七,四八一,七三三 | 四六二,八六六 | 六七〇,六二 |
| 葉煙草 | 噸 | 三,四五四,七三三 | 一九六,四四四 | 三三四,四九〇 |
| 糖蜜 | 噸 | 一,〇七三 | 二九八,三三一 | 二四六,九九八 |
| 貝殼 | 噸 | 一七,一五六,三三二 | 一九八,七〇四 | 三三一,三三四 |
| 毛皮 | 噸 | 四八一,〇〇五 | 一三三,一〇三 | 一三三,三三〇 |
| 種カ | 噸 | 二二〇,六七八 | 八三,五八八 | 九三,五六三 |
| 鐵子 | 噸 | 四三三,二八九 | 七,九二六 | 四九,九二一 |
| 鐵古銅 | 噸 | 三三三,二二 | 三,六二二 | 四九,〇七九 |
| 葉子 | 噸 | 二,三七三,五一一 | 一一,三六四 | 三,二八九 |
| 椰子油 | 噸 | 五二二,四〇〇 | 三〇,七三六 | 二九,四九三 |
| 膠及樹脂 | 噸 | 一一九,九九九 | 七八四,六五八 | 一九,七三三 |
| 卷煙 | 噸 | 四,五〇〇,〇〇〇 | 三〇,七三六 | 一九,七三三 |
| 油菓 | 噸 | 六〇〇 | 九,九二九 | 一〇,三〇〇 |
| 堅果 | 噸 | 一七,一〇一 | 九,九二九 | 一〇,三〇〇 |
| 草及同製品 | 噸 | 五二,一八二 | 一,二五〇,七 | 九,五九六 |
| 皮革 | 噸 | 一〇,一〇七 | 一,二五〇,七 | 九,四七 |
| 其他 | 噸 | 一,三三六,四六六 | 一〇,一〇七 | 二,八四五 |

| | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 輸 入 品 總 計 | 二〇、六九二、五四八 | 三四、三四三、九四九 | 二六、五三八、五三〇 |
|-----------|------------|------------|------------|

前表に就て先づ比島の對日輸出品の傾向を見るに金額に於て最も顯著なものは鐵礦、木材、アバカの激増であるが、將來への見透しよりするならばクロム礦の輸出であらう。又日本からの輸入超過率三七・八〇%にも達する片貿易を調整する意味に於ても日本は此の種原料を比島より多々に購入する要がある。一方比島側としては比島産資源の産業化を計つて輸入品防遏を講ずべきである。

次に日本よりの輸入品に就てあるが比島がスリガオ鑛山の如き世界屈指の埋藏量ある鐵鑛山を有しながら、日本からの鐵、鋼鐵及同製品の輸入が年々増加の傾向にあるは一見奇現象であるが、比島の工業が幼稚な間は止むを得ざる所であらう。魚類の輸入の如きも日本同様四面を海に包圍されたる島國たるにも拘はらず水産業及漁業方法等近代的發達をなさざる爲めその大部分の供給を日本に仰いで居る現状である。

日比貿易の發展の上に唯一つ遺憾なことは日支事變による新法令爲替管理、貿易統制の影響を受けてアバカ(マニラ麻)の輸入制限となつたことである。これは前記の表には未だ現はれて居ないが一九三八年の統計には反映して來るであらう。これは日本人の南方發展の一據點たるダヴァオの在留邦人一萬五千人の死活問題でもあり、唯ださへ片貿易になり勝ちの日比貿易を益々一方的のものたらしむる虞れがあるので我が政府當局も對策考慮中とのことで恐らくマニラ麻を原料とする輸出和紙とのリンク制若くは在留邦人の需要する臺灣米とのパーター制採用となるのではないかと觀察される。

日比貿易に於て特筆し得ることは最近數年來米比貿易、殊に米國から比島への輸出が減少の傾向にあるに反して、日比貿易は種々な不利な障礙を突破しつゝ、漸増の傾向にあることである。之は比島民が獨立法の實施によつて相當痛手を蒙つた米國との貿易關係の改善も必要だが、一萬哩彼方の後見國との關係よりも更に隣國に重要な市場の横はることと之と緊密な經濟關係に入ることに必要を自覺したに因るものと見られる。即ち一九三〇—三四年の平均輸出入額を比較するも日比貿易は左表の如き上昇傾向を辿つて居る。

日 比 貿 易

| | | | |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 一九三〇—三四年平均額 | 一九三五年 | 一九三六年 |
| 比島より日本へ | 卅,101,101 <small>比</small> | 10,718,712 <small>比</small> | 17,776,271 <small>比</small> |
| 日本より比島へ | 18,446,444 <small>比</small> | 22,333,949 <small>比</small> | 37,328,330 <small>比</small> |
| 輸 出 入 合 計 | 21,654,657 <small>比</small> | 18,614,763 <small>比</small> | 14,547,041 <small>比</small> |

之を箇々の品種に就て見るに肥料の輸出に於て一九三三年には第四位にあつた日本は一九三四年には和蘭を凌駕して第三位に上り、爾來その地位を維持し、野菜類の輸出額に於ては一九三三年に第二位にあつたものがその翌年以來第一位の支那を超越して之に代つて第一位となり、香水化粧品類の輸出に於ては一九三四年の第五位から翌年には第三位に上り、同商品輸出の本場たる佛蘭西の壘を摩するに至つた。併し最も素晴らしい進展を示したものは綿布の輸出であつた。一九三三年までは對比綿布の輸出に於て數量金額共に常に第一位にあつた米國が翌年の一九三四年には先づ數量に於て日本にその優位を奪はれ、一九三五年には更に數量に於てのみならず、金額に於ても日本に一籌を輸するに至つた。

驚愕したのは米國の綿布輸出業者で、同時に比島では日本綿布關稅引上問題まで擡頭し、マーフィ總督も此の事實を重大視して本國政府に報告する處あつた。綿布輸出業者組合の陳情と總督からの報告に動かされた米國政府は、日本政府と交渉協議の結果、日本側の讓歩によつて成立したものが一九三五年十月十二日公表された日本綿布對比輸出暫定制限協定で、協定内容は左の如きものである。

- (一) 日本の輸出業者は對比島綿布輸出量を年四千五百萬平方米に制限することを承認す尙ほ之に對し米國政府は日本輸出業者に對し最大限一割(四百五十萬平方米)の融通量を認む。
- (二) 右協定は一九三五年八月一日より向ふ二ヶ年間有効とす
- (三) 但右協定に關しては比島關稅の引上げは行はざることを條件とす

此の結果一九三六年に於ける日本の比島向け綿布の輸出量は前年の七千二百萬平方米から急に四千七百萬平方米に低下したが、他の一方米國の比島向け綿布輸出も増加せず、却つて日本からの輸出が動もすれば協定量超過の傾向さへあつた。爲めに第二年度に於ける日本の輸出量は前年度超過分を減量された程であつた。而して右協定は一九三七年、一九三八年と二回に亘つて有効期間の延長行はれ、一九三九年度分決定の際には據置の四千五百萬平方米であつたが、條件は稍や緩和された。之に關しては一九三八年八月廿六日米國國務省發表の左の記事が説明して居る。

「日本の比島綿布輸出割當協定による一年間の輸出總量は前年と同じく四千五百萬平方米であるが、之が輸出量を一年を通じて均等ならしめ、或期間に多量に殺到するを防ぐ爲め特別規定を設け、或は四半季に一千二百二十五萬平方米を超えた場合、或は此の量に達せざる場合は次の四半季分から差引き或は之を追加することが出来る、但しその分量は

二百二十五萬平方米を超過することは出来ぬことになつてゐる」

比島向綿布制限協定實施前後の日米綿布輸出比較表

| 年 | 日本 | | 米 | |
|-------|------------|-----------|------------|------------|
| | 輸出量(平方米) | 輸出金額(比) | 輸出量(平方米) | 輸出金額(比) |
| 一九三三年 | 二三、六八六、九八四 | 二、四二二、九〇五 | 六七、七一、六三九 | 一一、四〇二、七一一 |
| 一九三四年 | 五六、三五六、九八二 | 七、五五二、三六三 | 四三、三一〇、六〇三 | 一一、五四〇、〇三〇 |
| 一九三五年 | 七二、三七四、二六一 | 九、六七二、二六八 | 三五、二五〇、一九〇 | 八、三六七、七〇〇 |
| 一九三六年 | 四七、四一四、一二七 | 五、八八〇、四〇三 | 三二、七二九、四〇六 | 九、一三〇、四六七 |

米國輸出業者及米國當局としては日比貿易の進展による米比貿易の減退に多大の懸念を感じて居るが、比島當局側では日比貿易の緊密化と増進を熱望して居る。一九三四年夏日支貿易視察の爲め來朝した比律賓議員團(團長はマルセロ・ボンガン氏)の一行も歸國後日本の工業界が今後益々比島の原料を需要すること多きことを報告して、日支兩國及支比兩國間に互惠條約又は特惠通商條約の締結の必要を強調し、殊に日本が年々五億比以上の棉花(註1)を外國から輸入して居る事實を指摘して、比島は今後大規模の棉花栽培により日本の需要の大半に應じ得るであらうと棉花栽培の必要を勧告して居る。

日比貿易の有望性に就ては商工局長コルネリオ・バルマセタ氏も左の如く語つて居る。
 「日本對比輸出は既に確立された、殊に比島在留日本商人の小賣業に於ける發展は近年著しいものがある。將來比島の經濟上此の點は大に留意する必要がある。同時に工業國としての日本の需要する所と、農業原料輸出國としての比

律賓とは有無相通じ互惠的である。此の條件と日比兩國が地理的に相隣接して居る事實とは今後兩國間の貿易を最大限度に擴張せしむるに多大の効果あるであらう」

日比貿易の記述に當つて見逃し難い事實は前記バルマセダ商工局長の意見の中に言及された在比日本小賣商人の發展である。マニラ、セブ、イロイロ、サンボアンガ、ダグバン、レガスピー、バギオ等に於ける日本小賣商——主として雜貨品を取扱ふ所謂バサー *Basar* ——の繁榮は例の滿洲事變に際して在比支那人の間にまで波及した日貨排斥運動が、却つて日本人商人にとつては轉禍爲福の結果となり、從來比律賓各地の小賣商人として牢固たる地盤を作つて居た所謂華僑の勢力範圍に日本商人が侵入し、日本商品は日本商人自らの手で輸入し販賣することとなつたので、此の時に來比島に於ける支那小賣商人の地盤の大半は日本人小賣商人によつて奪はれ去つた。

比律賓駐在米國商務官バートレット・リチャーズ氏の調査によれば一九三二年頃までは比島の商業は支那商人が最も優勢であつたが、一九三五年頃には數に於てこそ支那商人が依然優勢だがその取扱高に於ては日本商人が支那商人を壓倒し、數年の間に比島の小賣商品の取扱高は日本商人三五%、支那商人及米國商人各三〇%の率に變化したと云ふ。今國內貿易販賣高總額と之が取扱高を日、支、比各國人別に百分率を以て示せば左の如し。

國內貿易小賣總額と日支比人取扱高

| 支那人 比島人 | 一九三三年(單位比) | | 一九三四年(單位比) | | 一九三五年(單位比) | |
|------------|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 取扱高 | 率% | 取扱高 | 率% | 取扱高 | 率% |
| | 19,289,000 | 50 | 23,812,000 | 50 | 18,737,000 | 56 |
| | 19,648,000 | 53 | 18,866,000 | 50 | 11,111,000 | 53 |

| 日人 其他 合計 | 一九三三年(單位比) | | 一九三四年(單位比) | | 一九三五年(單位比) | |
|----------------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|
| | 取扱高 | 率% | 取扱高 | 率% | 取扱高 | 率% |
| | 117,314,000 | 100 | 127,333,000 | 100 | 110,129,000 | 100 |
| | 112,319,000 | 95 | 112,409,000 | 88 | 111,874,000 | 100 |
| | 56,595,000 | 48 | 54,111,000 | 42 | 42,090,000 | 100 |

| | |
|----------------|--------|
| 資本金五百比以下の商店數 | 57,488 |
| 資本金五百比乃至千比の商店數 | 13,642 |
| 資本金一千比以上の商店數 | 8,344 |
| 合計 | 79,474 |
| 上記商店國籍別 | |
| 比島人商店 | 63,005 |
| 支那人商店 | 14,650 |
| 日本人商店 | 1,209 |
| 米國人商店 | 347 |
| 印度人商店 | 158 |
| 其他 | 285 |

要するに日比の關係は御朱印船による南蠻貿易の時代は別として、明治維新後日本人の比律賓への移住は近々三十年來のことであり、經濟的發展は列國に遅れること十五年以上であるが、能く此の短期間に比島の内外貿易に顯著な發達をしたことは日本人の組織的商業政策と進取的精神の致すところで、日本船が綿布其の他の日本品を船底に積んで往つては返り荷としてマニラ麻、材木等を積み歸り、而かも多くは直接生産港から需要港へ直航する等の方法をとつて、謂はゆる經濟的運輸を行なつて居る關係上、米國汽船會社、例へばダラー汽船會社の如く徒らに冗費のみ嵩んで實績をあげざるものとは大に趣を異にして居る。「通商は不生産國には繁榮せず」と

の諺が泰西にはあるが、比島が生産國である限り日本の對比貿易は益々發展すべく、比島の經濟的進歩に貢獻する所も必ず大であらう。而して日比の通商關係は米國が若し將來比島から手を引いた場合、その後へ代つて入り込む者は當然日本の商人であり日本の資本であらう。結論すれば米比の經濟關係が不振となればなる程進展するものは日比の經濟關

係であらう。

五 支比貿易

支比貿易に就て述べる前に先づ比律賓と支那との沿革を略述して支比の歴史的關係を明瞭にして置かう。

今日では香港マニラ間は海路三十六時間で到達し得べく、航空路によれば啓徳・グレイスフィールド飛行場間を僅々四時間足らずで飛行し得べく、往昔でも支那大陸から比律賓島中の北部呂宋へは戎克で三晝夜内外で行けた位であるから、支那比律賓間の交通が遠い昔から行はれて居たことは勿論で、記録こそないが歴史家の主張する所によれば西暦紀元前六百年、周の定王の時代、我國の神武帝の時代に既に一團の支那人が呂宋島に渡つた事蹟があると云ふ。更に下つて漢、宋、唐の時代には支那商人の來往する者漸く繁く、明の太祖の洪武五年（一三七二年）には呂宋から朝貢使來り、同永樂八年（一四一〇年）には明から三保太監鄭和を比律賓その他南洋諸國に遣し、鄭和に隨つて比律賓からも使節入貢したことが記録に残つて居る。併し支那人が永住者として比島に永住の居を定めるに至つたのは西班牙最初の比律賓總督ロベス・デ・レガスपी（一五六九—一五七二年）が支那商人保護の政策を採るやうになつてからで、一五八〇年には支那商人の爲めに Alcaçova (註²) なる交易所が設けられた。これまでは支那人は一定の時期を限つて沖貿易、即ち海上で船からの交易だけが許されて居たに過ぎなかつた。支那人の比島永住によつて製糖機械、機織機等が輸入され建築術、活版製造、製銅方法等が比島人に教へられた。今日尙ほ甘蔗糖精製機、大工道具等に支那名が残つて比島人の

常用語となつて居ることは此の方面に於ける往時の支那人の影響を物語るものである。併し比島に於ける支那人に對する政策は決してその恩に酬ゆるものではなかつた。最初は歡迎もしたが次には輕蔑から虐待となり、最後には虐殺となつた。又支那移民史側から觀れば南洋への支那移民は七世紀頃に始まり、先づ今の英領マラツカ、蘭領印度及比律賓への三航路をとり、次には十五世紀から十七世紀の中葉に至る時代で、清の世祖（一六四四年）の世には數百名の支那人が隊をなして南方へと移住した。歴史上有名な支那海賊林鳳（註³）が六十二隻の兵船に將兵二千、水夫二千、婦女子千五百人を分乗して今の南イロコス州沖に碇泊して附近村落を荒掠したのも此の頃で、次で甲螺隊の庄公が林鳳の部下七百を率ゐてマニラ攻略を企てたのは一五七四年十一月廿九日の眞夜中のことであつた。併し其後平和な移住者としての支那人の渡航も漸く繁くなり、マニラ初代の僧正ドミンゴ・サラサールの報告によれば一五八六年頃マニラだけで六千餘人の支那人あり、此の外郊外に居住した漁夫、庭師、職人等を合すれば裕に一萬人に達したと云ふ。支那人が商才と賄賂の術に富んで居たことは此の頃から既に知られて居たと見え、時の總督ニオ・デ・タボラ（一六二六年—一六三二年）から西班牙國王への奏上報告の中に左の如き一節がある。

『支那人は金儲けも巧妙であるが賄賂にも氣前がよい、比島内の商賣と云ふ商賣は殆ど全部彼等の支配する所となつた。支那人による通商貿易がなかつたら比律賓は自ら支へ得なかつたかも知れぬ。西班牙人は僧侶たると俗人たるとを問はず、食料品、衣類、靴に至るまで殆ど支那商人の手を煩はさぬものはなかつた。従つて彼等は至る所保護者と顧客とを持つた』

十七世紀の初めには約二萬五千餘の支那人が在住した。時偶ま一六〇三年明の神宗の使者と稱する者マニラに來り、

呂宋島カヴィテに「黄金の山」ありと傳へ聞き見物に來たと稱して總督の賓客となり、カヴィテの金山を視察して歸つた。これ以來比島にはカヴィテの金山に野心を有する支那人が大軍を嚙装して襲來するから之に備へよとの風説が何處からともなく全島に流布され、武裝準備が着々として整へられて居た。一方在留支那人も密に武器を集めて萬一に備へて居た。それが恰も聖フランシス祭日に爆發した。先づ支那人側から火蓋は切られ最初は支那軍頗る優勢で一時はマニラ市も重圍の中に陥つた程であつたが、西班牙軍は増援軍に勢を得て遂に支那軍をバタンガ州のモロング地方（今はリサル州に編入されて居る）に追ひ詰め全滅させて了つた。此の擾亂で支那人の虐殺された者二萬五千餘と傳へられ、當時呂宋島から全く支那人の影を潜めるに至つたとさへ云はれて居る。之が爲め不便をし困難を感じたのは西班牙人であり比律賓人であつた。勞働者の拂底、支那商品の缺乏による經濟的恐慌すら起きた。茲に於て西班牙當局は又も支那人歡迎の政策を採ると共に、過般の騷擾に於て沒收した支那人の財産の一部をすら返還した。此の結果翌年の一六〇四年には在留支那人の數は四百五十七人となり、更に翌年の一六〇五年には忽ちにして千六百四十八人に増加した。併し西班牙政府當局は急激な増加による問題の再發を懸念して、勅令を以て在留支那人に在留證明書を交附して市外への在住を許すと共に其數を六千人と制限し、同時に一種の人頭税とも云ふべき在留許可税なるものを制定して、支那人一人に附六十四レアル（一レアルは十二センダウオ半）宛を課し、別に貢税五レアル、家屋税十二レアルを賦課した。所が此の制限も賄賂その他の手段によつて一向に勵行されず、勅令發布後十五年の一六二一年には既にマニラだけで一萬六千の支那人在住し、更に九年後の一六三〇年には二萬八千人に増し、一六三九年には約四萬人に殖えたが、此の年再び暴動に伴つて支那人虐殺起り在留支那人の數は又も七千人に減退した。其後は支那海賊の來寇、西班牙政府による支那人排

斥政策によつて在留民の數に消長あり、十七世紀の末葉には六千人に減じたが十八世紀の中葉には再び二萬四千人に増し、一八八六年には六萬六千九百三十四人となり、一八九六年の革命當時には十萬人を突破した。其間に西班牙政府による支那人排斥令は一七〇九年、一七四四年、一七六二年と幾度か發布されては其度毎に支那人は或は追放され、或は殺戮されたが、彼等は又何時か食物にたかる蠅の如く集まつて來た。それと同時に支那人をして深く比島に執着を持たせ、強く比島に根を植ゑさせたものは比律賓婦人との雜婚であつた。之は當時に如何に多數の支那人が來住しても其大部分は男子であつて、女子の數は極めて少かつた爲め青壯年の彼等は勢ひ配偶者を比律賓婦人に求めざるを得なかつたからである。例へば前述一八八六年の比島在留支那人六萬六千九百三十四人の中女子の數は男子の數の三百分の一にも足らぬ百九十四人であつた。今其内譯を示せば左の如し。

| 支那人在留地 | 男 | 女 | 計 | 男千人に對する女の割合 |
|---------|--------|-----|--------|-------------|
| マニラ及其附近 | 五一、三四八 | 一九一 | 五一、五三九 | 四 |
| イロイロ | 一、一五四 | 三 | 一、一五七 | 三 |
| セブ | 九八四 | 〇 | 九八三 | 〇 |
| 其他の地方 | 一三、二五五 | 〇 | 一三、二五五 | 〇 |
| 合 計 | 六六、七四〇 | 一九四 | 六六、九三四 | 三 |

此の結果は所謂サングレー・メスティン (Sangley Mestizo) (註4) 即ち支那人と土人の混血兒の増加となり、此のサングレー・メスティンが後年比島の政界、實業家に進出し、今日マニラを中心とする比島金融界に又議員中に支那人及

其系統の者が勢力を占むるに至つた基礎を作つた(註5)。此の支比混血の社會的タイプに就ては十八世紀の著述家サン・アントニオが左の如く記して居る。

「此の頃(一七三八年)から比律賓群島殊にタガログ人種の住む諸島に別種のメスチソ即ち支那人男子と土人の婦人との混血たるサングレー・メスチソなるものが出来た、而して彼等は商賣關係上皆基督教徒となつた。彼等は勤勉にしてよく文化を採り入れた。又歐羅巴人を模倣する事を得意としたが、其模倣は全く皮相的なものであつた。其生活はタガログ族と何等選ぶ所なく同じ村に同様の生活をした。それでも彼等是一種の人種的誇を持ち、タガログ族と稱するを快しとしなかつた。サングレー・メスチソの婦人は多くの點に於て父系たる支那人に似たが、男子はそれ程ではなかつた。併し彼等は向上に燃ゆる野心を其父から承け繼いだ」

今日尙ほ多くの比島人中その容貌に於てその性質に於て典型的支那人のタイプを發見し得るが、彼等は大部分西班牙系の比律賓名を用ひ、又努めて支那人の血の混流して居ることを秘さうとして居る。之は蓋し西班牙領時代の三百有餘年の間は勿論米領となつてからも支那人が比島に於て常に迫害され、排斥された事に不快な記憶を有つからである。併し故人では西班牙三十七代の總督ミゲル・リノ・デ・エスベレタ(一七五九—一七六一年)、現代人では現副大統領オスマニア、比島屈指の富豪J・R・ヨンガ、比律賓大學教育部長フランシスコ・ベネテイス、同教授コンラッド・ベネテイス兄弟等は世人周知の代表的支那人系メスチソである。

一八九八年十二月十日例の巴里條約によつて比島が西班牙領から米領國に移つてからの比島に於ける支那人問題に關しては、當時駐米公使であつた伍廷芳が本國北京政府からの訓令に基き、一八九九年二月三日附書翰を以て時の米國國

務長官ジョン・ヘー宛て「今後米國政府は新領土比律賓群島への支那移民に對し如何なる政策を採らんとするか」との照會を發した時に、ヘー國務長官は「御照會の件に就ては比律賓調査委員からの報告あるまでは何等確答を與へ難き」旨を回答したが、實は之より先一八九八年九月廿六日駐比總督オーティス將軍から、米國の支那人排斥法(一八九二年制定のゲリー法)は比島にも適用せらるべき旨既に布告されて居た。それより間もなくマニラ駐在支那總領事は軍令を以て支那人排斥法を比島に適用するの不當を伍公使に報告して來たので、伍廷芳は米國の議會の協賛なくして斯かる法令を施行する事は常に國際法及國際禮讓に反するのみならず、現行米支條約の精神に違反するとして抗議する所あつたが、米國政府は此の抗議に對し回答すら與へなかつた。其後伍廷芳は本國總理衙門又はマニラ駐在支那總領事からの訓令、報告によつて再三抗議したが結局効果なく、却つて一九〇二年四月廿九日米國議會を通過し大統領の裁可を経て法令となつた四ヶ條より成る「支那人排斥法」が、翌年三月三十一日に比律賓調査委員が可決した法令第七〇二號によつて比律賓群島にも其まゝ適用さるゝ事となり、同時に比島在住支那人は總て登録せねばならぬ事となつたが、此の登録の締切られた一九〇四年四月廿九日までに登録を了した比支那人は四萬九千六百五十九人で、此等の者は何れも比島上陸居住證なるものを交附された。

尤も一八八〇年十一月十七日調印された米支條約第二條には「教師、學生、商人、視察者及び現に米國に在住する支那人勞働者は入國し得る」旨を規定し、其後も一八八四年七月五日の法律第六條により入國免狀を有する者に限り入國し得る事が規定されてあるのと、密航者の増加によつて在比支那人の數は毎年増加して往つた。一九〇九年には船會社が米國市民又は巴里條約により米國又は其領土に入國を許されて居る外國人でなければ比島行の船に乗船を許さずとて

比島から歸郷中の支那人約五千人の輸送を拒絶して、支那官憲と比島總督と米國政府當局との間に重大な外交交渉が惹起されたが、此の問題は一九〇八年十一月廿七日以前比島に在留した證明のある支那人に限り除外例を設けて乗船渡比し得たことがあつた。斯の如く排斥されつゝ支那人の数は殖えた。此のねばり強い根氣には比島民の方が根氣負けして種々な支那商人排斥又は壓迫の取締規則も何時しか有耶無耶の裡に葬むり去られて居る。例へば一九二一年二月比島議會が可決し、時の總督ハリソン氏によつて裁可された「簿記法」なるものは比島の一般會社、商店、商人、に適用される表面上の明文はあるが、其目的は支那人を壓迫し之を驅逐するにあつた、即ち同法の内容は

- 第一條 比島ニ於テ營利ヲ目的トシテ商工業其他ノ事業ニ従事スル個人、商店、會社又ハ組合ガ英語、西班牙語又ハ比島ノ地方語以外ノ語ヲ以テ簿記ノ記載ヲナス事ハ違法トス
- 第二條 前記條項ニ違反シ又ハ簿記ノ記載ヲナサザル者ハ有罪ニ決シタル場合一萬比以下ノ罰金又ハ二年以下ノ禁錮又ハ之ガ併課ノ刑ニ處セラルベシ

と云ふにあつて、支那商人の大部分が支那文字で記帳し來つた事に對する壓迫であつた。此の問題は遂に支那商人によつて法廷まで持出されたが、何時か廢止されて了つた。

最近になつて比島政府も大に感ずる所あつてか、國內貿易を自國民の手に回復する事に努め、種々な獎勵策を講じて居る結果、商賣嫌ひの比島人が漸次小賣商人に轉ずる傾向を生じ、一九三四年商務局の調査では雜貨商及所謂サリサリと種する小商店の数はマニラ市だけで、比島人經營の千五百二十一店に對し、支那人經營の店は二千五百八であつたものが、一九三五年には左表に示す如く前者の二千六百六に對して後者二千二百九十七となり、數に於ては比島人の店が

| | | | | | | | | | |
|---|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| 千八十五を増加して支那人の店より三百九多數となつたが、其實上高に於ては根據とするに足る正確な數字がないから判明しないが、經營規模、資本の大小より判斷して其取扱高に於ては現在の所では支那商人が遙に優勢である。即ちマニラの比島人小賣商全體で年平均二百八萬九千比乃至二百九十三萬二千比の賣上あるに對し、支那人小賣商全體では三百四十三萬一千比乃至五百四十萬六千比の平均賣上がある勘定である。 | | | | | | | | | |
| 一九三五年 | 年賣上高 | 五百一比 | 千一 | 二千一 | 三千一 | 四千一 | 合計 | | |
| | 五百比以下 | 乃至千比 | 乃至二千比 | 乃至三千比 | 乃至四千比 | 乃至八千比 | | | |
| 支那商店 | 五六九 | 三三二 | 六〇〇 | 四二三 | 一六六 | 二二七 | 二、二九七 | | |
| 比人商店 | 一、七三四 | 四〇四 | 二三五 | 八九 | 五七 | 八七 | 二、六〇六 | | |

支那と比律賓の歴史的關係は敘上の如く古く地理的位置は他の如何なる國よりも近接的關係にありながら今日の貿易上の地位は到底米國及日本の足許にも及ばない。加之日比の貿易關係が極めて向上的であるのに反して支比の貿易關係は餘りにも衰退的である。又日本が比島から原料を仰いで精製品、機械、綿布の供給をなすに反し、支那は寧ろ比島生産品の消費國として其市場たらんとして居る。今より八十餘年前の一八五五年に既に輸入（比島へ）九十七萬三千八百比、輸出（支那より）百二十二萬四千二百比、合計二百十九萬八千比の貿易を有し、一八六二年頃までは貿易總額三百萬比を下らず、一八六四年には一躍八百二十七萬三千比以上に達したものが、十年後の一八七四年には五十五萬四千五百六十比と十五分の一以下に激減し、爾來一八八七年頃までは五十萬乃至百五十萬比の間を上下し、其後一八九九年、一九〇〇年、一九〇二年、一九一九年、一九二〇年、一九二一年、一九二五年、一九二八年、一九二九年と間歇的に二千萬比臺を突破したのみでその後の十年間は寧ろ年々減少の傾向である。之を全體の貿易額と比較して比率を見るも唯

| 年度 | 支比貿易額 | 輸入額 | 輸出額 | 入(-)出(+) | 超 |
|------|------------|------------|-----------|----------|-----------|
| 1855 | 2,198,177 | 973,884 | 1,224,293 | + | 240,409 |
| 1864 | 8,273,666 | 5,512,194 | 2,761,472 | - | 2,750,722 |
| 1875 | 849,824 | 456,965 | 41,859 | - | 415,106 |
| 1885 | 551,528 | 458,189 | 66,339 | - | 391,850 |
| 1895 | 11,366,176 | 4,610,555 | 6,764,621 | + | 2,163,066 |
| 1905 | 7,568,834 | 5,721,822 | 1,847,012 | - | 3,874,810 |
| 1915 | 7,905,062 | 4,662,162 | 3,243,493 | - | 1,418,669 |
| 1925 | 20,867,838 | 13,927,998 | 6,939,840 | - | 6,988,158 |
| 1926 | 19,619,576 | 13,228,852 | 6,390,724 | - | 6,833,128 |
| 1927 | 18,154,599 | 12,918,753 | 5,235,846 | - | 7,682,907 |
| 1928 | 20,127,783 | 13,119,487 | 7,008,296 | - | 6,111,191 |
| 1929 | 20,564,536 | 14,185,585 | 6,378,951 | - | 7,806,534 |
| 1930 | 15,492,630 | 11,277,190 | 4,215,440 | - | 7,061,750 |
| 1931 | 14,156,092 | 11,629,991 | 2,526,101 | - | 9,103,890 |
| 1932 | 11,901,861 | 10,770,180 | 1,131,681 | - | 9,638,499 |
| 1933 | 8,626,935 | 6,942,592 | 1,684,343 | - | 5,258,249 |
| 1934 | 8,054,373 | 5,879,214 | 2,175,159 | - | 3,704,055 |
| 1935 | 7,395,343 | 5,603,237 | 1,792,106 | - | 3,811,131 |
| 1936 | 7,340,402 | 5,365,564 | 1,974,838 | - | 3,390,726 |
| 1937 | 8,557,189 | 6,623,292 | 1,933,897 | - | 4,689,395 |

だ減退の一路を辿るのみである。今より四十年前の一八九九年には比島貿易總額の四割二分を占めて第一位にあつた支那が、十年後の一九〇九年には第一位を米國に譲つて第五位に落ち更に十年後の一九一九年には僅かに佛領印度支那を凌駕して第四位となり、一九二九年には辛くも同地位を維持したが、最近では又第五位に陥落し、その比島貿易總額との比率も僅に一・六%を占めて居るに過ぎない。

一八九九年以後各十ヶ年と最近に於ける支那の對比貿易額(單位十萬比)と其の順位を別表に示さう。

| 順位 | 國別 | 輸 出 額 | 輸 入 額 | 合 計 | 比島貿易總額との比率 |
|----|-----|-------|-------|-------|------------|
| 第一 | 支那 | 二四七 | 四二三 | 二、六四三 | 四、三四一 |
| 第二 | 英國 | 一三六 | 二二四 | 四四五 | 三八一 |
| 第三 | 米國 | 一〇六 | 一一六 | 四二一 | 二六〇 |
| 第四 | 西班牙 | 七四 | 九四 | 一九七 | 二〇六 |
| 第五 | 日本 | 二四 | 八二 | 一六六 | 一六八 |

之を支那側から觀察するならば毎年輸出に於て三億海關金單位(註6)内外、輸入に於て四億海關金以上の貿易を持つ支那としては輸出入合せて八百萬海關金に足りぬ比律賓貿易は殆ど問題とならないが、一九三四年夏比島下院議員セルセロ・ボンカン氏を團長とする貿易觀察團が日支兩國の商業經濟狀態を視察して歸來後大に支比貿易の有望性を強調してから、支比兩國當局者間に相互市場開拓の運動が起されて來たが、過去の成績から徴して餘り大きな期待はかけられ

比律賓篇

三五〇

なかつた處へ、一九三七年夏以來の日支事變による日本軍の支那要地の占領、支那沿岸の航行遮断等によつて支比貿易は再び頓挫を來した。但し一九三七年上半季の支那貿易の非常な好調によつて同年下半季の戦争による減損もカバーされて左記統計上には打撃の形跡は表はれて居ないが、一九三八年の支比貿易には之が反映するものと豫想される。

比島から支那へ（單位海關金單位）

| 品名 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|----------|---------|---------|---------|
| 麻類及同製品 | 一二六、九九二 | 一七〇、七九五 | 二一一、三七〇 |
| 金屬及鑽石 | 八八、二八二 | 一一、五四七 | 一一、四四五 |
| 機械器具 | 二七八、八三三 | 七六、七三〇 | 一七、四二一 |
| 魚類海産物 | 一四、二九七 | 二〇、七九八 | 二八、一四〇 |
| 食料品雜貨 | 二一、一五七 | 三一、三七一 | 二三、三九三 |
| 果物、蔬菜類 | 一八二、三八〇 | 七五、六九八 | 六二、五四七 |
| 糖蜜其他 | 三二七、〇九九 | 二二八、一九一 | 二二二、八四六 |
| 卷煙其他 | 三、八八一 | 九〇、九九九 | 七九、四九一 |
| 葉煙草 | 一七二、九五七 | 一四四、三六五 | 一四〇、四五〇 |
| 葉煙草 | 八〇、三七六 | 六〇、九四五 | 六四、七五五 |
| 總入又は包装煙草 | 四六二 | 二八六 | 二一三 |
| 其他の煙草 | 一、六七四 | 八二六 | 一、二八六 |

| | | | |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 化學及藥品 | 七、三二一 | 三、一八〇 | 四、五六〇 |
| 蠟燭、油、樹脂、石鹼 | 一五、五〇四 | 三八、四六八 | 三八、六六六 |
| 木材及製材 | 三八三、三六三 | 二六五、八二二 | 三三〇、六六七 |
| 木、竹、籐、草及同製品 | 五八七、八一九 | 六〇三、六六九 | 四五〇、五七二 |
| 石炭及燃料 | 一一二 | 一 | 三 |
| 其他 | 三二三、七六九 | 二五、一一〇 | 一七、六六二 |
| 合計 | 二、六一八、一七五 | 一、七八一、一一二 | 一、七〇七、七二五 |
| 法幣(元)換算 | (四、八五三、五三一) | 四、〇一九、一二〇 | 三、八八二、六五五 |

支那から比島へ（單位元）

| 品名 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|---------|---------|---------|---------|
| 動物及動物産品 | 七〇三、七五〇 | 七九七、九一〇 | 八七〇、四六六 |
| 魚類海産物 | 一一、五四一 | 二〇、三二七 | 三四、〇六三 |
| 豆類 | 二四五、六八三 | 三五四、一二九 | 三四一、二〇四 |
| 米穀類 | 二六、九三四 | 八六、二九九 | 三五、三五九 |
| 果物類 | 二三三、四五六 | 二三六、三七九 | 一七六、四一五 |
| 藥材及香料 | 四、三四七 | 五、三九五 | 一八、一四六 |
| 油及蠟 | 一〇九、一八八 | 一三九、八七八 | 二一一、一五九 |
| 種子、落花生類 | 二〇一、九四九 | 二五〇、六五八 | 二六七、五八六 |

第九 通商貿易

三五二

比律賓篇

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 酒類 | 一、五二六 | 六、三〇八 | 七、〇九七 |
| 茶類 | 一〇〇、六五五 | 九〇、二七四 | 八二、七一九 |
| 蔬菜類 | 一一四、五八八 | 一〇七、七二三 | 一二六、六二六 |
| 植物産品 | 三六四、六六四 | 三八〇、二四二 | 四八三、一五六 |
| 竹及同細工品 | 一三、八六一 | 九、三五九 | 五、五二〇 |
| 燃料 | 六五、四四三 | 五五、九二五 | 六三、九二一 |
| 木材木製品 | 一三、三五四 | 一八、六六四 | 二六、二二四 |
| 紙類 | 四七、九一八 | 五一、五三三 | 五八、二一一 |
| 絹及廢棉花 | 一二五、五八七 | 一七七、九七一 | 二六六、六一〇 |
| 糸及編織物 | 一、〇八八、五八〇 | 一、二六五、〇一七 | 一、一七四、九〇二 |
| 綿布及織布 | 三六七、一七二 | 一、〇四七、二五一 | 一、四六〇、二〇三 |
| 其他の紡織品 | 二二六、七八三 | 二九二、四五〇 | 三〇三、二五六 |
| 鍍石金屬品 | 八四、八〇一 | 一六五、二六二 | 二一九、一七〇 |
| 硝子及同製品 | 二三、三九〇 | 三六、二〇六 | 二八、七一八 |
| 石、砂、粘土同製品 | 三〇、七九七 | 六六、四九五 | 八九、九九四 |
| 化學品及藥品 | 三一六、二一八 | 四二、一〇一 | 七九、九八六 |
| 書籍及印刷物 | 二五、七一六 | 二九、〇〇三 | 四二、四四七 |
| 雜貨其他 | 三六八、一四三 | 三六〇、九〇四 | 四四二、九二八 |

三五二

合計

(海關金換算)

四、八〇七、〇四四

六、一〇三、四一六

六、九四五、四四七

支比貿易を次に比島側から見た統計により分類すれば左表の如し。

比島から支那へ(單位比)

| | | | |
|--------|-------------|---------|---------|
| 品名 | 一九三〇—三四年平均額 | 一九三五年 | 一九三六年 |
| ブントル纖維 | 六一四、五一八 | 五五六、七一四 | 六七九、三八三 |
| コブラ | 四〇、八六六 | 三、三五三 | 七七、〇〇三 |
| 網索 | 八五、二九七 | 六六、〇九七 | 一〇一、二二四 |
| 魚類及水産物 | 二三、三一七 | 一〇、二五六 | 一八、五八七 |
| 果實 | 三五、八〇七 | 八一、三二五 | 五三、一八七 |
| 麻 | 一〇八、九九五 | 五五、四四五 | 一〇七、一九五 |
| 木材製材 | 三七一、八三一 | 四一五、七三九 | 二八二、四七三 |
| 其他の木 | 一、二〇七 | 五五 | 一一九 |
| 糖蜜シロップ | 一〇、七五一 | 六二、〇八三 | 五二、四四三 |
| 酒類 | 一〇六、五三五 | 三三九 | 二七三 |
| 椰子油 | 一七四、八二六 | 三一、四〇三 | 七一、二七〇 |
| 葉卷 | 二五〇、一八一 | 二二二、四八四 | 二一七、三七四 |
| 葉草 | 三五、七五六 | 七〇、四一四 | 五三、四六九 |

第九 通商貿易

三五三

比律賓篇

| | | | |
|--------------|-------------|-----------|-----------|
| 卷煙草 | 二七、四一一 | 三、六三八 | 二、一九二 |
| 其他の煙草 | 二、四五六 | 一、八六四 | 二、三七四 |
| 砂糖 | 五三、一〇九 | 〇 | 〇 |
| 鐵、鋼鐵同層 | 七、〇六七 | 八、二六一 | 四、七一四 |
| 其他 | 四六、二五六 | 一九、六六五 | 二一、九六二 |
| 國產品合計 | 一、九九六、二八七 | 一、五九九、一三五 | 一、七四五、二四二 |
| 外國品再輸出其他 | 三五〇、二五八 | 一九二、九七一 | 二二九、五九一 |
| 總計 | 二、三四六、五四五 | 一、七九二、一〇六 | 一、九七四、八三三 |
| 支那から比島へ(單位比) | | | |
| 品名 | 一九三〇—三四年平均額 | 一九三五年 | 一九三六年 |
| 動物 | 九、一一五 | 六、二五二 | 六、二九六 |
| 眞蠶及同製品 | 二五、〇五九 | 一五、一〇四 | 二六、三八八 |
| 麵包及ビスケット | 三〇、一〇九 | 三二、三〇五 | 一九、四三四 |
| マカロニー其他麵類 | 三九一、六二五 | 三四五、三〇五 | 一九、四三四 |
| 小麦粉 | 二一、五四六 | 三五、二四八 | 二七、四二六 |
| 其他パン原料 | 四、七九四 | 六、〇二五 | 一七、四二七 |
| 箒及ブラシ | 一六、一六九 | 一三、五〇〇 | 一一、二五二 |
| 化學藥品染料 | 九〇、一〇六 | 一一九、二六〇 | 八一、六三一 |

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 菓子類 | 一七、一三五 | 二九、七五三 | 一八、三四五 |
| 綿布綿織物 | 一、七九〇、一九一 | 一、一八一、六六六 | 一、七一八、八九〇 |
| 陶器磁器 | 一〇一、七一六 | 三一、九三三 | 三五、五七五 |
| 卵類(自然の形) | 一、二六七、七二九 | 二五一、六一一 | 二六七、三六九 |
| 電氣機械器具 | 一七五、〇六九 | 五一、二一三 | 四七、五一七 |
| 爆薬 | 三八、八四六 | 一九、六三九 | 三三、九二三 |
| 纖維同製品 | 二二七、一三六 | 一九〇、一九四 | 五七、四〇一 |
| 魚類及水産品 | 一七三、七〇二 | 八五、九八二 | 七一、一六五 |
| 果實及堅果 | 五五六、七八三 | 五六一、三〇九 | 五三八、七二五 |
| 硝子同製品 | 三四、四〇八 | 一一、五七五 | 一七、四三九 |
| 道具器具 | 五五、一六一 | 一三、四五二 | 七、〇五一 |
| 鐵、鋼鐵、同製品 | 九五、七五七 | 五五、八一 | 七六、五〇八 |
| 洋燈其他照明裝置 | 二四、八三八 | 七、四一七 | 一〇、四七六 |
| 革及同製品 | 三六、〇八八 | 一一、四二六 | 一四、三七一 |
| 燐寸 | 一〇八、二八三 | 八八、三〇七 | 三八、二八三 |
| 肉類及酪農品 | 一、〇九六、八九八 | 五五九、八二四 | 三四三、七九一 |
| 樂器及附屬品 | 二二、一八四 | 三一、六六八 | 四四、二二九 |
| 油類 | 三一、三七八 | 七八、三〇三 | 七〇、九六五 |

第九 通商貿易

| | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 比律賓篇 | 一五、五六〇 | 四六、七六〇 | 三五六 |
| 塗料類 | 一二二、五二二 | 七三、八一七 | 三七、一一二 |
| 紙及同製品 | 六四、四九三 | 三七、九四六 | 五六、二七六 |
| 香水其他化粧品 | 五、六六六 | 一一四、一六〇 | 二四、九五六 |
| 種子類 | 四八、五二四 | 一一二、〇五五 | 三〇、〇五九 |
| 貝殼同製品 | 五、九〇一 | 六、二八六 | 六五、一七二 |
| 絹及同製品 | 七〇七、九二二 | 二六一、八七七 | 一六、五九四 |
| 運動具 | 一四、九四四 | 六、一八八 | 二二六、七七七 |
| 澱粉 | 二五、一七四 | 一二、一九四 | 五、七四八 |
| 葉、竹、棕桐同製品 | 七一、八三三 | 五四、一一九 | 一一、三五五 |
| 茶 | 七六、六九二 | 五四、六三五 | 四五、二七八 |
| 煙草類 | 二一、四五五 | 一一、三四三 | 三六、五六八 |
| 玩具類 | 八、七九一 | 九、二一七 | 九、五六七 |
| トランク靴類 | 一一五、八二三 | 六五、一二二 | 五、一六九 |
| 蔬菜類 | 八六八、八九九 | 六四一、一四八 | 五〇、五二〇 |
| 木及木製品 | 一七一、二六二 | 八七、九一五 | 五五二、一一四 |
| 羊毛同製品 | 六四、一四三 | 四一、二四二 | 七三、八二三 |
| 鉛及同製品 | 六、四二五 | 六、五〇二 | 四六、九三二 |
| | | | 六、四九〇 |

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 其他 | 一八二、四五九 | 七五、八三〇 | 七三、一八一 |
| 合計 | 九、二五〇、三〇四 | 五、五五四、四九七 | 五、二八一、五〇六 |
| 比島生産戻り品 | 七、四四八 | 五、六二一 | 九、〇〇四 |
| 旅行者手廻品 | 四二、〇八一 | 四三、一一九 | 七五、〇五四 |
| 總計 | 九、二九九、八三三 | 五、六〇三、二三七 | 五、三六五、五六四 |

尙ほ支比貿易の將來に關して比島側商務局長バルマセダ氏は今後の對支輸出品としては砂糖、葉卷、綱索、材木、セメント、マンゴー其他の果物、魚、海産物、米等の有望なことを宣傳し、農商務長官ロドリゲス氏は又「過去數百年に亘つて比島民の風俗、慣習、特質に接觸し、之を了解し之を採用して比島民の好感を得た支那人が、其地理的接近の有利の點を利用して國內貿易に占めた其優越的地位を維持すると共に比島の外國貿易にも優勢を贏ち得ることが出來ぬ譯はないと信ずる」と語つて居るが、その後の現實の情勢は何れも右の宣傳又は豫想と反する。

支那側では又蔣介石政府の外國貿易局長何炳賢氏の名で支比貿易に關し左の如き意見が公表されて居る。
「比島は支那生産品將來の販路の一つであり、支那の貿易が同方面に發展するか否かは一にかゝつて吾等の努力如何にある、吾々の今後なすべき事は

- (一) 支那の製造工業家は比島市場に細心の注意を拂ひ、同地方の需要に應ずる商品の製作に努力し
- (二) 在比支那商人は支那生産品の販路擴張と宣傳に最善を盡し
- (三) 政府は又今日支比兩國間の貿易を阻害しつゝある禁止的關稅の輕減に關し比島政府と交渉をなすべく

(四) 支比通商關係の増進を計ると共に比島に於ける支那商人の利益保護の爲め一日も早く米支通商條約を締結すべきである』

問題は比島の生活標準に比して高いこととペソ價の爲替率の高いことにあるが、これも現實問題としては急速解決の手段はない。

次に支比貿易を毎年数字的に觀察するに輸出入の變動が餘りに不規則なことである。例へば一九三〇—三四年には比島から支那に平均十萬比以上の輸出額があつた酒類が一九三五年には僅に三百三十九比となり、翌年には百五十九比と激落し、糖蜜及シロップは同じ期間に五萬三千比から皆無となつた如き、又支那側からも纖維織物中パーラツプ(粗麻布)及ツツクが一九三五年には十萬比以上の對比島輸出のあつたものが翌年には皆無となつた如きこれである。これ支那には比島及び日本に見る如き貿易調節、通商擁護の法律も貿易關係産業調整に關する法律もなく、兩國の貿易が組織的でないことに基因する。若し此の儘にして改善の方法を講ずることなくば將來開拓の餘地ある支比貿易に進展を見ないばかりか、却つて積極的第三國の侵蝕する所とならう。更に支比共に海外貿易發展の必要條件たる多數の商船隊を持たぬことは一大ハンディキャップである。此の點になると左表の示す如く比島貿易の積荷の總額の夫々三一%、二六%、一七%、一一%を運輸する船船を持つ米、英、日、諸の諸國は僅かに四%しか運輸せぬ支那船船に比して後者の地理的有利を相殺して餘りある。剩へ支那が今回の日支事變の結果招商局の船船の一部を日本海軍に押へられその殘餘を法律上米國ハンター商會に移讓し去つたことは今後愈々支那の自國船による對外貿易を不振ならしむるのみである。之に反し比律賓は僅か四隻ではあるが排水量一萬二千五百噸の商船を新造して太平洋航路に充てんとしつゝあることはコン

モンウエルス政府の爲め喜ぶべきことである。

各國船の比島輸入積荷價格(單位比)

| 船籍 | 一九三四年 | 率% | 一九三五年 | 率% |
|---------|-------------|------|-------------|------|
| 米國 | 五二、二一九、二〇二 | 三一・九 | 五八、一一二、〇二一 | 三四・七 |
| 英國 | 五四、五一五、八四八 | 三三・四 | 五二、五八九、九八四 | 三一・四 |
| 日本 | 一五、七七八、九三三 | 九・六 | 一五、七七三、〇〇五 | 九・四 |
| 諸國 | 一四、四五八、一〇四 | 八・八 | 一三、四三七、九〇九 | 八・四 |
| 和蘭 | 八、六二〇、九八七 | 五・二 | 八、九七九、九一五 | 五・四 |
| 獨逸 | 九、一八五、一八六 | 五・六 | 八、七七〇、六八五 | 五・三 |
| 巴奈馬 | 五、五七八、六五五 | 三・二 | 四、七五三、六四三 | 二・八 |
| 丁抹 | 三、八二二、八二七 | 二・三 | 三、七三八、八八二 | 二・二 |
| 瑞典 | 一、五八二、九四六 | 〇・九 | 一、〇八七、三九八 | 〇・六 |
| 支那 | 九一、四七三 | 〇・二 | 三四六、一六二 | 〇・二 |
| 佛國 | — | — | 一二五、五二一 | — |
| 希臘 | — | — | 五〇、五一二 | — |
| 希島 | — | — | 三九、九八五 | — |
| 比島 | — | — | — | — |
| 合計 | 一六三、九七三、六六七 | 九八・一 | 一六七、八〇五、六二二 | 九八・一 |
| 郵便によるもの | 三、二三九、七九六 | 一・九 | 三、二四一、四〇六 | 一・九 |

比律賓篇

| 船籍 | 各國船の比島輸出積荷價格(單位比) | |
|-----|-------------------|-------------|
| | 一九三四年 | 一九三五年 |
| 總計 | 一六七、二一三、四六三 | 一七二、〇四七、〇二六 |
| 米國 | 七二、一七〇、六四二 | 七六、三六二、八〇一 |
| 英國 | 四七、〇七四、〇四三 | 三七、五四三、六一九 |
| 日本 | 五〇、〇一七、〇八七 | 三一、五三四、四七七 |
| 諾威 | 二九、〇八九、六七〇 | 一五、三三二、六三四 |
| 丁抹 | 六、五〇八、六六三 | 八、一七二、〇二三 |
| 和蘭 | 五、四六四、七一五 | 七、〇三八、九八四 |
| 巴奈馬 | 二、八九一、七六〇 | 三、〇七五、四〇九 |
| 希臘 | 三一、九七一 | 二、四六九、三五〇 |
| 希臘 | 三一、九七一 | 二、三三三、二〇〇 |
| 瑞典 | 三、三五〇、四二二 | 一、七六四、八〇九 |
| 伊國 | 二、〇六三、二〇一 | 九二〇、八六〇 |
| 支那 | 九四二、〇三一 | 一八九、五〇二 |
| 比島 | 六四、一九三 | 四、二六八 |
| 佛國 | 八、七八七 | 四、二一五 |
| 合計 | 二一八、六七七、一九一 | 一八六、七四六、一五一 |

| 郵便によるもの | 郵便によるもの | |
|---------|-------------|-------------|
| | 一九二五年—一九三四年 | 一九三五年 |
| 總計 | 二、一三〇、〇八〇 | 一、七四五、二〇九 |
| 輸出 | 二二〇、八〇七、二七一 | 一八八、四九一、三六〇 |
| 輸入 | 三三八、〇二〇、七三四 | 三五九、五三八、三八八 |

附 在比島華僑の現状

先づ「華僑」の意味から解説するならばそれは外國に寓居する支那人の意味で、では「Chinese Immigrants in the Philippines」の現状に就いて記さう。

比律賓には現在凡そ幾何の華僑が居るかと云ふに先づ最近十年間に比律賓に來住した支那人の出入統計を日本人及び比島人の出入統計と比較するに左の如し。

| | 一九二五年—一九三四年 | | 差引増減 |
|-----|-------------|---------|---------|
| | 入比數 | 出比數 | |
| 支那人 | 一六八、七七二 | 一四七、七九三 | 二〇、九八〇増 |
| 日本人 | 二五、四二二 | 一五、九二五 | 九、四八七増 |
| 比島人 | 九一、八七六 | 一二六、二八八 | 三四、四一二減 |

右の十年間に於て支那人が最も多く來比したのは一九三〇年の二萬八千八百八十一人で、其時の出比者は一萬五千四百七十四人、而して最も多數の出比者のあつたのは其翌年の二萬一千三十四人で、此の年の入比者は一萬六千六百八十七人

であつた。尙ほ一九一八年の國勢調査では在比支那人四萬三千八百二人(中マニラ在住者一萬七千七百六十人)と報告されたが、一九三三年七月一日の統計では左の如く計算された。

| | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 一九三三年 | 男 | 女 | 計 |
| 在比支那人 | 五八、四二一 | 一一、五二二 | 七〇、九三三 |

右は何れも公の統計の上に現はれた支那人の人口數であるが實際上の數字は遙に之を超過してゐること勿論で、一口に「在比支那人十萬」と云はれて居るが、正確な數字を得ることの困難さは彼等の本國に於ける場合の人口統計と異なる(註7)。殊に純粹な支那人でありながら比律賓名を採つて居る者が尠くない事實によつて此の困難は益々増加する。之に就て在支華僑の有力者の一人 Henry Uy Cho-Yee 氏は左の如く語つて居る。

「比律賓生れの支那人の多くは基督教の洗禮を受け基督教名を採り、名付親の名をつけて比律賓人と稱して居る。殊に商人の間では純粹の支那人でありながら比律賓人として鑑札を受け、比律賓人として行動して居るから比島にある支那人の正確な數字は全く見當がつかない」

従つて表面比律賓人の名で行はれて居る事業殊に商賣が實は支那人の經營である場合が頗る多い。例へばダヴァオに於ても日本人は飽まで日本人だが、支那人は自ら比律賓人の名で(それが單に名儀だけでなく支那人が事實上も法律上も比律賓人になりきつて)土地所有又は租借をして居る。勿論之は問題とはなつて居ない。此處らが支那人の支那人たる所以で、又戸籍のない混血人種の多い比律賓では何の故障なしに行はれて居る慣習である。此の點に就ては二つの證言があげられる。一つは一九一四年ヤング對ラフアティ事件に於て内國收稅局長が在比商人八萬人の商品取扱高別に關

し、表面に表はれた數字では比律賓人七萬一千人(八三・五三%)、支那人一萬二千人(一四・一二%)、米人、西班牙人及英人千五百人(一・七六%)、其他五百人(〇・五九%)の割合だが、支那商人の實際の商品取扱高は全體の六〇%以上に達して居ると證言し、今は故人だが有名な教育家バルド・デ・タヴェラ博士は支那人の比島に貢獻した功績に就て左の如く言明した。

「比島の進歩、發展は支那人に負ふ所多大である。支那人は新事業のある所そこに支那領事が居るかとも尋ねなければ、醫者が居るか、病院があるかとも聞かず、唯だ事業の有望か否かを確めて邁進する。況んや彼等を保護する砲艦があるかないか等は問題でなく」

上海聖約翰大學歴史學教授ハイレイ・エフ・マツクネーア博士は其著「華僑—其地位と保護」(一九二五年)に於て比島在留支那人に關し左の如く述べて居る。

「彼等の經濟的地位は極めて有力である、國內收稅額を基礎とした政府の統計によれば比島の小賣商業の九割は支那人の手にあり、卸商の大部分も亦支那人によつて支配されて居る。英領、佛領及蘭領植民地に於けると同じく彼等は歐米商人と土人の間の仲介者となつて利益を壟斷して居る。歐米商人は又此等の仲介者なくしては土人との交易に全く手も足も出ないから結局、支那人の厄介にならねばならぬ、椰子、煙草、米、麻、砂糖、酒類、コブラ、材木及び雜貨業に投資して巨富を積んで居る支那人は頗る多い」

右は一九一六年比律賓國立銀行が設立されるまでは、比律賓人の農産物を擔保にしての金融は多く支那人の營む錢莊又は錢舗によつてなされた。殊に米の賣買、配給は古くから殆ど支那人の一手によつてなされ來つたと云ふも過言でな

く、支那人が米穀業に投資して居る金は現在でも千八百萬比以上に達して居るとの事である。殊に年五分と云つた低率の利潤で斯業に精勵して居る事は斷然他の國民の追隨を許さぬ所である。但し金融機關としての錢莊、錢舖は輒近比島經濟組織の近代化、之に伴ふ新式銀行の増加と共に漸く其勢力を失墜しつつある事は又見逃し得ない事實である。

比島在住華僑の特長は彼等の出身地が殆ど福建省と廣東省に限定されて居る事である、就中福建人は全在留華僑の約八割を占め、廣東人は約二割である。福建省も廈門港を経て來た者が多い、従つて曾て西班牙領時代には「廈門人」と云ふ語が支那人の總稱であつた事がある。そして比島では今日猶ほ福建人を支那人と云ひ、廣東人を支那人と云はずして「澳門人」と云つて居る。之は廣東人は船便の關係上多く澳門に渡つて澳門から葡萄牙船で比島に來住したので、廣東人を澳門人と呼ぶやうになつたものである。尤も近年になつてからは船便の都合上上海其他の方面から來た者もあるが、其數は福建省、廣東省の者に比すれば微々たるものである。

然らば何故福建人が多く來たかと云ふにそれは無論地理的關係からで、其出身地は大部分廈門と潮州であつて、明の時代殊に十五世紀の中頃第一回の大移住があり、第二回は明朝の没落と清の興隆に伴ひ、清朝に對する漢民族の不平等子が故國を捨て、南方移住を企て、印度、マレー、濠洲各地に定住して外國に於ける生活の安定と自由を故國に通信した結果は、陸續海外渡航者の數を増し、今日の華僑の起源を作つたものである。

彼等の職業としては金融信託、百貨店、糧食行、醸造業、鑛泉水工場、旅館、呉服商、靴商、洋品商、石鹼製造、精油工場、製粉會社、製革工場、木箱製造、袋物鞆商、洋傘商、度量衡商、印刷業、金物商、家具商、藥房、洋食店、西洋洗濯等凡ゆる方面に進出し、華僑組織の商人團體としてもマニラを中心に中華總商會を初め中華布商會、中華木商

會、中華米商會、中華鐵商會、鞋業商會、紙煙商會、什貨商會、煙葉商會、國貨販賣部、雜貨商會等がある。華僑労働者の團體としてはマニラ及イロイロ其他に約八個の労働組合があるが、主要なるものは左の六工會である。

- (一) 中菲海員國際工會 (The International Union of Philippines And Chinese Marine) 組合員約千二百人、所在マニラ市。
- (二) 中菲工會 (Union de Chineleros de Philippines) 組合員約千人、在マニラ市
- (三) 中華工會 (Union de Chineleros) 組合員約百人、在マニラ市。
- (四) 中華工人協會 (The Chinese Labor Union) 組合員約四百人、在イロイロ市。
- (五) 菲律賓中華工會 (The Philippine Chinese Labor Union) 組合員約百五十人、在サマール。
- (六) 菲律賓中華工會分會 (Tabaco Branch) 組合員五十人、在タバコ(アルバイ州)。

彼等の職業は上記の如く各般に亘つて居るが華僑の出身地が大部分福建で殊に廈門方面よりの移住者が多い關係上、彼等の中には廈門方言が最も多く通用し廣東人其他の非廈門人も必要上廈門語を習得して居る者が多い。而かも福建人と廣東人とは何時しか職業上の分野を作つて、前者が銀行、金融信託、輸出業等大資本を要する事業から精米所、百貨店等の經營に當つて居るに對し、後者は多くホテル業、洋食店、支那料理店、西洋洗濯店等の經營者として成功して居る。マニラ市に於けるホテル・グレート・イースタン、パレス・ホテルの如きそれであり、バギオ市の支那人ホテル、レストラント、洗濯店、小店舗の殆ど全部が又廣東人の經營である。尙ほ此の外に經營方針の相違とも見るべきものは福建人は比島で儲けた金の大部分を比島に於ける事業に投資するに反して、廣東人はその利益の殆ど全部を故郷若くは香

港に送金して土地、財産、株等に投資することである。而して彼等の共通點とも云ふべきことは上は支配人から下は店員、給仕に至るまで自國人殊に同郷の者を使傭すること、此の點は在比日本人が要所と幹部だけを邦人を以てして、その他の比較的重要でない部署の大部分には比島人を使傭するのは好對照をなして居る。華僑が比島の商業界に寄與する所大きに拘らず比島人から排斥されるのも此等の理由によるものである。

最後に南洋華僑として在比華僑の占むる地位を見るに在留國の總人口に對する比率に於ては英領マレー半島の三八・二%、英領北ボルネオの二五・一%に比しては勿論、蘭領東印度の二%、佛領印度支那の一・四%に比しても猶ほ劣る。○・八% (公式の登録數は更に低率の○・四%なるも茲には實數の十萬人を標準とす) ではあるが、十九世紀の末比律賓が革命に次で西米戰爭の餘波等を受けて島内動亂して各地の物産停滯した時商機を見るに敏な華僑が、各港の米穀を運搬して巨萬の富を成した結果は比島在住の華僑は今も他領の華僑に比して富豪多く、毎年支那の貿易外収入の根幹をなす華僑の送金額に於ても在外華僑の割合に比して相當多額である(註8)。

一九二八年の濟南事件の際と一九三七—一九三八年の日支事變に於ける南洋華僑の送金額を各地在留華僑數と比較すれば左の如し。

| 在留華僑數 | 比率 | 濟南事件送金額 | 比率 | 日支事件送金額 | 比率 | |
|--------|-----------|---------|------------|---------|------------|-------|
| 英領マレー | 一、七三五、〇二一 | 四三・〇% | 二、〇〇〇、〇〇〇元 | 四〇・〇% | 四八、〇〇〇、〇〇〇 | 五四・四% |
| 蘭領東印度 | 一、二三三、八五六 | 三〇・六% | 一、五〇〇、〇〇〇 | 三〇・〇% | 二六、〇〇〇、〇〇〇 | 二九・五% |
| 暹羅 | 四四五、二七四 | 一〇・七% | 六〇〇、〇〇〇 | 一二・〇% | 四、五〇〇、〇〇〇 | 五・一% |
| 佛領印度支那 | 三三六、〇〇〇 | 八・四% | 六〇〇、〇〇〇 | 一二・〇% | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五・七% |

| 種 別 | 一 九 三 一 | 一 九 三 七 | 一 九 三 八 | | | |
|-----|-----------|---------|-----------|-------|------------|-------|
| 英 領 | 一九三、五九八 | 四・八 | 一〇〇、〇〇〇 | 二・〇 | 一、二〇〇、〇〇〇 | 一・三 |
| 蘭 領 | 一〇〇、〇〇〇 | 二・五 | 二〇〇、〇〇〇 | 四・〇 | 三、五〇〇、〇〇〇 | 四・〇 |
| 合 計 | 四、〇四三、七四九 | 一〇〇・〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇・〇 | 八八、二〇〇、〇〇〇 | 一〇〇・〇 |

【備考】右の中日支事件送金額は一九三七年七月より一九三八年六月に至る一ヶ年間に華僑が送金した普通送金と義捐金及公債應募金の總計推定額で便宜上舊法幣に換算出した。

【註1】日本が昭和十年に外國から輸入した棉花の額は七一四、二六〇、〇〇〇圓で、昭和十一年には七七四、一六九、〇〇〇圓、更に翌年には八五一、一六三、〇〇〇圓を輸入して居る、輸出元は米國、印度、支那が主要なるものである。

【註2】Algeria は「絹市場」の意だが雨天等の場合支那商人が船から出入不便より貿易の減退を恐れて西班牙政府の費用で海岸(今のマニラ港港務所の反對側)に建設された建物である。

【註3】Limahong に就しては「比律賓群島」の著者フォアマンは「Limahong と綴られて居る、「菲律賓工商業考察記」の著者、吳承洛は「接するに即ち林道乾ならん」として「林は福建省泉州の人、元海盜巨魁」と註して居るが林道乾だとすると北京音の Lin Tao-Kan 福建音の Ling Dao-huang で原音とは大分異なる、本書には藤田豊八、矢野仁一兩博士の説に従ひ「林鳳」説を探る。尙ほ詳細は東洋學報第八卷第一號及矢野博士著「支那近代外國關係研究」(三四七頁)を見よ。

【註4】Sangley を支那人の呼稱とする語源に就ては數説あり一説には比島に來た支那人が商賣は何かと訊かれて「商旅」Shang-tai と答へたのがサングレーと訛りそれが支那人の通稱となつたと云ひ、一説では何處から來たかと訊かれたのに對し Xang lei (我々は商賣に來た意) と答へたのが國名と誤り傳へられたのだとも云はれて居る。Sangley の代りに時には Angley とも言はれた。

【註5】 某米人の調査として「菲律賓工商業考察記」の記す處によれば比島兩院制時代の議員の七五%は實に支那人系メステイソであつたと云ひ、「米國と比律賓」の著者D・R・ウィリヤムスの説によれば比島全人口の七・三六%は支那人及西班牙人のメステイソで、殊にマニラ、セブ、イロイロ等の都會に於て然りであると云ふ。

【註6】 海關金單位とは舊國民政府が輸入税の徴收上設けた一の空單位で海關金と云ふ金貨がある譯ではなく、純金六〇・一八六六センチグラム、即ち英貨一九・七二六片、米貨〇・四〇弗、日貨〇・八〇二五圓に等しいものとされたが、實際は爲替相場の變動に伴つて變つた。一九三五、一九三六及一九三七年の日、英、米貨及法幣と一海關金單位との年平均換算率左の如し。

| 年 度 | 英 貨(片) | 日 貨(圓) | 米 貨(弗) | 法 幣(元) |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| 一九三五年 | 三三・一二五 | 二・三四九八九 | 〇・六七六四五 | 一・八六六 |
| 一九三六年 | 三二・五〇〇 | 二・三一二八九 | 〇・六七一四九 | 二・二六〇 |
| 一九三七年 | 三二・五〇〇 | 二・三一七二八 | 〇・六六五五五 | 二・二七一 |

【註7】 中華民國僑務局の一九三五年の調査では比島在住華僑人口十一萬五百人と報告され、同年の臺灣總督府の發表では五萬人と概算し、比島米國商業會議所雜誌主事ウォルター・ロップ氏は一九三七年四月號の同誌上で在比華僑實數二十萬人と計算して居る。

【註8】 支那政府が一九三七年國際聯盟に提出した國際收支報告書には華僑の送金額を左の如く見積つて居るが、シー・エフ・レマーは其著「列國の對支投資」(東亞經濟調査局譯一九五頁)に於て一九三〇年末華僑によつて香港に送金された額を二億七千二百七十萬香港弗と見積りその中比律賓からの送金額を千二百萬香港弗と計算して居る。

| (單位千元) | 一九三三年 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 華僑送金總計 | 二〇〇,〇〇〇 | 二五〇,〇〇〇 | 二六〇,〇〇〇 | 三二〇,〇〇〇 |

第十國 防

從來比島は九兵營と二要港を以て全群島の面積十一萬四千四百平方哩、海岸線延長一萬一千四百四十哩を防備し、それも米國の陸海軍に國防を委ね來り、獨立後に於ては何れ永世中立國として戰爭に與らぬことを保障されようとする比律賓にとつては國防問題は緊急を要するものではないとされ、一九三四年十二月比島第十回議會に於て可決された國防省設置案(下院第六六九號)がマーフィ總督によつて拒否された時も、同總督は拒否の理由として本問題に就ては尙ほ充分の研究と考慮とを必要とし且つ現在としては比島の國防問題は米國の責任であるから、緊急一日を忽にし得ないものではないと述べられた程であるが、コンモンウェルス政府樹立後數年の間に國際情勢は變化し、比律賓も徒らに將來の永世局外中立國を夢みてその國防を一部米國の陸海軍のみに依頼して居られぬ時代とはなつた。今後この問題は比島政府は勿論市民各自にとつても重大關係あるものなることは比島憲法第二章(原則の宣言)に左の一條が規定されて居る事實によつても明瞭である、茲に國防問題の一篇を設けた所以である。

第二條 國防ハ政府ノ主要ナル任務ニシテ之ガ遂行ノ爲ニハ全市民ハ文武ノ公役ニ服スルコトヲ法律ヲ以テ要求セラ
ル、コトアルベシ

一 沿 草

初期の西班牙領時代の比律賓には國內の秩序維持の軍隊はあつたが國防と云ふ程のものではなかつた。又内亂鎮定の必要はあつても外敵侵入の恐れはそれ程になかつた。従つて比島に於ける西班牙軍の兵力も微々たるもので一六二一年時の駐比軍司令ヘロニモ・デ・シルヴァから西班牙國王フィリップ四世に奏上した建白書の中にも次の如き一節がある。

「陛下の軍隊の比律賓群島に駐屯するもの餘りにも寡勢にて現役に服する者は不具若くは病兵として病院に瀕死の状態にある者を除けば四百を出でず候、給料の支拂を受けざる者は印度その他に逃亡し、之を防止する術も無之候」

斯くの如き状態で西班牙人の兵士となる者は益々減じ遂には比律賓人を兵士として徵募し傭兵した。初代の比島總督レガスपीがマニラに兵を送つた時の軍勢は西班牙人兵士百十名、ヴィサヤン人兵士六百名であつた。一五九八年カマヤン地方に征討の師を送つた時も兵士の數は西班牙兵六十名、比島人兵八百名の割合で、一六二四年イゴロット鑛山の叛亂鎮定に軍隊を派遣した時も軍勢の割合は西班牙人七十名、比島人千七百四十八名であつた。ベニアロサの指揮の下に遠征隊が組織された時も西班牙兵三百名と比律賓兵千五百名を以て構成されて居た。斯うした實例はブレア、ロバートソンの合著「比島史」(五十二卷の大著)から引用枚擧するに遑ない程である。而して兵士としての比島人の成績は頗る良好で、一六〇三年マニラ在留支那人の叛亂を鎮定し得たのも比島人軍隊の御蔭であつた。十七世紀の中葉比島沿岸を犯さんとした蘭人の侵入を防備したのも比島人兵士の救援によるものであつた。比島に在住する西班牙人が軍隊に

入るを忌避して致富を目的とした商業へと走る間に、比島人は寧ろ好んで兵となり武器を執つた。これが遂には比島人が干戈に訴へて西班牙の支配から脱するの遠因をなしたものと云ひ得る。

十八世紀に入つて西班牙政府は比島人の多數を武装せしむるの危険を感じ、西班牙人による軍隊の組織と本國軍隊の派遣を計畫したが時は既に遅かつた。比島の國防費も此の頃から膨脹し出した、今試みに一八八八年頃西班牙政府が比島の國防費として支出した陸海軍費を見るに、陸軍費四百二萬二千九百比、海軍費二百五十七萬三千七百七十六比で前者の内容左の如し。

西班牙の比律賓陸軍費

| | |
|------------------------|------------|
| 陸軍豫算(一八八八年) | 三、〇一六、一八六比 |
| 憲治隊(隊員六三〇名及材料費) | 五六、二三一比 |
| 民衛隊(三團、將校一五六名、兵三、三四二名) | 六三八、八九七比 |
| 老民衛隊(一團、將校十三名、兵四百名) | 七三、二四七比 |
| 恩給 | 一一七、二〇〇比 |
| 憲治隊監守(將校二三名、下士九二名) | 四七、九〇九比 |
| 地方徵募兵運賃及維持費 | 六、〇〇〇比 |
| モロ族討伐費其他 | 一一、〇〇〇比 |
| 合計 | 四、〇二二、九〇〇比 |

又當時の海軍力としては巡洋艦(千四十八噸乃至三千五百噸級)六隻、砲艦(五百噸乃至千五百噸級)五隻、運送船

(五百三十噸乃至千九百噸)三隻と外に八隻の小艦艇を比島沿岸に有し、軍港としては南海區、バラワン島イサベル・デ・パシラン、バラバツク島、コレギドール島、西カロリン島及東カロリン島の七港區を有し、マリーン隊三兵團(將校三十六名、兵七百十名)の外に砲兵工廠懲治隊百名を有つた。

米國領となつてからは全群島を最初ルソン、ヴィサヤ、ミンダナオの三陸軍區に分ち、駐屯軍司令官としては主として少將 Major general を任命し、各軍區司令官には副少將 Brigadier general を以てした。占領當時の一八九八年には駐屯米國兵は三萬二千二百十五名であつたが、一九〇〇年には倍加して七萬一千五百廿八名に増加し、翌年には五萬七十四名となり、一九〇四年には更に減じて一萬二千七百二十三名となり、其後漸減し正規軍としての米兵は將校を合して尙ほ五千人に足らず、海軍もカヴィテ軍港及オロンガボ要港に常に五百名内外の海兵を維持し、艦隊としては米國亞細亞艦隊の一部が主として冬期間比島近海の警備に當つて居るが、比律賓がコンモンウェルス政府となるまでの過去三十七年間に米國が比島の爲めに費した國帑總額二十億比(十億弗)の約九割以上は陸海軍費である。正確な數字としては一九三四年米國下院で椰子油課稅案が討議された時、テキサス州選出の民主黨下院議員リチャード・エム・クレバークが「米國は過去三十有餘年間に巨額の經費を比律賓の爲めに費して居るのみならず、比賓民は貿易勘定から言つても常に米國から受取勘定になつて居る。従つて米國市場の維持と保護の爲め多少の犠牲は忍ぶべきである」と前提して發表したものに左の數字がある。

「一八九九年五月一日より一九三三年六月二十日迄に比島の維持に、米國政府が費した額は八二二、三八五、六三九弗であつて、一ヶ年平均二、三、四九六、七〇四弗に當る。右の中陸軍に關するもの七〇八、二二二、八二五弗七五仙で、總

額の八割四分強に當る。之に次では海軍維持費の八四、五七六、四三一弗四一仙で、總額の二割二分に當る。即ち米國の比島の爲めに支出する經費の九割以上は常に國防費として費消されて居る譯である。それも大部分は陸海軍の人員費である」

その頃米國政府が比律賓にある要塞、兵營の維持、修理、建築に支出した費用は一ヶ年約百三十萬弗(二百六十萬比)馬糧、裝備費その他の經費に支出した額が三百萬弗乃至四百萬弗(六百萬比乃至八百萬比)であつた。今一九三二年度の豫算により内容を示すならば左の如くである。

駐比米軍の豫算大綱(單位比)

| | | | |
|-------------|-----------|----------|-----------|
| コレギドール要塞 | 1,100,000 | ジョン・ヘー兵營 | 1,516,511 |
| カバラオ要塞 | | ブテイ兵營 | 4,112 |
| マツキンレー要塞 | 3,016,858 | ニコルス兵營 | 3,338 |
| ストツツエンバーグ砲臺 | 2,188,730 | マニラ兵營 | 641,088 |
| 合計 | 2,605,600 | | |

| | | | |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 馬糧 | 2,543,929 | 俸給及賃銀 | 1,308,738 |
| 燃料 | 2,714,256 | 住宅費補助 | 48,941 |
| ガソリン及滑油 | 1,516,649 | 陸軍運輸費 | 423,766 |
| 補充品 | 29,625 | 裝備品費 | 111,088 |

比律賓篇

三七四

| | | | |
|--------|---------|-------|-----------|
| 電氣及瓦斯代 | 三三、四三 | 建物賃賃料 | 三六、〇二七 |
| 荷造運搬費 | 一三六、七二六 | 水道費 | 六四、五八六 |
| 雜糧食 | 九、五五五 | 蚊退治費 | 五、〇〇〇 |
| 合計 | | | 七、九二一、〇六八 |

當時右の外に比律賓巡警隊 (Constabulary) 約六千名あり全然比律賓政府に屬し、維持費五百萬比も比島側の支出する所であつたが、更に此の巡警隊の補助隊とも云ふべきもので、一九一七年三月以來駐比米國軍の指揮下にあつて十八歳から四十五歳までの壯丁を以て組織された比律賓スカウト隊があつた。其數は當時將校百名、下士兵四千九百七十八名を數へた。尤も巡警隊及スカウト隊は共に國內秩序維持を目的として編成されたもので、就中巡警隊は米國の比島占領後未だ地方の秩序維持困難な時、比律賓人の手によつて地方の土賊、蕃匪を征服せん爲めに一九〇一年タフト總督の統治下に組織されたものである。將校には最初主として米人の志願者又は退役米國軍人を採用し、其後ライト總督 (一九〇四—一九〇六年)、アイデ總督 (一九〇六年)、スミス總督 (一九〇六—一九〇九年) と相繼いで擴張方針を採り、將校にも漸次比律賓人を採用するに至るや、一部米國人中には西班牙時代の比島人軍隊の叛亂を追想して、武裝せる比島人が謀叛を起した場合如何するか等の憂慮から、頻りに反對の聲をあげた者もあつたが米國人を使用することと比較して左の如き利益があるとの理由で、結局その反對説は覆へされ漸次比律賓人を以て之に代へられることとなつた。

比律賓巡警隊

一、兵士一ヶ年の經費三百六十三弗五十仙

米國兵

一、米國兵一ヶ年の經費千四百弗

- 二、巡警隊は其地方出身者を使備す、従つて地方語を解するのみならず西班牙語を解す
- 三、巡警隊は該地方の地理、地形に通ず
- 四、巡警隊は一日十仙半の割で現金食費手當を受け、其地方に産する物を買ひ之を食す
- 五、巡警隊は地方民との接觸融和に便あり、地方民の信頼を受

- 二、米國兵は米國より來り、土人の言葉は勿論西班牙語を話す者も極めて少し
- 三、米國兵は地方の地理地形に全く暗し
- 四、米國兵は一日廿四仙三の食費手當でそれも肉の貯藏に米を必要とし、米國からの運搬費を要す
- 五、米國兵は地方民と融和せず、習慣、風俗に通ぜず、問題を起し勝なり

比律賓巡警隊の成績は頗る良好で一九二〇年マニラ市に於て下士官の指揮の下に巡警隊兵士が市警察隊と衝突を起して十數名の死傷者を出したのが唯一の悪記録であらう。一九三二年には將校三百九十八名 (内米人將校二十三名)、下士卒六千三百名で、歩兵百二十七個中隊と砲兵半ヶ中隊に分れて居たが、今日では將校五百四十九名 (内米人將校八名) 下士卒八千五百十二名に増員され、此の外信號隊二個中隊、化學戰隊二個中隊、榴彈砲隊一個中隊、機關銃十二門、トムソン式副機關銃數門を有つて居る。現巡警隊總監は歐洲戰爭參加の勇士バシリオ・ヴァルデス少將 (比律賓人) である。巡警隊維持費は一ヶ年約二百六十萬比であるが、一九三四年末の比島議會は外に巡警隊航空部建設費五十一萬九千比、巡警隊擴張費百二萬五千三百三比を可決し當時の總督マーフィも之を裁可した。

次に海軍費としては米國は一九三二年に於てカヴィテ海軍軍港だけに八百二十八萬五千二百九十四比を支出したが、此の外火藥庫、潜水艦根據地及オロンガボ港 (マニラの北方五十哩) の經費を加算すれば約千六百萬比に及んだ。カヴィテの軍港が一九二二年二月一日の、英、米、佛四ヶ國太平洋防備制限協定 (海軍々備制限條約第十九條) 成立以前

から存在する關係上、同制限からは除外されて居たが比島の戦時に於ける價值に就ては、英國の海軍通たるヘクター・パイウオターは其名著「太平洋海權論」(二五六頁)に「日本にして若し比島を占領せんとするならば何物も之に抗すべき術なし、故に比島に高價なる砲臺を構築する如きは無用の業である」と述べ、又事實當時一般に想像されて居た程の構築は施されて居らなかつたと云はれてゐるが、一説には既にカヴィテ軍港の防備は完全に構築されて裕に米國の太平洋艦隊全部を收容し得る設備さへあると傳へられた。併し先年倫敦の海軍々縮會議から日本が脱退し太平洋防備制限協定も其効力を喪つてからは、米國もカヴィテ軍港以外の地に要塞又は海軍根據地を建設することは自由となつた譯である。

最後に空軍の沿革であるがマニラ空上に初めて飛行機の影を見たのは一九一一年の謝肉祭の時で、其時の操縦者は氣球手として有名なラツキー・ポールドウインであつた。軍用機ライト型B機が初めて比島の空上に雄姿を現はしたのも同じ年の秋のことであつた。其後の航空隊長はフランク・ビー・ラム中尉で後のテキサス州サンアントニオ航空練習隊司令ラーム少将である。翌年三月にはフォート・マツキンレーに陸軍航空學校が新設された。一九一三年春比島空軍最初の犠牲者としてバサイ灣沖に惨死したビー・シー・リツチ中尉は當時の航空學校教官の一人であつた。一九一五年には米軍第二航空隊第一中隊が比島に移駐し、翌年には第二航空隊信號隊がコレギドールに新設され、更に翌年にはバラニアケ海岸に陸海兩用の格納庫が三基建設された。次で一九一九年にはステイヴノット少佐がルソン、ミンダナオ兩島間の往復飛行を敢行して島間連絡飛行の先鞭をつけ、翌々年には同少佐によつて比島定期航空路が開拓されたが、財政困難で一年足らずで中止されて了つた。併し比島に於ける米國空軍の陣容は一九二〇年になつて漸く確立し、翌年には第一

偵察隊が第四偵察隊となり、之に爆撃隊が追加隊され、第三偵察隊が第三追撃隊となり、第四偵察隊と合して第四混成隊となつた。

然し國內の秩序と治安の維持だけであるならば從來の警備目的の巡警隊程度のもので、海軍に依存して事足りたかも知れぬが、コンモンウェルスの十ヶ年を経過し獨立後に於ては從來の軍警的組織ではその安全が保障し難いことは勿論で、經濟問題と共に比島の二大悩みであつた。之に就ては駐比米國最高委員たるマーフィ氏が一九三五年十一月十四日比島總督としての最初の演説をなした際も「國防問題が將來比島政府の財源に大きな痛手を加へるであらうことを比島民は覺悟せねばならぬ」と警告し、ケソン氏も同年七月廿日大統領候補指名受諾演説の中に左の如く述べて居る。

「予は平和の機關としての國際聯盟又は中立條約の効果を信ずる、従つて適當の時機に於て國際聯盟加入と比島中立の多邊的條約締結交渉を進める方針である。併しながら吾々は現世界の實情を無視するものではない。故に我が國防を前記の平和機關のみ依頼しては居られない。即ち國防の爲めの軍備を主張するものである。吾々は尨大な常備軍や高價な軍事施設は其餘裕もなければ賛成も出來ぬが、適當な正規軍と非常時に直ちに服役し得るやう訓練された市民軍を持つ必要はある。此の正當な國防計畫と我が正規軍及市民軍の組織、訓練に就ては予は最適の顧問を招聘する考である」(註1)。

大統領就任後ケソン氏は右演説中に述べた比島國防正規軍組織の爲め前米國陸軍參謀總長ダグラス・マツカーサー將軍を最高軍事顧問として比律賓に招聘し、次でコンモンウェルス成立後最初の議會而かも一院制となつた National Assembly によつて可決されたものが次に述べる比律賓國防法である。

一 國防の現状と將來

今日比律賓國防組織の根幹をなすものは現行國防法 (National Defense Act) で、同法はコンモンウェルス政府樹立直後の一九三五年十一月下旬開催の比律賓特別議會に上程され、翌月十二日には可決確定、更に二十一日にはケソン大統領の署名を得て一九三六年一月二日から實施された (附録 比律賓國防法參照)。

國防法第一篇第一章第二條第一項に於て「國家ノ保全ハ全市民ノ義務トス」と先づ國民皆兵主義の國防方針を定め、同條第四項に於ては「比律賓大統領ハ軍ノ總司令官ニシテ且ツ國家總動員手段ノ常時準備セラレアルコトニ關シ責ヲ有ス」と規定してある。大統領が國防軍の最高指揮官として統帥の全權を掌握することは憲法第七章第十一條第二項に

(=) 大統領ハ比律賓ノ一切ノ軍隊ノ總司令官ニシテ必要アル場合ハ不法ナル暴行、侵略、叛亂、謀反又ハ前記ノ場合ニヨリ差迫リタル危險ハ鎮壓スル爲メ何時ニテモ前記軍隊ヲ召集スルコトヲ得、侵略、叛亂、謀反又ハ前記ノ場合ニヨリ差迫リタル危險生シタル場合及公ノ安寧上必要ナル場合ニハ人身保護令ノ特權ヲ停止シ、或ハ比律賓群島又ハソノ何レノ地方ヲモ戒嚴令下ニ置クコトヲ得

と規定されてある所を再確言したもので、第三章に於ては國防會議の組織を規定し此の條項に於ても大統領が國防會議長として一切の施行命令權を有することを言明して居るがケソン大統領は翌年一月勿々自ら國防會議の議長に就任し、副大統領オスメニアを副議長に任命すると共に會議員には閣僚全部の外左の諸氏を任命した。

フランシスコ・エナゲ (代議士)、ダニエル・ランバ (代議士)、パシリオ・バルデス少將 (巡警隊總監)、ヘルメネヒル・ド・ウイラヌエバ (東ネグロス州知事)、ファン・カレイス (ラグナ州知事)、ホセ・アレハンドリノ (舊革命軍將軍)、テオドロ・サンデイコ (舊革命軍領袖)。

第四章は地方組織と題して軍管區の區別を定め又各軍管區司令官は參謀總長の直接命令を受けて當該軍管區の國防計畫の實施、豫備軍事教練に關し全責任を負つて統制指揮することを定めて居る。此の軍管區々分に關しては一九三七年七月十二日に全國を左の十軍管區に區分することが公表され、同時に軍管區司令官及幕僚の任命があつた。

第一軍管區 バギオ (ベンゲット州) ヘンリー・タイ・アレン兵營
 第二軍管區 タルラック (タルラック州)
 第三軍管區 サンフェルナンド (パンパンガ州)
 第四軍管區 マニラ
 第五軍管區 ダラガ (アルバイ州) レガン兵營
 第六軍管區 イロイロ (イロイロ州)
 第七軍管區 ペコロド (西ネグロス州)
 第八軍管區 セプー (セプー州)
 第九軍管區 タクロバン (レイテ州)
 第十軍管區 サンボアング (サンボアング州)

國防法第二篇は軍の組織で先づ第一章に於て比律賓軍は正規軍と豫備軍より成ること、比律賓巡警隊は本法可決後一

箇年内に參謀總長の隷下に移管する旨等を定め、右條項通り巡警隊は一九三六年一月十三日正規軍に編入された(註2)。
 第三章徵兵及再服役に關する第廿六條に於ては「比律賓男性市民ニシテ十八歳乃至三十歳ノ強壯ニシテ疾病ヲ有セズ品行方正、品性高潔、普通程度ノ知識ヲ有スル者」は一定の制限に従ひ徵兵することを規定し、第三篇に於ては「全比律賓人ハ兵役ノ義務ヲ有ス」る旨の國民皆兵主義再確言を冒頭に壯丁の登録申告、抽籤による徵兵方法を詳細規定して居るが一九三六年四月一日より七日に至る一週間に全群島に一齊に行はれた適齡壯丁(一九一六年出生)登録受附は反對派の宣傳があつたにも拘らず總登録者數十四萬八千九百六十四人と云ふ好成績をあげた。その中抽籤によつて服務者四萬人を決定した。各徵兵區別による申告登録者數と服務決定者數左の如し。

| 徵兵區 | (包含州及市) | 申告登録者數 | 服務決定者數 |
|-----|------------------------|----------|---------|
| (一) | 北ルソン區 (アブラ州外八州及バギオ市) | 一五、九三〇 | 四、二八〇 |
| (二) | 中央ルソン區 (バタアン州外九州及マニラ市) | 三七、五五五 | 一〇、〇八四 |
| (三) | 南ルソン區 (アルバイ州外十州) | 二一、〇四一 | 五、六五四 |
| (四) | ウイサヤス區 (アンチケ州外八州) | 五六、四七二 | 一五、一五八 |
| (五) | 北ミンダナオ區 (ブギドノ州外四州) | 一〇、六五二 | 二、八六四 |
| (六) | 南ミンダナオ區 (コタバト州外三州) | 七、三一四 | 一、九六〇 |
| 合計 | | 一四八、九六四人 | 四〇、〇〇〇人 |

尙ほ右國防法實施に伴ふ第一回(一九三六年)國防豫算は左の如く發表された(單位比)。
 (一) 正規軍豫備軍に要する俸給並に手當 六、七七五、九九〇

| | | |
|------|------------------------|-----------|
| (一) | 正規軍將校の俸給並に手當 | 三、一八九、三五〇 |
| (二) | 正規軍下士官の俸給並に手當 | 二、一一八、三〇四 |
| (三) | 正規軍に参加せる軍事教練服務者の俸給並に手當 | 五三〇、〇〇〇 |
| (四) | 正規軍將兵の退役手當 | 三〇〇、〇〇〇 |
| (五) | 豫備軍常勤將校の俸給並に手當 | 二二二、八八〇 |
| (六) | 其他の軍關係の傭員の俸給並に手當 | 三九七、九五六 |
| (七) | 豫備軍事教練に關與する者の俸給並に手當 | 一七、五〇〇 |
| (八) | 正規軍の食料及維持費 | 三、六四六、七〇〇 |
| (九) | 兵 站 費 | 二、八九六、二〇〇 |
| (一〇) | 病院 衛生 費 | 四〇、〇〇〇 |
| (一一) | 宿 營 費 | 一五〇、〇〇〇 |
| (一二) | 教 練 訓 育 費 | 五五四、〇〇〇 |
| (一三) | 慰 安 費 | 三、〇〇〇 |
| (一四) | 將 兵 葬 典 費 | 三、五〇〇 |
| (一五) | 正規軍、豫備軍の移送交通運輸費 | 一、一九二、〇〇〇 |
| (一六) | 兵器彈藥其他の軍需費 | 三、六六六、八四一 |
| (一七) | 組 織 費 | 五三五、〇〇〇 |
| (一八) | 雜 臨 時 費 | 一八〇、〇〇〇 |
| (一九) | 第十 國 防 | 三八一 |